

秋田県公文書館

研究紀要

第32号

講演録

文書館のしごとー地域おこしとアーカイブズによせてー
..... 新井浩文 ... 1

市町村事例報告

世紀の大事業 八郎潟干拓で誕生した大潟村を未来に伝える
..... 高橋真也 ... 17

研究

秋田県公文書館の学校連携事業について
..... 古文書チーム ... 27

資料紹介

秋田県庁文書群「公務控」
..... 古文書チーム
公文書館古文書整理ボランティア参加者 ... 55

報告

連携展示「平沢常富とその時代」
..... 伊藤成孝 ... 89

令和7年度 活動報告 101

令和8年3月

文書館のしごと

―地域おこしとアーカイブズによせて―

埼玉県立文書館 学芸主幹 新井浩文氏

はじめに

1 埼玉県立文書館について

ご紹介に預かりました埼玉県立文書館の新井浩文と申します。今日の話は「文書館のしごと―地域おこしとアーカイブズによせて―」ということですが、しばらくの間、お聞きいただければと思います。

私が所属している埼玉県立文書館は、昭和四十四年（一九六九）に設置され、以来五十年以上が過ぎました。都道府県の文書館で最初に開設されたのが山口県立文書館、次に京都府立総合資料館（現：京都府立京都学・歴史館）、そして東京都公文書館でして、四番目にできたのが埼玉県立文書館です。いずれも公文書館法ができる前に開設された公文書館で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教法）」による設置です。



埼玉県立文書館の外観



埼玉県立文書館の収蔵庫

そうした意味では歴史の古い館ですが、最近どのような取り組みをしているかをお話します。現在、私が働いているのは、昭和五十八年（一九八三）にできた煉瓦調タイル張りの建物で、五年

前に全面改修工事を行いました。建物は、全体の五割ぐらいを蔵庫が占めています。

埼玉県立文書館は、埼玉県立図書館の一角を増設し、文書課ができたところから出発しました。「公文書館法」が無かった時代に開館できたのは、図書館が公文書と古文書を収集していたからです。今でいう図書館の「郷土資料部門」「郷土資料コーナー」からスタートしました。

そのうち、「文書館を是非設置してほしい」という、今日の会議テーマの「地域おこし」にも繋がる要請が県民の中から出ました。県民といっても埼玉県地方史研究会という団体で、そこが県議会や知事に宛てて「郷土史研究のかなめ、母体になるような施設を作ってほしい」という要請文を出し、それが認められて文書館ができたことになりました。

その後、大量に行政文書と古文書を受けるようになったので、県庁近くの県職員駐車場に文書館の場所を移転しました。

これは、新しく公文書館を作る時、どこに作れば良いかという問題に関わりますが、埼玉県立文書館の場合、たまたま場所が空いていて、地上四階・地下二階の建物を作ることができました。県庁に近いことで、県職員の利用率が非常に高いというメリットがあります。全国で一、二を争うほど、県職員の利用率は高いです。

ただ、県庁職員ほど市民の方々の利用があまり高くはなくて、



昭和 25 年の「戦後報道写真」
(浦和・常磐小学校のパン給食)

どうしたら増えるかという課題があります。

この間、埼玉県立文書館では、全面改修しました。秋田県では、戦前期の行政文書が県指定有形文化財に指定されたと聞きましたが、埼玉県では、戦前期までの行政文書の全てが国指定重

要文化財になりました。そのため、保存環境のための増設工事も必要になり、従来の貴重書庫 1 に加えて新たに貴重書庫 2 を作りました。重要文化財の専用保管庫ということで、文化庁の指導を仰ぎながら増設の形で改修工事を行いました。国指定文化財を所蔵しているため、保存に関しては空調設備ほかかなり力を入れています。

埼玉県立文書館で取り扱っている資料は、行政文書、古文書、地図に加えて、地元企業の資料もあります。

写真の資料は、「戦後報道写真」といい、地元の埼玉新聞社から寄贈されたネガフィルムからの画像です(1)。デジタル化して公開する作業を続けていますが、現在、文書館でも非常に利用率が高く、スポーツなどの大きなイベント関連事業がある時には必ず利用されます。国体や東京オリンピック時の写真などはデジタル

で公開しており、一般の方々には結構利用していただいています。

地元企業の資料では埼玉新聞社のほかに、大きなところでは旧埼玉銀行（現・埼玉りそな銀行）の経営アーカイブズも寄託されており、公開しています。そのような形で、結構地元の地域資料を幅広く集めているのは埼玉県立文書館の一つ目の特徴です。

また、地図センターという閲覧室を設けています。全国の公文書館で地図だけを個別に扱った部署を持っている館は無いと思います。先ほど埼玉県立文書館は、埼玉県地方史研究会の請願によって開館したと申しましたが、平成五年（一九九三）に埼玉県地理学会から地図に特化した収集室が作れないかという話があり、地図センターができたわけです。国土地理院の地図を単に集めているだけではなく、都市政策課が管理していた昭和四十一年から平成七年まで（一九六六～一九九五）の県内各所の航空写真も全部ネガフィルムで保存し、デジタル画像で公開しています。地図にある意味で特化した閲覧室を持っていることも、埼玉県立文書館の一つの特徴です。

さらに、もう一点の特徴についてですが、平成五年（一九九三）に終了した『新編埼玉県史』編纂事業を、修史事業として継続させるべきだという意見が館の内外から出たことで、埼玉県立文書館に『新編埼玉県史』編纂事業を引き継ぎ、史料編さん担当というセクションが新たに設けられました。そこで、『新編埼玉県史』で収載できなかった資料類を翻刻し、引き続き資料集を『埼玉県

史料叢書』として毎年一冊ずつ刊行しています。後で述べますが、編纂事業をやるということは文書館の収蔵資料を活用するということに繋がるわけです。

そして、通常の閲覧サービスの他に、展示事業があります。NHKの大河ドラマ「べらぼう〜蔦重栄華乃夢噺〜」に絡めて秋田県公文書館でも展示を開催された話を伺いましたが、埼玉県立文書館でも、今年はこのドラマに関連して、蔦屋関係の当館所蔵資料全てを展示してみました。なるべく大河ドラマ、それから、朝ドラ（連続テレビ小説）関係の資料も、展示に出すように努めています。

加えて、子ども向けの事業を各種行っています。一つは、「子ども体験教室」と名付けた、いわゆる物づくり教室、もう一つは学校への出前授業です。特に地図に関しては、地図センターの職員を中心に屋外授業の形で演習みたいなこともやっています。

新館に移ってからは、重要文化財を所蔵しているため、特に注意して各書庫の保存環境を管理し、総合的病害虫管理(IPM: Integrated Pest Management)に取り組んでいます。防虫手段としては、現在は従来の燻蒸薬剤が使えないため、館外から搬入した資料に対して、殺虫燻蒸処理ができない問題があります。そこで、今年度からは新たに館内でIPMのやり方を細かく徹底し、保存管理チームが、毎日、温湿度のチェックと、外部からの虫侵入の有無を確認しています。これは、職員総出の仕事です。また、大

規模改修工事の際、薬剤燻蒸は今後使えないという予測があったので、燻蒸釜を薬剤に抛らない窒素ガス燻蒸方式に転換しました。この方法だとカビは死なないので、外部から受け入れた資料の虫侵入には、必ず燻蒸釜を通してから収蔵庫に入れているので、かなり効果的です。

2 『文書館のしごと―アーキビストと史料保存―』執筆余話

私は、埼玉県立文書館に勤務して今年で通算二十八年目になります。六十歳定年で一度退職をして、現在は再任用の身分ですが、三十年近く勤務していることになりました。

元々は県の博物館に学芸員として採用されました。博物館で六年ほど働いて、その後最初の異動先が文書館でした。そこで何年か働いた後、次の異動で四年間ほど県庁の文化財保護課に行きましたので、県内の文化財全般の仕事も経験しました。その後また文書館に戻ってきて、現在に至ります。

私は博物館と文書館とでは機能が異なることを理解しないまま文書館の世界に飛び込み、やればやるほど面白くなり、結果的にはずっと働き続けることになりました。

私は定年退職で仕事に一区切り付いたのを機に、令和六年（二〇二四）に『文書館のしごと―アーキビストと史料保存―』という本を吉川弘文館から上梓しました。中身は、これまで書いてきた論文をまとめたもので、少し硬い内容ですが、多くの方にお読



みただければと思っ
手に取りやすい装丁で刊
行しました。

実は、この『文書館のし
ごと』を出すきっかけはも
う二つありました。一つは、

令和三年（二〇二一）に国

立公文書館が認証アーキビスト制度を始めたことですが、
から「アーキビストってどんな仕事？」とよく聞かれるのですが、
普段やっている仕事を一から説明するのは大変なので、自分なり
のアーキビスト像に基づき報告したいと思ったのです。仕事より
資格が後からできたというのが現実ですが「実際の文書館ではど
んな仕事をやってきたか」ということを、この本で少し紹介させ
ていただきました。

もう一つは、最近「アーカイブズ」という言葉がたくさん出て
きて、あちこちで聞くわけですが、やはり言葉が独り歩きしてい
ます。実際に「アーカイブズ(Archives)」の語義には、「文書館で
所蔵する資料」に加えて「文書館」もあり、分かり難いです。そ
れならば、語義もまとめて説明したいと思っていた矢先に出版の
話が来たので、右のような形にさせていただいたというわけです。
出版社の方も「認証アーキビスト制度ができて、アーカイブズ
という言葉があちこちで聞かれるようになったが、文書館の仕事

がよく分からない、文書館と公文書館の違いも分からない、アーカイブセンターという名称もある、そうした中でどんな仕事をしているのかを、簡単に書いて欲しい」という依頼でした。

この本の中では、今日の講演テーマ「地域おこし」に絡む話を、第三章第二節で「地方創生」の言葉を使って書きました。今日はその部分のエッセンス的なものを、少しばかり紹介しながら、お話を進めていきます。

一 記録資料（古文書等）を取り巻く社会環境の変化

1 高度経済成長と地方史研究ブーム（一九七〇～八〇）

まず「記録資料」いわゆる「アーカイブズ」を取り巻く社会環境の変化を年代的に追いかけてみます。古文書等の取り扱いが公文書館建設の話に繋がってくるのは、いつ頃からかということです。

冒頭で埼玉県立文書館の話をしました。埼玉県では文書館設置条例制定が昭和五十年（一九七五）のことでした。先に述べましたように文書館自体は、それより前の同四十四年（一九六九）に開館していましたが、設置条例が伴ったのは同五十年になってからです。この頃、高度経済成長が終わり安定成長に移った中、地元では地方史研究がブームになりました。一般的に郷土史研究と同類と思われがちですが、実質的には戦前から続く郷土史研究

とは違う形で「地方史研究」が盛んになりました。

この原因の一つは、各地に文書館とか地域の博物館ができ始め、記録資料を取り扱う拠点になったことがあります。二つめは、右のような施設に専門職員として学芸員が配置され、記録資料の公開や展示が始まったことが挙げられます。

三つめは、自治体史の編纂です。埼玉県では一九七〇年代から一九八〇年代に、ほぼ全ての市町村が自治体史の編纂を始めていますが、当初はどの市町村においても、自治体史の編纂方法が全然分からなかったのです。

埼玉県の場合、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（以下、埼玉協）という団体があります。これは、自治体史編纂に関わる市町村職員の集まりの場を、「市町村史編さん連絡協議会」とし、県立文書館が事務局となり立ち上げたものです。自治体史編纂においては、学芸員や出向教員が専門職として中心的に活動できているればよいのですが、多くの場合、首長部局でスタートして一般の行政職員が配属されました。

そこで、そういう方たちを対象に、自治体編纂のノウハウを教えるための研修会を実施しようということになり、文書館が音頭を取ってきた団体が埼玉協だったのです。この団体ができたことが、埼玉県内の自治体史編纂に大きな力になりました。

そこで、編纂に使う資料は文書館が積極的に収集するので、それらを使って自治体史を作れば良いという館の在り方を提示し



八潮市立資料館

ました。この頃は市町村の文書館はまだできていないので、編纂で利用した古文書の管理をどうしようかという話になりました。所有者の自宅に返却した例もありましたが、「要らない」といわれてしまうと引き取り先がなくなりません。文書館に連絡が来ると、書庫スペースが増える見込みで資料全部を受け入れ、閲覧公開する流れを作りました。

この段階で、県立図書館から県内全ての戦前行政文書が移管されていたので、それらも使って自治体史を作ってくださいという流れを作りました。

写真の八潮市立資料館は平成元年（一九八九）にできた館です。これは、八潮市史編纂事業が終わる少し前ぐらいに、事業で収集した資料を中心にアーカイブズ機能を持った資料館としてできました。これは、埼玉協が集めた資料を保存公開する施設で自治体も持つべきだと音頭を取って進めました。その時に博物館ではなくて資料館にすべきだとして設置条例を制定しています。

この時は「公文書館法」制定後でしたので、設置条例の中に同法の趣旨が入っています。アーカイブズ機能を持つ市町村立の資料館としては県内初でしたので、大きな意味を持った施設だと思

います。このような施設ができ始めた一つのきっかけが自治体史編纂であり、多かれ少なかれ、全国的にどの自治体でも同じではないかと思えます。

2 「公文書館法」施行（一九八〇～九〇）

一九八〇年代から一九九〇年代にかけては「公文書館法」（一九八七年一月一五日公布）が大きく影響してきます。同法に基づいて、各地に公文書館が設置されました。実は「公文書館法」制定以前と以後で、公文書館の新設数に違いが出ているかを調べたことがあります。その結果「公文書館法」制定後は、かなりの率で新設館が増えていきます。それ以前は教育委員会で公文書館を設ける自治体が多かったのですが、法制定以後は首長部局で設ける自治体が増えます。

「公文書館法」第三条には次のように定められています。国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

ここで誤解してはならないのは「公文書館法」は国のみを対象としているのではなく、地方公共団体に向けての法律でもあることです。これは一応責務規定ですけれども、地方公共団体についても法律で規定されているのは大きなことです。市町村職員の方々に「作らなければならない」という具合に説得しやすかったわけですね。これが「公文書管理法（公文書等の管理に関する

法律二〇一一年四月一日公布)になると、国を対象にした法律なので、地方公共団体については第三十四条で定めていますが、「努力規定なので設置しなくてもよい」とも解釈されてしまいます。それに対して「公文書館法」では地方公共団体の責務として明記していますので、ここが重要なところですよ。

そして、「公文書館法」の中で最も重要な部分は、次に挙げる第四條第二項ですよ。

公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

〔罫線、筆者〕

つまり、専門職員を置くことを条文に明記しています。「博物館法」(一九五一年二月一日公布)で学芸員、「図書館法」(一九五〇年四月一日公布)で司書を置くことと規定されているように、「公文書館法」で専門職を置くことを規定していることは非常に大きな意味を持っています。たった一条ではあっても、法律に「専門職員を置く」と書かれていることは重大なことで、公文書館の性格を端的に表しています。すなわち、公文書館は重要な公文書等については単に保存管理だけでなく、調査研究をしなければなりません。ただし「調査研究」とは何をやるのかについては、「公文書館法」の条文中では個人研究とは一切書かれていません。公文書館を機能的に運営するために必要な「調査研究」であり、例えば所蔵資料の検索性を高めるため、来観者や地域のニーズに応える

ために調査研究を行うことが専門職員の仕事になるのです。これが、「公文書館法」の極めて大事なところですよ。

しかし、本法には第四條第二項に係る附則があり、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四條第二項の専門職員を置かないことができる」と書かれています。公文書館関係者の間では「置かないことができる規定」と呼ばれていて、これに盾を取ると「専門職員は置かなくても良い」と解釈されてしまいます。この附則がずっと削除されなまま四十年近く経ちました。そのため、本当に専門職員を欠いた館もできているのが現状ですよ。ですから、せつかく公文書館を開設しても「専門職員は置かなくて良い」と安易に解釈させてしまう附則が「公文書館法」の厄介な部分になっています。

今は、この附則を撤廃する運動を始めなければならない時期に差し掛かっています。その理由は、国が設置する公文書館に専門職員が配置されるようになったからです。国立公文書館には公文書専門官がいます。これに対して、地方公共団体では、前述の附則の「置かないことができる規定」によって、「公文書専門官」「アーキビスト」を肩書上で名乗れる専門職員がほほいしない状況のままですよ。これは由々しき状況で私も現在の肩書きは学芸主幹ですよ。が、学校から派遣されてきた教員もいます。さらに司書も行政事務職員もいます。その状況は良い面もあるのですが、「公文書館法」に謳う専門職員の肩書きが欲しいというのが、私の職場であ

る埼玉県立文書館でも実態なのです。

これに関して「そろそろ附則の撤廃をしてもよいのではないか」という声は、公文書館関係者の間から聞こえてきます。令和二年（二〇二〇）から国立公文書館でアーキビストという認証制度が始まりました。五年で免許更新の厳しい制度で、今年はその最初の更新を迎えています。そのような時代の流れで、国が認める専門職員、すなわち認証アーキビストの養成や研修も始まっています。ですので、前述の附則が記された四十年近く前と現在とは、状況が変わりました。私は「公文書館法」について、附則を取り払った方が良いと考えています。公文書館を普及させる上には、附則の撤廃が大きな意味を持つのではないかと思っております。

3 阪神淡路大震災・「公文書管理法」施行（一九九〇～二〇〇〇）

さて、一九九〇年代から二〇〇〇年代に入り、記録資料を取り巻く問題として自然災害の発生があります。平成七年（一九九五）一月に阪神淡路大震災、同二十三年（二〇一一）三月に東日本大震災が起こります。翌四月に「公文書管理法」ができませんが、これは阪神淡路大震災時にできた一つの大きな流れです。また、神戸に「歴史資料保全情報ネットワーク（後、「歴史資料ネットワーク」（史料ネット）」という歴史資料レスキュー組織が、関西の歴史学会の結集で結成されました。

阪神淡路大震災では、役所の潰れた庁舎から公文書や民家の古文書を取り出す作業をしなければなりません。そうした時、すぐ、資料のレスキューに動ける人たちを作っておかなければならないということに結成されたのが史料ネットなのです。昨年一月の能登半島地震でも、自治体職員はほとんど動けません。住民の安全確保を最優先に動きますので、資料の救助にはほとんど動けません。そのため神戸大学を中心に史料ネットができ、これに文化庁も関わって、文化財レスキューのネットワークが誕生しました。昨年の能登半島地震でも史料ネットが活動しています。

史料ネット活動の効果は非常に大きく、従来自治体史編纂で使われながら忘却されるか、未調査だった資料が続々出てきました。襖の下張り文書については、以前は誰も関心をもっていませんでした。しかし、災害後の資料調査を通して、襖の下張りに重要な古文書があると再確認され救出されました。さらには既に公文書館が設置されている自治体では、資料整理の過程を経て一般に公開されるという流れになりました。

一九九〇年代から二〇〇〇年代の動向で、もう一つ重要なことが「公文書等の管理に関する法律」いわゆる「公文書管理法」の制定です。この法律は平成二十一年（二〇〇九）にできたものですが、「公文書館法」とは異なり国機関を適用対象とした法律です。第一条を見ると「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等」と書いてありますから、国やそれに準

ずる独立行政法の公文書が対象になります。実際に、国立公文書館や外務省外交史料館、宮内公文書館など国のアーカイブズ機関があります。第一義は国機関あるいは国の独立行政法人に関わる文書の保管なのです。

ただし、「公文書管理法」を根元的に考える時に重要視すべきは、「何故、そのようなものを集めなければならないか」という意義が第一条に明記されている点です。これは、自治体もすっかり意識すべきだと思います。同法には次のようにあります。

健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

長い文章ですが、「国民」のところを「県民」とか「市民」に読み替えてみてください。皆さんはどう考えますか。「やらなければ駄目」という話になると思います。根幹は民主主義です。同法にも「健全な民主主義の根幹」とはつきり書いてあります。地方行政にとっても「健全な民主主義」は非常に大事なことです。こ

の「健全な民主主義」を実現するためには、まず公文書の管理が必要になります。「公文書管理法」は「消えた年金記録」すなわち厚生省により一部の年金記録が廃棄されており、確認できなかった事件の直後にできた法律ですから、公文書の適正な管理は大事なことと、現用文書だけではなく、非現用文書を評価選別して将来残す活動も重要だということを第一条で謳われています。

また第十五条で「特定歴史公文書」というジャンルが作られ、それは公文書館に移管し保存するということも明記されています。これも大きな点であり、国立公文書館の位置付けがはっきりしています。ここは、「国」を「県」「市町村」と読み替えれば、とても分かりやすくなります。

さらに、第三十四条「地方公共団体の文書管理」では、自治体も法律の趣旨に則って、国と同じように施策を組むべきことを書いています。要するに、都道府県や市町村でも「公文書管理条例」を作る努力義務を謳っているのです。努力規定ですから、責務規定よりも強いのです。ですから「国の法律だから、自治体は関係ない」ではないのです。第三十四条ではつきり「地方公共団体の文書管理」と規定し、「法律に準じてどうやっていくか」を県や市町村でも考えなければならぬのです。

「公文書管理法」が法律として定められた意味は大きく、ここで謳われていることは、私たちが日頃の生活規則を守っているの

と同じくらい大事だと改めて考えるようにしています。ですから、まず原点に戻るべきです。組織で「公文書管理法」と「公文書管理法」に書いてあることを検討し、その次に公文書館を作る方向性を考えれば、それが多分今日のテーマである「地域おこし」にも繋がっていくのです。

二 自治体史編纂の成果と課題

1 戦前の自治体史編纂の反省

現在、私は埼玉県立文書館で『埼玉県史料叢書』編さん担当で働いています。ここからは、自治体史編纂に絡めて「文書館のしごと」の話をします。

自治体史の編纂にも歴史があります。自治体史は戦前にも各地で作られ、『秋田縣史』も大正時代に刊行されました。公文書館が無い時代の県史は、通史編のみで、資料編は作られないという特徴があります。戦前にも図書館で郷土資料として古文書を収集していましたし、東京大学史料編纂所に自治体史編纂で通ったかも知れませんが、資料編は作らないのです。

その形でも読む人からすれば十分理解できるのですが「自治体史を足がかりにして研究を進めたい、この県史で使っている資料の原本を見たい」という研究者にとっては不十分でした。

旧埼玉県史は旧秋田県史と似たような通史編を戦前に五冊ほ



『秋田縣史』全7冊

ど刊行しているのですが、記述内容の出典が書かれていない部分が多いのです。私も埼玉県でも、資料の出典が分からず研究に支障が出る例が今だにあります。その反省から、戦後の自治体史ブームでは資料編を作る考え方になりました。

県史編纂の一つの目的は本を刊行することですが、同時に資料も収集しているので、収集した資料をどう保存しておくかという問題が、公文書館設立につながるわけであり、これは今後も続いていくと思います。ですから、自治体史編纂という事業は、資料保存に関して結構重要な意味を持ちます。

2 昭和の市町村合併の影響

編纂事業に絡めて話しますと、市町村合併も資料保存にとって大きな環境の変化だったと思います。平成の合併が二十年ほど前にありましたが、七十年ほど前には昭和の合併もありました。この時、かなりの数の町村が合併して市になりましたが、旧町村で持っていた資料はどうなったのか気になり、埼玉県内について調



『秋田県町村合併史』

べたことがあります。すると、昭和の市町村合併の際には、自治省が各都道府県に市町村合併史の刊行を進めさせていたことが分かりました。合併した時に町や村で持っている重要な古文書とか行政文書等の資料が散逸する危険性があるので、保存とともに、それらの資料に基づいて合併史を作るよう国が推奨していたのです。

この時の合併史を調べると、様々な資料を集めて掲載していたことが分かりました。合併史の編纂にあたっては、「このような資料を残すと良い」というアウトラインを国が示していたのです。これは、現在の資料の評価選別と通じるものがあります。合併史はほぼ全国の都道府県が作っているもので、横断的に見ると、同じような資料が統一的に残っています。これを現在の公文書館の収集保存基準と照らし合わせると、昭和合併時の保存のアウトラインにある資料がきちんと残されているという裏付けも取れます。市町村合併史を作ることは、地方自治の流れから見て非常に重要であり、国が文書を出して主導していた意味は大きいのです。都道府県は国から言われたとおり市町村合併史を編纂しました。ですので、その際の収集資料が都道府県に残っているはずですが、

埼玉県の場合も、関連資料が全て保存されています。

3 平成の市町村合併の影響

残念ながら、平成の市町村合併の時には、総務省からこのような通達が出されませんでした。その理由は何故かというところ、もう地方自治の時代だからの一言で終わりだったと聞いています。市町村合併史を作った県もありますが、そうでない県が圧倒的に多いのです。

その結果、せっかく合併史時に集めた資料が今どこにあるか分からないという自治体が多い状況になっています。文書館等に引き継がれていれば良いのですが、そうでない場合は、あの時集めた資料の所在が不明であるというケースが平成の合併後には起こっています。平成の合併は昭和の時より規模が大きいので、資料散逸の問題は大きいのです。

秋田県公文書館の場合は、平成の合併の際、全県的に旧町村の公文書の所在調査を行いました。現在も全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）のホームページにある「アーカイブズ実務情報リンクバンク」から「秋田県公文書館『市町村公文書等保存状況調査報告書』」をダウンロードして見るることができます。

平成の市町村合併から二十年以上経ち、埼玉県内では新たな自治体史を編纂する動きも始まっています。埼玉の事例では『さいたま市史』や『熊谷市史』など、最近もいくつかの自治体史の編

纂が始まっています。ただし、いざ編纂を開始すると、昭和の合併時よりも資料が散逸している状況が出てきています。

秋田県内では大仙市アーカイブズが十年ほど前に、大曲市と仙北郡内七町村の合併を経て公文書館として設立されましたが、これは非常に大きな流れと言えます。「合併前の旧町村で持っていた資料を散逸させない」という思いが文書館の設置に繋がったこととはとても大事なことです。

長野県では特に右のような動きが盛んで、安曇野市ほか多数の自治体公文書館が開設されています。このように合併前の旧自治体の資料を集めることは大事で、埼玉県春日部市のように合併をきっかけに市史編纂終了後も継続して資料収集を事業に位置付けた自治体も出てきています。公文書館は作らないが、自治体史編纂と併せて資料の収集保存を行うと明確に打ち出している自治体も出てきており、様々な所で新しい動きが出ています。

三 公文書館の機能と役割

1 国や自治体のガバナンスの検証

公文書館の役割と機能の話に移ります。これまで述べたように、各地の公文書館は様々な経緯で開設されていますが、その役割と機能は二つあります。国立公文書館の前館長・加藤丈夫氏が次のように述べています。

まず一つめは、国や自治体のガバナンスで、統治・支配・管理の検証ということですが、これは法律や条例など住民の暮らしに影響を及ぼす社会の決まりについて、その内容とそれが設けられた経過を後の世代の人たちが検証できる仕組みです。これは民主主義の根幹であり、「行政の施策がこう決まりました」ではなくて、そこに至った経過の措置が分かるように文書を残すということですが、これを検証できる場所が、国や自治体のガバナンスの拠点たるべき公文書館なのです。

2 住民としてのアイデンティティの確認

二つめは、自治体住民としてのアイデンティティの確認です。古文書の保存公開も当然含まれてくるので、一番大きな話になります。先人の残した貴重な資料から国や地域の優れた文化や伝統を理解することで、国民として、地域住民としての誇りや自信に繋がるといふことなのです。

これら二つの機能が、自治体立公文書館を立ち上げる際に押さえておくべき前提になります。加藤氏は、特に地域の住民のアイデンティティを確認する場合、公文書に加えて、古文書を含む地域資料を保存公開することで、車の両輪として公文書館の機能が充実すると述べています。これは、非常に重要な視点です。国立公文書館の館長が右の理念を示しているのは、自治体公文書館の職員にとって非常にありがたいことです。地方自治体における公

文書館のあり方、これを考える時には加藤氏が述べられた二つの機能は、基本の「き」だといつも心に留めています。

四 記録資料（アーカイブズ）の社会貢献

1 公共財としての記録資料（アーカイブズ）

さて、いよいよ本題の「地域おこしとアーカイブズ」、すなわち「記録資料（アーカイブズ）による社会貢献をどうするのか」という話に入りましょう。

一つめは「公共財としての記録資料」という考え方です。「文化財」ではなく「公共財」と敢えて言い換えると「みんなのもの」という考え方になるのです。「文化財」だと貴重なものだけを対象とするような印象がありますが、「公共財」であれば、文化に



商標登録認可時の公文書

関わらなくても残すべきものになります。「とにかく、みんなのものだ」という語感で、「公共財」という言葉を使うケースがあります。「地域の古文書や公文書はみんなのもの」という言い方なら分かりやすいでしょう。それでは、実際に、このことを地域住民に周知するにはどうしたら

良いのかを、埼玉県立文書館の事例から紹介します。

県民に所蔵公文書の大事さを説明する時、戦前の「埼玉県行政文書」一一、二五九点が国の重要文化財になったことがありがたい力になっています。これは、「公共財」すなわち「みんなのもの」が重要だから国指定の重要文化財になったと言い換えることができます。そこから、県庁に対しても、県民に対しても、戦前のものが国の重要文化財になるぐらいだから、戦後の行政文書も将来的に文化財になる可能性があるという説明ができるわけです。

写真は、「埼玉県行政文書」中にある「埼玉県製糸会社」の海外輸出用絹糸の商標ラベルです⁽²⁾。埼玉県は養蚕が盛んで、明治初期から絹糸を海外に輸出していました。海外輸出用のラベルを作る時に商標登録が必要でした。このラベルも国指定重要文化財なので、こういったものを見てもらうと、公文書保存の重要性について理解してもらえらるわけです。

埼玉県から地場産の優れた特産として絹糸が海外まで輸出されていったという説明は分かりやすいものです。

2 記録資料（アーカイブズ）は誰の物か

二つめは地域のアイデンティティと繋がる話で、「資料は誰のものか」という極めて大きな問題です。私が三十年近く取り組んでいる課題の一つに「何故古文書はなくなってしまうのか」という問題があります。その理由は、古文書の多くが個人の私有財産

である点に起因します。個人が所有する古文書は、法律上では「文化財保護法」による指定で保護できますが、裏返して言えば指定しなければ守れないのです。

例えば村の名主文書は江戸時代には公的な行政文書でしたが、現在子孫の家で所蔵していることが多く、個人の私有財産になっています。私有財産なのですが、かつては公文書であったものが市場に流れて良いのでしょうか。この問題はとても大きく、所蔵者の代替わりや家の処分等で散逸しているケースが多いです。『文書館のしごと』にも書いたのですが、なぜ市場に出回ってはいけないのかという話になります。インターネットのオークション・サイトでは、名主（庄屋、肝煎）の文書がたくさん売買されています。「古文書が必要な方はここにクリックしてください」という案内まであり、手軽な感じですよ。

今朝（二〇二五年一月二一日）のテレビで、東京大学史料編纂所が、秀吉が本能寺の変を知る前に毛利方の有力武将に寝返りの報奨を約束した起請文を発見したというニュースを見ました。実は史料編纂所は、この文書をネット上のオークションから購入しています。「ネットが実は古文書の発掘に非常に重要な役割を果たしている」という考えもありますが、本当にこれで良いのでしょうか。

捨てられたり焼かれたりするよりは、ネット上のオークションに情報を上げて、公共機関がそれを買えば良いのですが、そう

ならない場合もあります。古文書を古風なムードの室内装飾品として買う人がいるかも知れませんが、興味本位で買った後で「書かれている中身が分からない」と転売するかも知れません。また、公開してはならないような個人情報が出た市場に流出する危険もあります。それを誰が規制するのかとなると、一度売られてしまったものは規制する余地がないのです。

売られる前に、それぞれの自治体で保存管理できないのでしょうか。これは資料所在確認というのですが、「県内にどのぐらい旧名主の家があって、その古文書はいま現在誰が保管しているのか」という状態か」という情報をそれぞれの自治体が全部把握しているのかとなると、おそらく行っていない所が多いと思います。ある自治体では、自治体史編纂が終わって古文書を家に返した途端、売られてしまったというケースがありました。しかも自治体史編纂の中で整理をして封筒に入れて文書全体の目録を付けたら、その目録ごと売られていたのです。所蔵者から見れば、自治体史が刊行されたから原本の古文書は要らないだろうという判断があります。また、次の世代の当主の方は「整理されているし、これは売れるだろう」と判断し、古書店に売ったということでした。結果的にこの古文書は、その自治体がお金を出して買い戻しました。そんなことになるのなら、それ以前に、もう少し事情を把握して事を運ぶ方法はなかったのかと考えてしまいます。では古文書はどのように守っていくことができるのでしょうか。

か。これについては、私が文化財保護の仕事に長く携わってきた経験から、文化庁で推進している文化財保存活用計画に着目しました。いわゆる日本遺産の流れなのですが、各自治体で地域の文化財を、町おこしや村おこし、つまり「地域おこし」にどのように使っていくかという活動を盛んにやっているわけです。例えば埼玉県白岡市の文化財保護委員会では「文化財保存活用計画を作りましょう」という課題がありました。その時、「指定文化財以外の資料も、調査して掘り起こさなければならぬ」「原始古代から現代までのストーリーを作らなければならない」「ストーリーを作るとなると、発掘資料や民俗資料だけではなくて、古文書資料も使わないと流れを追えない」と言う結論になりました。

そうなると、それに合わせて調査せざるを得なくなります。次に、調査したものを「今度ほどのように活用するか」ということになります。これは「市民と共同して守りましょう」という形にしないと事業が保てないので、市民と一緒に保存計画に則った形で、定期的な講演会やパトロール調査、さらには地域の関係資料を取り上げたシンポジウムを行ったりしています。そのような形で市民の中に関心を広め、「自分たちの地域資料は自分たちで守らなければならない」という意識を持ってもらえば成功です。

現在、全国的に各自治体で文化財保存活用計画が作られる流れになっています。国から補助金も交付されるので、どこの自治体でも懸命に取り組んでいます。そのような意味で、文化財保存活

用計画に則った形での、いわゆるアーカイブズ、記録資料の保存活用計画ということを視野に入れた動きも、多分これから大事になるのではないかと思っています。

3 専門職（アーキビスト）の必要性

その上で、敢えてお話ししたいのは、公文書館に専門職を置く必要性です。学芸員も当然必要ですけども、せっかく「公文書館法」で公文書館や地域資料に関わる専門職としてアーキビストが謳われていますので、必要なのです。アーキビストの養成も大学で始まっていますから、これからは資格を持った人たちを配置することが大事なのではないかと思っています。

過日、滋賀県立公文書館のアーキビストである大月英雄さんのことが新聞紙面で取り上げられていました。このようにマスコミでアーキビストを取り上げてもらうと、専門職の人がいるということは非常に注目度が高く、今後も継続して採用していかうという組織内での流れにも繋がってきます。

ですから、認証アーキビスト制度ができたことを一つの契機として、多くの自治体からは資格取得のための国立公文書館や国文学研究資料館の研修に参加者を出していただくことが必要です。また、それに加えて公文書館あるいは公文書館機能を持つ機関や部署へのアーキビストの配置に尽力していただきたいと思います。

それによって専門職が必要とされる社会を、皆で作っていかないと、地域の活性化には繋がらないというのが、私の結論になります。

おわりに

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会という長い名前の団体があります。公文書館の機関会員と個人会員が集う場です。ホットな話題ですが、先週、熊本県天草市で全国大会が開かれ、秋田県公文書館の中嶋志保子館長にもお出でいただきました。

天草市は世界遺産でも知られている観光地ですが、交通アクセスが不便な場所です。そこで先週十一月十三・十四日に大会が開催され、私も行っておりましたが、一五〇人ほどが参集して、記録資料や地域資料の保存について様々な報告と討論をしました。

その中で出てきたのは、公文書館の地域への関わり方の一つに学校アーカイブズがあり、「若い世代に知ってもらわないと根づかないのではないか」という話でした。大会中の研修会「高校生と考える歴史資料保存」において、熊本県立東陵高校の郷土研究部の活動が紹介されました。同校では部活動の一環として「東陵高校アーカイブズ」が運営されています。母校のアーカイブズを自分たちの手で整理し、後世に伝えようという活動を続けています。このような郷土研究部の活動が認められて、全国大会で賞も

獲得しています。

学校アーカイブズについては、多くの学校でOBが記念会などを作って運営しているケースが多いのですが、東陵高校のように現役の高校生が自分たちの在学している時からアーカイブズを意識して作っているのは本当に珍しいケースです。まさに早い内、熱い内、学生の時からアーカイブズに関心を持ってもらうことが大事で、先ほどの「公共財」やガバナンスの話にも繋がります。現在、十八歳の高校生から選挙権を持つわけですから、その時にアーカイブズという意識を持っていれば、選挙にも当然行きますし、行政に関心を持つようになります。

アーカイブズは公民教育にも繋がるのです。「行政文書をなぜ保存するのか」そして、「それが未来になって自分たちにどのように戻ってくるのか」ということを、若い世代が早いうちから学ぶとよいのではないかと思っています。

ご清聴ありがとうございました。

註

(1) 昭和二十五年「浦和・常磐小のパン給食」(埼玉県立文書館所蔵、資料番号…S二五〇三六九―一―三)

(2) 明治十八年六月六日「商標登録願 埼玉製糸会社生糸登録商標」(同所蔵、資料番号…明一五一三―二―一)

令和七年度市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議 市町村事例報告

世紀の大事業 八郎潟干拓事業で誕生した大潟村を未来に伝える

大潟村干拓博物館 学芸員 高橋 真也

はじめに

アーカイブズを活用した地域おこしというテーマに沿って大潟村での事例を報告する。

まず大潟村とは、かつて日本で琵琶湖に次いで二番目に広い面積を誇った八郎潟を干拓して創られた村である。昭和三十三年に干拓事業が始まり、その干拓事業の途中の昭和三十九年に大潟村が発足。令和七年で六十一年が過ぎたところである。干拓工事から農村整備まですべての工事が完了するまでに約二十年の年月を要した。干拓前の八郎潟は水深が平均約四メートル、面積が約二万二千ヘクタールだった。その二万二千ヘクタ



干拓前の八郎潟



現在の大潟村



大潟村の圃場



桜・菜の花ロード

ールのうち約七十五パーセントにあたる一万七千ヘクタールを干拓し、そのうち一万三千ヘクタールが農地となっている。このように誕生した大潟村には営農するために全国から五百八十九人の入植者が集まった。まさに大潟村は農業の村なのである。

令和七年十一月一日時点では人口が二九二七人、世帯数が一一六六戸となっている。人口はこれまで最も多い年で昭和五十三年の約三千四百人であり、年々減少傾向にある。



干拓工事のようす



八郎潟干拓国営工事完了式



入植訓練所



「カメ」になったコンバイン

大潟村とは

人口 2,927人
世帯数 1,166世帯

令和7年11月1日現在

八郎潟を干拓して誕生した自治体

- ・昭和32年(1957年)干拓事業開始
- ・昭和39年(1964年)大潟村発足
- ・昭和51年(1976年)すべての工事が終了
 ※干拓前の面積 約22,000ha
 干拓した面積 約17,000ha(そのうち約13,000haが農地)
 →このように誕生した大潟村には営農するために全国から入植者が集まった(1次～5次)→**農業の村**

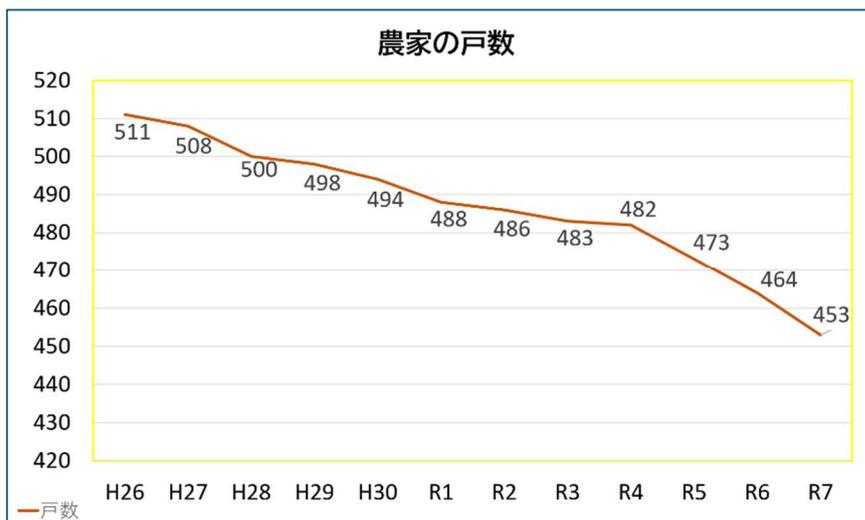
一 大潟村の農業の現状

つぎに大潟村の基幹産業である農業の現状を簡単に紹介する。

令和七年三月時点で農家の戸数は四五三戸で、大潟村の当初の農家の数（入植者数）である五八九戸から約一三〇戸減少している。

また、一戸あたりの農家が所有する圃場の面積は現在、平均で十九ヘクタールである。これは当初の十五ヘクタールから四ヘクタールほど増加している。離農する農家は別の農家に農地を売って手放すことから、一戸あたりの面積は年々増加しているのである。なお、現在、耕作放棄地はないとされている。

このグラフは農家の戸数を表したものである。これが示すとおり、この十年でおよそ五十戸減少しているのがわかる。



つぎに農業の後継者について、令和七年三月に大潟村地域計画策定の際おこなった調べによると、後継者がいないと回答したのは回答者全体のうち約十八パーセント、そして全体の半分は未定との回答だった。大潟村は農業が基幹産業であるため、農家の減少は人口の減少に結びつく。それは年々深刻化しているといえるよう。

ここまでは大潟村の農業の厳しい現状を取り上げた。その背景としては日本全体の人口減少・少子高齢化、また人間の価値観が多様化していることなどが考えられる。人口が流出している地方は特に元気がなくなっている状況である。

二 どのように地域を起すのか

大潟村干拓博物館での取組を紹介する。それは単純なことだが、広く大潟村を伝え、知っていただくことである。それが移住者や観光客の増、つまりは交流人口の増に反映されてくること、もうひとつは自分たちの住んでいるところ（村）に誇りを持つことにつながると期待しているからである。特に大潟村の若い人には大潟村のこ

大潟村の農業の現状②

後継者の有無について

いる	いない	未定
137人(32.7%)	75人(17.9%)	207人(49.4%)

大潟村地域計画(令和7年3月策定)より

とをしつかり知っていただきたいと常に思う。年配の村民の方がよくおっしゃるには、若い人や入植者の二世、三世は村への関心が薄く、その歴史もよく理解していないという。自分たちはこんな特別な、ドラマのような歴史のある場所で育ったのだという誇りを持つことが、後継者となり村をおこすきっかけになると思う。

このように村内、村外の両方に大潟村を伝え、より知っていたただくこと、このような取り組みを継続することが必要不可欠である。

では、大潟村を広く、より印象的に伝えるには、伝える側がその歴史や特徴をよく知っていて、かつ熱意がないといけない。そのために必要になるツールが、先人達によって残されてきたもの、文書、口頭で伝承されてきたもの、映像やデータなど、それこそがアーカイブズである。

ここで当館、大潟村干拓博物館の概要を簡単に紹介する。当館は八郎潟干拓事業や村存立の意義、村の暮らしを伝えるために平成十二年に開館した。干拓をテーマとした博物館は全国においても当館だけで、村営の登録博物館である。今年度は秋田県公文書館様と当館、両会場で連携展をおこなった。八郎潟の原風景から干拓工事、村づくりから村民の暮らしまでをアーカイブズ



大潟村干拓博物館

を活用し解説した企画だ。当館としては村外の方はもちろん、特に村民にみていただきたい企画展だった。

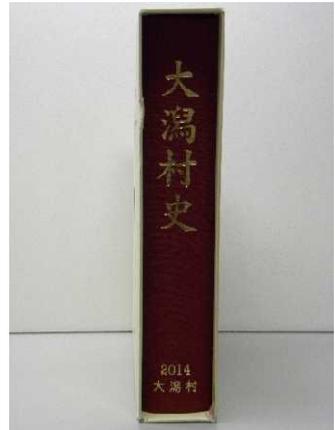
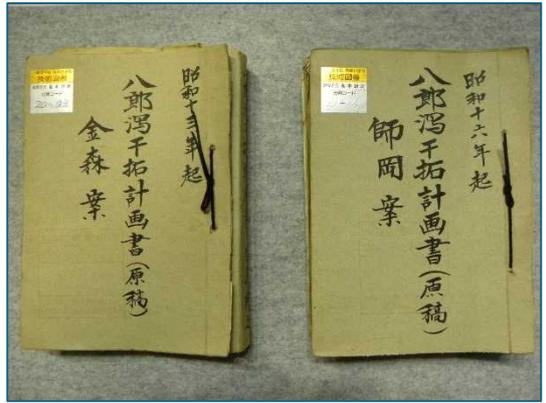


連携展会場



実物の資料

さて、当館が大潟村の歴史を何に基づき説明しているのか。主なものをとりあげると、例えば干拓計画書といった大潟村が誕生する以前に作成された資料である。これは当館に実際に展示されているもので、内容を理解するにはハードルの高いものだ。つぎに八郎潟干拓事業団誌などは、八郎潟干拓事業と農村整備事業を詳細にまとめてあり、私たちが来館者などに説明をおこなうときや、理解を深める際に大いに活躍している。あとは大潟村史、これは村創立五十周年に編纂された。これらが大潟村の歴史などを伝えるための材料になっている。



さて、大潟村を広く印象深く伝えるうえで意識するべきことは、大潟村にしかない特性、アイデンティティとなるものを必ず伝えることである。それは何か。

それは干拓によって誕生した自治体は日本国内ではこの大潟村だけであること。世紀の大事業といわれる八郎潟干拓事業によって新生の大地が創られた。これが大潟村のアイデンティティとなるもので、地域をおこすということにつながる重要なキーワードになるのである。

では、当館では八郎潟干拓事業や大潟村の歴史をどのような方法で伝えているのか、それは主につぎの四つである。

- 1 村公式ホームページ、干拓博物館ホームページ
- 2 館内の展示資料、企画展
- 3 パンフレットや印刷物
- 4 大潟村案内ボランティアによるガイド

三つ目まではどこでも広く一般的に行われている方法だ。そして四つ目の大潟村案内ボランティアの会によるガイドが特に効果的な方法の一つである。大潟村の歴史とともに生きてきた方々で構成されていることから、この団体は大潟村特有といえる。

大潟村は歴史が六十一年と浅く、資料や公文書の数というのは他の市町村と比べ少なく、加えて比較的新しいのだ。そのため、村の歴史やストーリーなどが途切れることなく、空白もなく揃っていると言える。しかし、その文書を観光や生涯学習などの場において活用することは、歴史が浅い故に容易ではなく、適切に実施できていないのが現状である。

その反面、この団体によるガイドや解説によっては、当館への来館者などによりリアルに、深く大潟村そのものを伝えることができず。この大潟村案内ボランティアの会会員はほとんどが入植者やその世代であり、農家でもあるため、これまでの自身の体験を交えて解説する。自身の「語り」口頭による伝承である。

三 大潟村案内ボランティアの会

大潟村案内ボランティアの会は、平成十四年に十七名で結成され、現在の会員数は十九名、平均年齢が七十五歳となっている。結成からこれまでの活動として

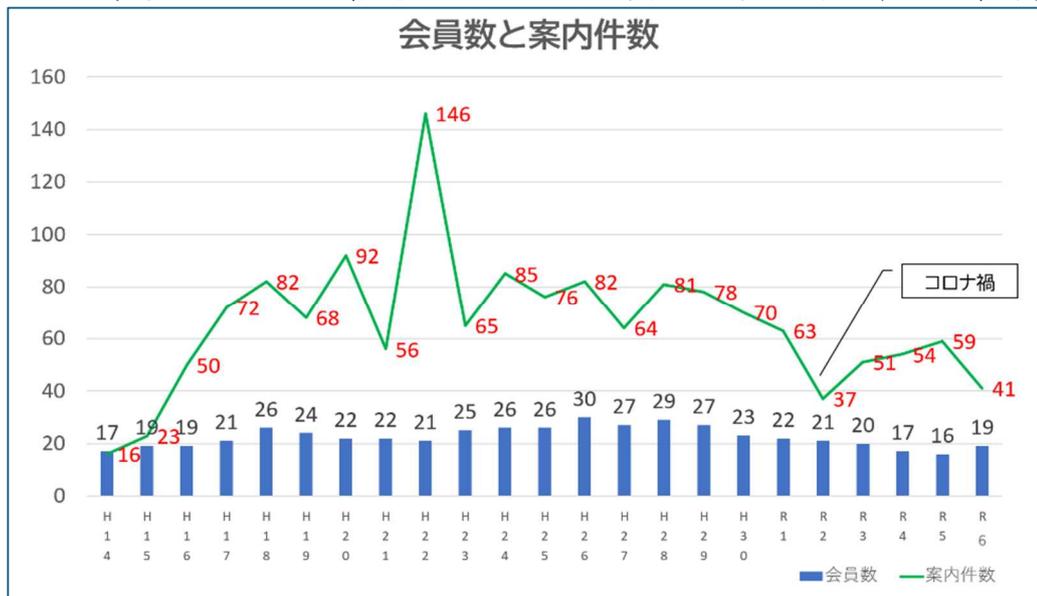
約千五百回のガイドをおこないい、その人数は合計約四万人にのぼる。事務局は大潟村干拓博物館にある。この写真はある県外の企業が社員研修で当館を訪れてきたときにガイドしている様子である。

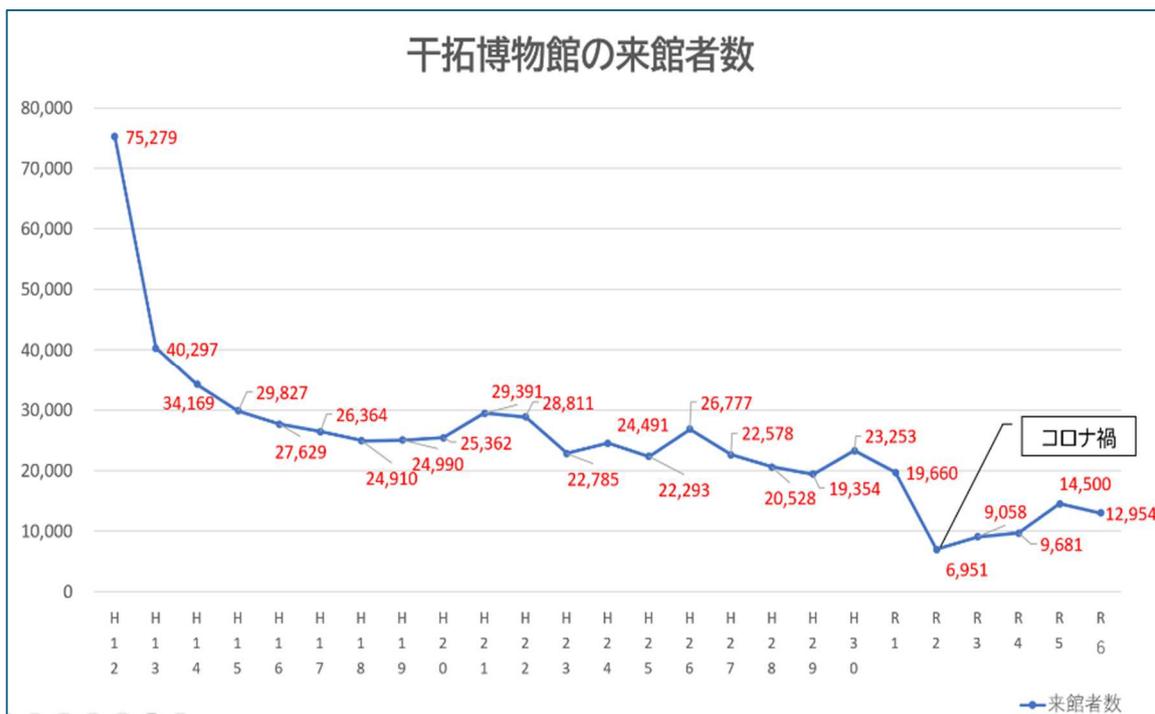
つぎに会員数とガイドした回数を年度ごとに表したグラフを下に示す。折れ線グラフがガイドした件数、棒グラフが会員の数である。ガイドした件数は平成二十二年が最も多く、令和二年のコロナ禍で減少し、その後少し回復している。会員数はピークで三十名、それ以外は二十名前後で推移している。



館内ガイドの様子

参考までに、大潟村干拓博物館の来館者数のグラフについて説明する。平成十二年開館の年は七万人超えと多く、その後は減少し、同じく令和二年コロナ禍で激減した。その後回復してはいるが、コロナ禍以前には届いていない状況である。来館者数が過去と比べ減少していることと同様に、当館で開催しているイベント（自然観察会、工作教室など）への参加者数も年々減少傾向にあり、その対策に苦慮しているところである。





八郎太郎伝説を語る



農園での農業体験

さて、話を戻して、大潟村案内ボランティアの会の特徴を説明する。それは大潟村民である会員自らが学び、経験や得意分野を活かして干拓博物館だけでなく、村内全域を対象としたガイド・案内ができることである。

例えば写真のように、伝説上で八郎潟をつくり棲んでいたと言われる龍神・八郎太郎を自作の紙芝居で語る会員。村の農園で農業体験の講師をする会員。そして当館の生態系コーナーで村の自然や生き物の特徴について学生に説明できる会員など、この団体の会員たちは大潟村の歴史や生活だけでなく、必ず村にまつわる「プラスアルファ」を伝えているのである。

大潟村案内ボランティアの会は観光を目的とした団体のほか、農業を勉強したい方や、生涯学習としてなど、様々な目的に対応している。そして、それぞれの会員によ

って入植前後の経験や思いなどが加えられて、よりストーリー性のある解説が体験でき、その語りによって重みやリアリティーも加わる。そのためか、毎年リピーターとして訪れる団体もある。また、会員によってそれぞれ内容やストーリーが違うため、それもリピーターの獲得につながっていると思う。繰り返しになるが、体験談を含めた語りによる解説が特徴であり、その内容はインターネットで検索できるものではない。

大潟村案内ボランティアの会について、私自身がAIで検索を試したところ、予想以上に精度が高く本当によくできていて驚いた。しかし、会員による語りの重みはやはり、AIでは伝わらないのである。

写真は農業用格納庫で新米の検査方法を解説している様子、その下は当館に校外学習で来館した小学生の質疑応答に対応している様子、隣は観光スポットをガイドしている様子を表したものだ。



村の生態系を解説する会員

このように、大潟村案内ボランティアの会は広く活躍しており、この会の活動は今後より重要になると思う。



経緯度交会点を説明している様子
桜と菜の花まつりのイベントのひとつである「大潟村観光めぐりバスツアー」では大潟村案内ボランティアの会員がバスに同乗し観光スポットを解説している。



米の検査方法の説明



来館した小学校への解説

ところが課題が大きく三つある。一つ目は会員の高齢化、二つ目の後継者不足は、ここに限らず様々な団体が同じく抱えているはずだ。そして三つ目、入植者の不可逆的な減少というのが如何ともし難いことである。入植者世代はこの世代しかなく、その生の声が聞けなくなる時は今後確実に訪れる。まさに一度途絶えれば終わりで、二度と聞けなくなる。入植者から聞いたことを、単に聞いた話として他人に伝えるだけであればそれほど困難なことではない。しかし、それでは入植者特有の「重み」が伝わらない。私たちは年々危機感を強くしているところである。

また、入植者のつぎの世代によって会を継続させることも容易なことではない。現在の会は完全に無償で活動をおこなっているが、会員として若い世代を呼び込むには有償とすべきではないかという意見もあり、毎年議論されているところである。

四 会の存在を保存・活用する

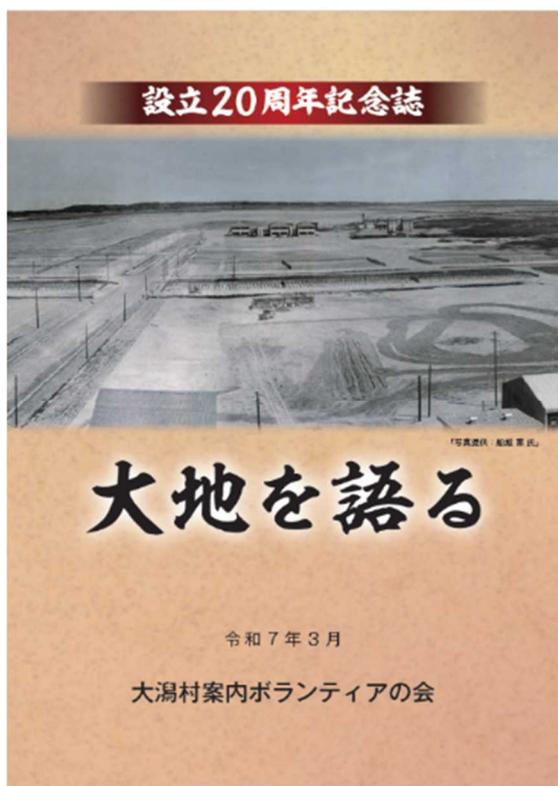
現在、入植者の貴重な体験談、そして歩んできた歴史を語り継ぐために、会の存在自体を保存し・活用することを進めている。その内容はつぎの三つである。まず一つ目は記念誌を今年三月に発行した。会の結成以来、初となる発行で二十年の歴史を記録したものだ。これは会員が自ら編集したものである。

二つ目はガイドを行っている最中の会員の声を録音し保存するもので、現在実施している。そして三つ目が会員の体験談を映像で記

録することである。ガイドをおこなっている様子の撮影だけでなく、会員に入植当時のことなどについてインタビューをおこない、その様子を記録することも計画している。

このように記録して後世に残し、語り継ぐ取り組みを今後は発展させていきたいと考えている。まさに、大潟村案内ボランティアの会は大潟村のアーカイブズとなる。資料といった文字や図だけでは伝わらないものを言葉（体験談）で伝える、これが大潟村の重要なアーカイブズの一つであると思う。

このような方法でとてつもなく大きな事業でつくられた大潟村を後世に語り継ぎ、残していくこと、これが一つの地域おこしなのである。



そうすることで何が起こるのか。そのような積み重ねの結果として、住民は大潟村に住み、暮らしを営むことに誇りを持てるようになる。また、大潟村の大規模な農業に様々なところから関心を持つてもらうことで農業の振興や後継者、移住者が増えることに少なくともよい影響を与えらると思う。そして多くの人々の手によって大潟村の今後の歴史をつくり、それを語り継ぐ。

下の写真は千拓博物館内にパネルを展示している様子である。令和六年度の東京農業大学世田谷キャンパスの収穫祭において、東京農大生が大潟村〈未来につなぐ歴史と農業発展〉をテーマとして研究、発表した企画展があった。その企画展が終わってから、当館にそのパネルをいただいて展示したものだ。大潟村に関心を持ち、研究し、そして発表していただいたことは当館としても非常にうれしいことだった。

人口減少がより加速している状況下で、地域をおこすという考えはより重要で不可欠になってくる。それに取り組むには郷土愛がなければならぬ。その郷土愛を醸成するためには、その地をより知ることと、そこで活動することから始まる。その礎となるのがアーカイブズである。

大潟村はなぜつくられたのか、その目的や意義を知り、後世に語り継ぐ。これが当館の役目だ。それと同時にアーカイブズを保存・



活用して大潟村を盛り上げていく、そのような取り組みを今後より、強く進めていきたい。

〈研究〉

秋田県公文書館の学校連携事業について

古文書チーム

はじめに

秋田県公文書館（以下「本館」という。）は、平成五年（一九九三）十一月の開館以来、しばしば学校現場に職員が赴き、社会科や学校設定教科の授業で、館蔵資料の紹介やその資料から知ることができ、歴史的事実等を児童・生徒に伝える取組みを行ってきた。しかし、このようなサービスは、公文書館の利用について熟知しているか、飛び込みで依頼してくる教員がいてくださってのことであり、広く知られているものではない。

その一方で、高等学校の教科である「歴史総合」と「日本史探究」については新学習指導要領で公文書館との連携が推奨されている。そこで本稿では、本館は学校教育にどのように関わることができ、そのかを考察し、サービスのあり方を紹介するものである。

まず第一章では、公文書館の学校教育への関わりについて新学習指導要領から述べる。続いて第二章では、令和五年度に本館が実施した教員へのアンケートの結果と考察を述べる。次に第三章では、授業等で利用可能な資料を紹介し、授業へのアプローチの仕方を述べる。最後に第四章では、今年度本館が実施した所蔵資料を用いた授業について二つの事例を紹介する。

本研究はチームとして発表するもので、執筆分担は次のとおりである。第一章、専門員・柴田知彰。第二章、秋田県立秋田中央高等学校教諭（前古文書チーム・チームリーダー）・高田環樹。第三章、シニアエキスパート・伊藤成孝。第四章、主任（兼）学芸主事・渡部拓、チームリーダー（兼）主任学芸主事・畑中康博。

一 新学習指導要領と公文書館

1 新学習指導要領の分析

(1) 学習指導要領改訂のねらい

文部科学省は、学習指導要領を小中学校で平成二十九年（二〇一七）三月、高等学校で同三十年三月に改訂し告示した。同省が示した「学習指導要領改訂に関するスケジュール」では、小学校で令和二年度、中学校で令和三年度から全面实施、高等学校では令和四年度から年次進行で実施となっている（1）。そして、同省が示した「学習指導要領改訂の考え方」では、中心に「社会に開かれた教育課程」の実現」を置いて、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む」とことと説明している。「社会に開かれた教育課程」の実現」を囲む形で、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の三点を配している（2）。

「何ができるようになるか」では「新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実」が謳われ、その実現のため、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」と「生きて働く知識・技能の習得」と「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」を指導の重点事項としている。

次に、「何を学ぶか」では「新しい時代に必要となる資質・能力を

踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直し」が謳われている。

そして、「どのように学ぶか」では、「主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善」が提示されている。「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」がアクティブ・ラーニングでは重視されるのである。

以上、文部科学省による新学習指導要領の解説を読んでもみると、新たな時代に対応できる「資質と能力」を、社会との「連携・協働」により育成することが改訂の重要なポイントであることがわかる。

(2) 必修「歴史総合」と選択「日本史探究」

平成十一年三月に改訂された高等学校の旧学習指導要領では、地理歴史科の科目構成は、「世界史A/B」を必修とし、「地理A/B」「日本史A/B」から一科目を選択する仕組みであった。これに対して、新学習指導要領では「新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた科目」として、必修「地理総合」「歴史総合」と選択「地理探究」「日本史探究」「世界史探究」が新設された。必修二科目の内容を土台にして、選択三科目から一つの学習を深める仕組みである。

「歴史総合」は旧学習指導要領の「世界史A」と「日本史A」を融合し発展させ、近現代を中心にアジア諸国や欧米諸国の歴史とともに日本の歴史を学ぶ構成になっている。「日本史探究」は、旧学習指導要領の「日本史B」から発展した科目で、原始・古代から近現代までを学ぶ構成である。「歴史総合」も「日本史探究」も、目標に

共通して「諸資料から歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能」を身に着けることが入っている(3)。

では、「歴史総合」の内容構成を見てみよう。「A歴史の扉」「B近代化と私たち」「C国際秩序の変化や大衆化と私たち」「Dグローバル化と私たち」の四部構成である(4)。

内容Aは項目「(1)歴史と私たち」と「(2)歴史の特質と資料」からなり、資料を活用して、歴史に関する知識、さらに思考力・判断力・表現力等を身に着ける基本を学ぶ。すなわち、歴史的資料の活用が、「生きて働く知識・技能の習得」と「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」に結び付いている。

内容BからDは通史の形をとっているが、その項目を見ると「諸資料を活用」して「知識」や「思考力・判断力・表現力等」を身に着けることが基本的な指導方法として明記されている。それに加うるに、内容BとCには、資料から情報を取り「技能」の言葉が見られる。つまり、内容Aで学んだ歴史資料の活用法(技能)を、内容BからDの学習の中で実体験させる仕組みといえよう。

次に、「日本史探究」の内容構成を見てみよう。「A原始・古代の日本と東アジア」「B中世の日本と世界」「C近世の日本と世界」「D近現代の地域・日本と世界」の通史による四部構成である(5)。歴史資料の活用法は必修の「歴史総合」で基本を学んだ上で、「日本史探究」のA～D各部で鍛錬していく仕組みである。内容Aを例にとると、項目は「(1)黎明期の日本列島と歴史的環境」「(2)歴史資料

と原始・古代の展望」「(3)古代の国家・社会の展開と画期(歴史の解釈、説明、論述)」の構成であり、いずれも諸資料を活用することを前提にしている。項目(1)で時代の特色を理解し、(2)で特色を考察した仮説を表現して、(3)で仮説を踏まえ課題追究し解決する。この過程で、知識と技能、思考力・判断力・表現力が繰り返し鍛錬される仕組みになっている。

具体的に扱う歴史資料については、内容Aで「遺構や遺物、編纂された歴史書、公家の日記」、Bで「武家、公家、幕府や寺社の記録、絵画」、Cで「幕府や藩の法令、地域に残る村方(地方)・町方文書、浮世絵」、Dで「日記、書簡、自伝、公文書、新聞、統計、写真、地図、映像や音声、生活用品の変遷」などの資料や、それらを基に作成された資料などを挙げている。

2 公文書館から見た新学習指導要領の位置づけ

(1) 「歴史総合」が必修科目になった意義

必修「歴史総合」と選択「日本史探究」の両科目では、指導要領の「内容の取扱い」の項で、全体にわたる配慮事項として次のように記している(6)。

年表や地図、その他の資料を積極的に活用し、文化遺産、博物館や公文書館、その他の資料館などを調査・見学したりするなど、具体的に学ぶよう指導を工夫すること。その際、歴史に関する諸資料を整理・保存することの意味や意義に気付くように

すること。また、科目の内容に係る専門家や関係諸機関などの円滑な連携・協働を図り、社会との関わりを意識した指導を工夫すること。
(傍線筆者)

「日本史探究」の内容Cで具体的に扱う歴史資料として「地域に残る村方(地方)・町方文書」を挙げていることから、地域に根ざしたアーカイブズ機関との連携の可能性が高まってくるものと思われる。

ここで本章の核心部分に入る。今回の学習指導要領改訂を公文書館サイドから見た場合、画期的な点が二つある。

第一点は、我が国の学習指導要領の中で初めて「公文書館」が明記されたことである。公文書館との連携は、必修「歴史総合」と選択「日本史探究」の両科目で行われることになる。

学習指導要領解説の地理歴史編では、「歴史総合」と「日本史探究」の両科目で「公文書館」を次のように定義している(7)。

公文書館は国及び地方公共団体が保管する歴史資料として重要な公文書や古文書などの記録を保存し、閲覧や展示など広く国民・住民に提供する施設である。

昭和六十二年(一九八七)の「公文書館法」第二条で「公文書等」と書かれ、条文解釈(8)において「等」に含められていた古文書が、公文書館で保管する歴史資料として明記された。すなわち、公文書と民間文書が社会の記憶を保存する上で両輪を成すことを、高等学校の教育現場で学ぶことになるのである。

さらに「歴史総合」から「日本史探究」に進むと、内容の全体にわたる配慮事項に次のことが加わる。

地域社会の歴史と文化について扱うようにするとともに、祖先が地域社会の向上と文化の創造や発展に努力したことを具体的に理解させ、それらを尊重する態度を育てるようにすること。

このため「日本史探究」では、地域の博物館や公文書館を利用する必要性から、社会との「連携・協働」が一層進むことになる。この場合、「連携・協働」によって習得される「知識・技能」は、博物館や公文書館の資料の利用に関わるものになる。そして、なによりも、公文書館の役割に対する理解が学校教育を通して深められることになるのである。

学習指導要領改訂のポイント「社会に開かれた教育課程」の説明では、次のように書かれている。

これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。

すなわち、公文書館の歴史資料を教材として扱える「知識・技能」も資質・能力として位置づけられていることになる。

そして第二点は、旧指導要領の「世界史A/B」に替わり「歴史総合」が必修になったことである。このことは、公文書館の社会的普及にとって画期的なものである。

戦後、「日本史」が必修だった時期は、昭和三十五年告示の指導要領が三十八年度に実施されてから、わずか一〇年間である(9)。これに替わり四十五年に告示され四十八年度から実施された指導要領では日本史は選択科目になり、その後の改訂でも必修科目に戻ることはなかった。

前述のとおり、今回の新指導要領の「歴史総合」は旧指導要領の「世界史A」と「日本史A」を融合し、近現代史を学ぶ構成である。しかし「日本史探究」と共通して、「歴史総合」で連携機関の一つに「公文書館」を明記していることは、日本近現代の地域資料の教材化を想定してと考えてよいだろう。

昭和四十八年度実施の指導要領以後、普通高校の理系クラスや実業高校などでは「日本史」を履修しないまま卒業する生徒が現れるようになった。平成六年度実施の学習指導要領で「世界史」が必修科目になったことにより顕著な傾向になった。

今回の「歴史総合」必修化では、近現代に限定されるとはいえ、公文書館と連携し日本の歴史を学ぶ機会を高校生全てに均等に与えた点に大きな意義がある。

(2) 青年理解者層と青年利用者層の育成

図書館・博物館・公文書館の普及活動を策定する際、左記の理解者層と利用者層を意識しておきたい(10)。

理解者層：館の存在意義や役割等を理解している人びとの層

利用者層：館を実際に利用する可能性をもつ人びとの層

図書館や博物館の理解者層は、ほぼ社会全体に広がっていると言っても良いだろう。図書館や博物館(資料館)に生涯一度も足を運ばない人びともいると思うが、両施設の利用者層は公文書館に比較してはるかに多いのである。

これに比して国内における公文書館の理解者層の厚みは、既に社会に根づいている図書館や博物館に比べて薄く、社会的認知度の低さにもつながっている。この認知度の低さは、公文書館の利用者層をさらに薄くしている。基礎的自治体における公文書館設置数の少なさは認知度の低さにも起因し、さらに公文書館を市民一般から縁遠くするような状況に陥っている。

図書館(Library)は、小学校から学校図書館(図書室)や図書委員会活動があり、博物館(Museum)は、社会科や他の教科書に登場する。学校教育の中で図書館や博物館の役割を学ぶことで理解者層が育成され、利用者層に育成される仕組みが既に出来ている。

一方、公文書館(Archives)は、これまで学校教育において、ほとんど取り上げられることはなかった。そのため、公文書館の存在や役割を十分に理解されていない側面も否めない。

しかしながら、今回の高等学校地理歴史科の新指導要領では、学校と公文書館との連携が明記されている。それゆえに公文書館職員は、公文書館の理解者層と利用者層を拡大する根拠が新指導要領の中に存在することを自覚して、これを積極的に活用しなければなら

ない。言い換えれば、公文書館職員と学校教員の連携次第で、高等学校が「青年理解者層と青年利用者層の育成の場」になり得る可能性を新指導要領の中に見出した上で実践を行うべきである。

新指導要領の内容を見るかぎり、必修「歴史総合」はどちらかと言うと青年理解者層の育成、選択「日本史探究」は青年利用者層の育成に可能性をもつように読める。特に青年理解者層の育成は、社会における公文書館の認知度を向上させ、館の存立を支える社会的裾野を広げるために有望である。公文書館の役割や意義を理解する青年層の創出は、年月を経て壮年理解者層の拡大につながるだろう。

さらに、高等学校での「歴史総合」必修化により、全ての地理歴史科教員に公文書館と連携する可能性が均等に生まれる。連携を行った場合、高等学校ではその過程を通して地理歴史科教員を中心とした教員間で公文書館に対する理解が若干深まるものと期待される。さらに、地理歴史科教員が教材研究を通して公文書館の利用者になっていく可能性も期待される。「日本史探究」を指導する場合は、一層その可能性が高くなるものと予測される。つまり、高等学校の新指導要領は、公文書館の「教員理解者層と教員利用者層」をも拡大する可能性をもっている。

新指導要領の必修「歴史総合」と選択「日本史探究」の実施は、将来的に公文書館の理解者層及び利用者層の人数と年代幅を大きく変化させる可能性を秘めているのである。

(3) 小中学校「社会」との連携

小中学校の新学習指導要領では、「社会」でも公文書館との連携は明記されていない。小学校の場合、「社会」第六学年の内容に高等学校「歴史総合」の「A歴史の扉」に相当する部分は見られない。ただし、小学校「社会」の第六学年の「指導計画の作成と内容の取扱い」には次の一項がある(11)。

博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること。(傍線筆者)

右の文中傍線部分「などの施設」に公文書館を含め「身近な地域」の歴史学習に館蔵資料を提供することも可能と思われる。傍線「内容に関わる専門家」に、公文書館職員を当てはめてもよいだろう。実際、本稿第三章第二節で紹介する本館の秋田大学教育文化学部附属小学校への出前授業ほか、各地の公文書館で小学校との連携の成果が報告されている。小学校との連携は可能なのである。

注目すべきは中学校「社会」歴史的分野である。中学校では日本史と世界史を合わせ、原始古代から近現代までの通史を学ぶ。その内容は、新指導要領で「A歴史との対話」「B近世までの日本とアジア」「C近現代の日本と世界」の三部構成に改訂された(12)。「A歴史との対話」は、高等学校「歴史総合」の「A歴史の扉」に相当し、小項目「(1)私たちと歴史」「(2)身近な地域の歴史」から成る。(1)

には「資料から歴史に関わる情報を読み取ったり」、(2)には「地域に残る文化財や諸資料を活用して」とあり、歴史学習における資料の利用が明記されている。それゆえ、高等学校の「歴史総合」で諸資料を活用する学習を行うため、小学校「社会」第六学年の歴史学習からの橋渡しとして、中学校「社会」歴史的分野を位置付けて考えてもよいだろう。さらに「地域に残る」諸資料となると、文書も範疇に入る。ここに公文書館が中学校と連携し、「社会」歴史的分野の授業に貢献する可能性を見出すことができる。すなわち、小中学校「社会」の段階から公文書館が学校連携を行い、その基盤の上に高等学校の必修「歴史総合」、さらには選択「日本史探究」を通して公文書館の理解者を増やすことができるのである。

3 公文書館をめぐる現状と学校連携の可能性

(1) 図書館・博物館と比較した社会的認知度の格差

前述したとおり、高等学校の新指導要領では必修「歴史総合」と選択「日本史探究」について、連携先の一つに公文書館が明記されている。しかし、現実を見ると、図書館や博物館(資料館)に比べて公文書館の社会的認知度は未だ高いとは言えない。

現在、九割以上の都道府県が公文書館的施設を設置するまでに至ったが、基礎的自治体になると未設置の市町村が圧倒的に多い。「図書館法」では、「郷土資料」の範疇で地域の古文書も含めると解釈されているが(13)、公文書館未設置の全ての自治体において図書館司

書がアーキビスト的な役割を兼ねているわけではない。そのため、必修「歴史総合」で地元の資料を扱う場合、市町村によっては困難なケースが予測される。近現代史を資料を活用して学ぶとすれば、地元市町村の公文書や古文書を教材にすれば身近な教材になるのだが、制度と実態のギャップが障害になっている。それに加えて、学校現場においても公文書館の認知度は図書館や博物館に比較して遙かに低い。一般的に言って、公文書館は教員にも生徒にも縁遠い存在であることに変わりない。

さらに管見の限り、現時点で「歴史総合」や「日本史総合」の教科書において、公文書館の社会的役割や機能を具体的に説明しているコーナーは見られない。教員が新学習指導要領を読んで、公文書館について知るケースが大半と思われる。社会的認知度の高い図書館や博物館については説明の必要は無いが、公文書館の場合は必要になる。

(2) 積極的な学校連携の必要性

高等学校の新学習指導要領では公文書館を連携施設の一つに明記しているが、右のような現状においては公文書館サイドからの積極的な働きかけが必要になると思われる。学校教育を通じた社会貢献になるとともに、公文書館の理解者及び利用者層を新たに開拓する普及活動にもなる。今回の学習指導要領改定から「公文書館の青年理解者層及び青年利用者層育成の場」の可能性を読み取り、普及戦

略を練るのは、やはり学校教員よりも公文書館職員の側が主体になる。なによりも、歴史学習で使われる資料を保存公開している機関であり、その内容に関する知識を豊富に有している。新学習指導要領でも、地域資料の提供元としての連携を公文書館に期待していると読み取ることができる。

国内各地の公文書館からは、新学習指導要領に対応した学校連携の実践例が既にいくつか報告されている。その内容は、A 公文書館紹介・B 教材提供・C 指導案支援・D 授業支援の三つに大別できるだろう⁽¹⁴⁾。Bには資料の複製や翻刻だけではなく、デジタル・アーカイブも含まれる。段階的にA↓B↓C↓Dと進むことで、公文書館と学校との連携が深まるものと考えられる。

二 高校地歴公民科教員向け利用アンケートについて

このアンケートは、令和四年度からの高等学校新学習指導要領の施行に伴い、令和四年十二月を回収期限として実施した。主な調査内容は次の三点であり、秋田県内の高校教員を対象として、七十九人から回答を得た。

- ・秋田県公文書館の利用実態について
 - ・授業での資料活用について
 - ・秋田県公文書館へのニーズについて
- 「公文書館」「文書館」「アーカイブズ」という公共機関の存在に

については、七割程度の認識が得られている。しかしながら、利用実態については秋田県公文書館への来館実績は三割程度であり、公文書館が所蔵する資料の概要や提供するサービス内容に対し認識不足とする回答も七割に及んでいる。結果として、教材作成のための資料利用はわずか七・六パーセントであった。

この結果は、公文書館職員の実感として非常に妥当であった。公文書館の資料を積極的に活用する層は、論文作成のために大量に閲覧する歴史研究者である印象が強かったからである。研究者はその仮説を立証する根拠と成り得る一次資料を求め、当館で多くの時間と労力を費やす。それに対し、高校の教員がその時間や労力を生み出すイメージは持てなかつたのである。

限られた時間の中で既定の授業進度を守りながら、一つのテーマに特別に労力をつぎ込む困難さは「利用したいが、普段の授業ではそのようなレベルに至っていないのが現状」「現場の教員は地域資料を自分で探して教材研究する事は難しい」というアンケートの自由記述にも表れていた。そのような状況でも、当館の「企画展」「古文書解説講座」「資料整理ボランティア」「県政映画上映会」などの事業への関心の高さはしつかりと示されており、資料に興味があることは窺われた。つまり、当館資料を教材として活用するかどうかは、当館側の取り組み次第と考えられるのである。

また、「資料を授業で使用するにあたり、他に参考にしたいものはありませんか」という問いに対しては「古文書の釈文や読み」「資料の

「公文書館」「文書館」「アーカイブズ」という公共機関の存在を知っていますか。		秋田県公文書館施設が提供するサービスについて、どの程度知っていますか。	
よく知っている	19.0%	よく知っている	6.3%
ある程度知っている	50.6%	ある程度知っている	27.8%
あまり知らない	27.8%	あまり知らない	55.7%
まったく知らない	2.5%	まったく知らない	10.1%
秋田県公文書館所蔵資料の概要について、どの程度知っていますか。		秋田県公文書館に来館したことはありますか。	
よく知っている	5.1%	ある	35.4%
ある程度知っている	21.5%	ない	64.6%
あまり知らない	63.3%		
まったく知らない	10.1%		
秋田県公文書館所蔵の資料を利用したことはありますか。		秋田県公文書館のホームページをご覧いただいたことはありますか。公文書館 美の国あきたネット	
ある	17.7%	見たことがない	68.4%
ない	82.3%	時々見る	31.6%
資料利用の目的は何ですか。		秋田県公文書館のツイッターをご覧いただいたことはありますか。秋田県公文書館 (@Akita_Archives) / Twitter	
教材作成	8.0%	よく見る	1.3%
個人的な研究	12.0%	時々見る	5.1%
利用したことはない	81.3%	見たことがない	93.7%
下記サイト(web上の資料閲覧・検索サイト)を知っていますか。デジタル・アーカイブ秋田県公文書館		秋田県公文書館の利用にあたり、次にあげる事業等について、評価してください。[展示の見学]	
利用したことがある	10.1%	特にやってみたい	10.1%
知っているが利用したことはない	34.2%	ある程度やってみたい	65.8%
知らない	55.7%	あまりやってみたいと思わない	19.0%
		まったくやってみたいと思わない	5.1%
秋田県公文書館の利用にあたり、次にあげる事業等について、評価してください。[歴史的公文書・古文書の原本を閲覧]		秋田県公文書館の利用にあたり、次にあげる事業等について、評価してください。[閲覧室での公文書・古文書の検索・閲覧]	
特にやってみたい	8.9%	特にやってみたい	10.1%
ある程度やってみたい	59.5%	ある程度やってみたい	57.0%
あまりやってみたいと思わない	25.3%	あまりやってみたいと思わない	26.6%
まったくやってみたいと思わない	6.3%	まったくやってみたいと思わない	6.3%
秋田県公文書館の利用にあたり、次にあげる事業等について、評価してください。[古文書解説講座に参加]		秋田県公文書館の利用にあたり、次にあげる事業等について、評価してください。[資料整理ボランティア養成教室(古文書解説から目録作成)に参加]	
特にやってみたい	8.9%	特にやってみたい	3.8%
ある程度やってみたい	48.1%	ある程度やってみたい	38.0%
あまりやってみたいと思わない	36.7%	あまりやってみたいと思わない	48.1%
まったくやってみたいと思わない	6.3%	まったくやってみたいと思わない	10.1%
秋田県公文書館の利用にあたり、次にあげる事業等について、評価してください。[県政映画上映会に参加]		秋田県公文書館の利用にあたり、次にあげる事業等について、評価してください。[施設見学会に参加]	
特にやってみたい	2.5%	特にやってみたい	5.1%
ある程度やってみたい	41.8%	ある程度やってみたい	55.7%
あまりやってみたいと思わない	44.3%	あまりやってみたいと思わない	35.4%
まったくやってみたいと思わない	11.4%	まったくやってみたいと思わない	3.8%

詳細説明」「資料リスト」「授業指導演案」が回答者の当館へのニーズとして満遍なく選択されている。このことは、資料を加工し、教材化することの難しさと授業者への負担感をよく表しており、公文書館として担うべき役割を明確にしているように思う。

このアンケートでは、最も効果的な当館からの情報発信手段をホームページとする回答が多数を占めた。質問には当館ホームページのリンクを張ったが「見た目や検索のしやすさなど、閲覧や訪問しなくなるホームページ」や「独立したホームページ」を期待する声もあった。当館のホームページは現在、県公式サイト「美の国あき

たネット」の一部であり、残念ながら利用者の属性別での利用を十分にサポートするまでには至っていない。新学習指導要領では「資料の活用」における公文書館の存在意義が明記された。秋田県公文書館は保存機関としてだけではなく、活用されてこそその機能である。そのことを以前から職員は自覚していたが「資料活用」の浸透を目的とした学校現場との連携は、十分には行われてはいない。公文書館所蔵資料は地域史のリアルな記録である。学校現場において活用され易いシステムを、ハード面・ソフト面の両面で構築する必要性を強く感じている。そして、それを期待する声も確かに存在すると

いう手応えを感じたアンケート結果であった。

三 館蔵資料の教材化に向けて

本章では、今後の学校連携の柱となる館蔵資料の教材化に向けて、資料リストの提示と各資料の見どころ（簡単な解説）を提案する。ただし、連携の対象については、いずれは小学校・中学校・高校・特別支援学校の全校種にまで広げていきたいと考えているが、今回は高校を対象にする。また、対象教科・科目としては、公文書館所蔵資料との関係性から「歴史総合」「日本史探究」「総合的な探究の時間」とする。また資料は、アンケートでも要望が多く、身近な地域に関わるテーマを設定して授業や探究活動を進めやすい、江戸時代の秋田藩の絵図資料を対象にする。今回提案する絵図資料リストと各絵図資料の解説を活用して、授業を展開していただきたい。

1 絵図資料リストについて

秋田県公文書館では、約二、七〇〇点の絵図資料を所蔵している。その内、県内各高校で「身近な地域に関わるテーマを設定して授業や探究活動を進めていく」ことを想定して、江戸時代の秋田藩の絵図資料の中でも、特に久保田城下町や給人町絵図を対象を絞ってリストアップした。

今回は、表1のリストにあるように、県内七つの地域から藩都で

<表1> 館蔵資料の教材化に向けての絵図資料リスト

	資料番号	資料名	場所	年号	西暦
1	庵-184 (図書館)	羽州久保田大絵図	久保田	文政12	1829
2	県C-190	大館絵図	大館	享保13	1728
3	県C-119	檜山一円御絵図	檜山	享保13	1728
4	県C-91	仙北郡刈和野一円之図	刈和野	享保13	1728
5	県C-95	仙北郡角館絵図	角館	享保13	1728
6	県C-21	横手絵図	横手	享保13	1728
7	県C-4	湯沢絵図	湯沢	享保13	1728
8	県C-6	院内一円之図	院内	享保13	1728

ある久保田城下絵図の他に、所預や組下持が治めた給人町絵図（享保一三年（一七二八）の今宮義透の領内調査によって作成された）の合わせて八点を挙げた。その中で、久保田城下絵図は当館所蔵の城下絵図ではなく、併設する秋田県立図書館所蔵の「羽州久保田大絵図」を選んだ。県立図書館では、デジタルアーカイブで当該絵図と国土地理院の地図を重ねたコンテンツを作成しており、この機能を使うと、江戸時代の町割りをもとに現在の秋田市街地が形成されていることがわかるからである。このコンテンツを活用すれば授業の教材としては効果的であると考えている。また、湯沢・雄勝地域から「湯沢」と「院内」の二つを選んだのは、院内が秋田はもちろん、この時代の全国有数の鉾山町であったからである。最後なるが、今回、リストには鹿角、男鹿南秋、由利本荘地域の絵図を入れることができなかった。今後の提案に譲りたい。なお、絵図紹介と解説作成にあたっては、秋田県公文書館所蔵絵図図録の解説、企画展。パンフレット、各自治体史等を参考にした（15）。

2 「大館絵図」について

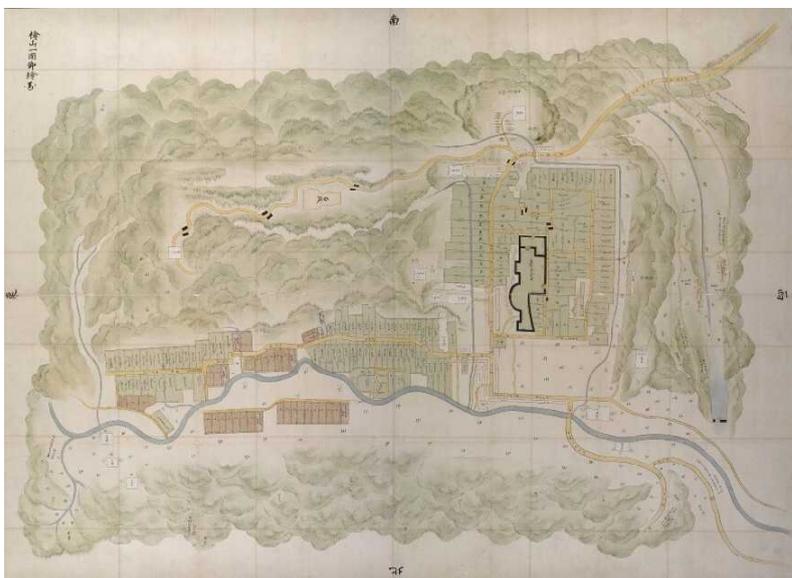
大館は慶長十五年（一六一〇）以降、小場氏（明暦四年（一六五八）に佐竹姓を賜り佐竹西家）が所預として治めた給人町である。大館城は長木川と米代川の間延びた舌状の台地上に築かれ、長根山、鳳凰山を後背にして、長木川のつくった北面の断崖を活用し、梯郭式に縄張りされている。元和元年（一六一五）に一国一城令が出され、元和六年（一六二〇）に他の支城が破却されたが、横手と大館城は幕府の指示で残された。城を囲んで内町（侍町）がある。



当時の本丸は現在の桂城公園、二ノ丸は市役所、三ノ丸は国道七号線を西に渡った所にある秋田犬会館から西にかけての地に相当し、内に佐竹石見（佐竹西家）の家臣と組下給人の屋敷が混在している。内町を囲むように羽州街道が通り、街道に沿って外町（町人町）が形成されている。

3 「檜山一門御絵図」について

絵図の東南に「古城」と記載されている。ここはかつて檜山安東氏（後の秋田氏）の居城であり、軍事的拠点として重要な役割を果たしてきた檜山城である。元和元年（一六一五）に一国一城令が出されて、元和六年（一六二〇）年に破却されると、一門で重臣の多賀谷氏は所預として檜山の中心にある茶臼山に新たな居館を築いた。東西一八間、南北一三八間。また、多賀谷氏の家臣（七十二人）の



ほか、佐竹氏の直臣である松野氏やその組下給人が居住していた。多賀谷氏の家臣は上町に、松野氏の組下は赤館町と田町に配置され、佐竹氏の直臣と陪臣は区別されていた。多賀谷氏の居館は、南側に多宝院があり、北側は米代川方面を望むことができるなど戦略的に優れた地に位置していることがわかる。

4 「仙北郡刈和野一円之図」について



刈和野は雄物川のほ
ぼ中流にあり、山越え
で角館地域に通じ、ま
た、雄物川をはさんで
対岸では矢島領や亀田
領などと接するなど政
治的・経済的にも重要
な場所であった。佐竹
氏は、入封後の慶長一
三年（一六〇八）に重
臣の洪江氏やその支配

下の組下給人と足輕を配置した。絵図中央部に、周囲が堀で囲まれている「御休（御本陣）」が記載されている。この「御休」には、参勤交代時に藩主などが休泊する「御本陣」屋敷と給人組頭であった梁氏の屋敷があった。梁氏に関しては、「御休」の東側に「梁刑部蔵屋敷」、西側の給人屋敷西端に「梁刑部下屋敷」がある。武家町としては、「御休」の西側や北側に二十八軒の組下給人屋敷が配置されている。また、南側を中心に寺院、羽州街道沿いに町人町（「民家」とだけ記されている）、同街道の久保田口と横手口に足輕町が配置されている。同街道からは、「久保田海道」「亀田海道」「往還海道」「角館海道」が延びている。さらに、この絵図には「御足輕脇へうつる」

「田となる」「此所川欠け」など多くの貼り紙があり、享保期以降の街並みの変遷がわかる。



5 「仙北郡角館絵図」について

角館は、佐竹義宣の弟芦名盛重が駐屯したが、芦名氏が承応二年（一六五三）に断絶した後、一門の佐竹北家が所預として治めた給人町である。城下は南北に長く、幅二十一メートルの火除け地帯が町の南北を区分し、中央には土手が築かれていた。土手の北側は内町（侍町）、南側は外町（町人町）となっているが、外町には一部侍屋敷も見られる。外町の周囲には寺院が配置されている。内町には見通しがきかないように食い違いの道路が作られていた。絵図の北端に「佐竹左衛門」と記載された北家の屋敷があり、その屋敷前を表町という。さらに表町の南側である勝楽町には芦名氏の旧家臣の屋敷や、塩谷氏や今宮氏などの藩の廻座階級の給人屋敷は他家に比べて格段に間口が広いことがわかる。

6 「横手絵図」について

横手は伊達氏・須田氏のあと、寛文十二年（一六七二）から佐竹一門の戸村氏が所預として治めた給人町である。元和元年（一六一五）に一国一城令が出されて、元和六年（一六二〇）に他の支城が破却されたが、横手と大館城は幕府の指示で残された。横手川を境に内町（侍町）と外町（町人町）が区別され、街道には防御のため



の丁字路や土塁が設けられていて、横手川が軍事的には横手城を守る外堀の役目を果たしたことがわかる。本丸御殿には檜皮葺と思われる屋根を持つ五つの建物が、急な七曲坂を上り大手門を抜けた先にみられる。城下町の出入口には足軽町があり、湾曲する川の流路を変え内町を形成したことが、整然とした街並みや旧河道である谷地の様子からうかがえる。内町（侍町）については、直臣の組下給人については、屋敷の間口

と奥行と居住者の氏名が記載されているが、戸村氏の家臣については、氏名は書かれていない。足軽町についても、戸村氏家臣（陪臣）と同様に氏名は書かれていない。寺院については、戸村氏の菩提寺である龍昌院や須田氏の菩提寺である天仙寺などは内町に、また、その他の寺院は外町の南側などに配置されていて、町割りの特徴がわかる。



7 「湯沢絵図」について

湯沢は慶長期以降、一門の佐竹南家が所預として治めた給人町である。絵図は内町（侍町）・外町（町人町）・寺・川堰・道・畑に色分けされている。絵図中央の廣大寺南西に記載されている南北百間、東西百三間余の「淡路屋敷」は佐竹南家の居館であり、東・南側が山、北・西側が土手と堀で囲まれている。この絵図の一番の特徴は、組下給人、佐竹南家家臣とも、間口と奥行、居住者の氏名が表記されていることである。内町の組下給人と佐竹南家家臣の屋敷

は、「淡路屋敷」南西の泉寿院前の内廻輪を境に、はっきりと分けられている。南の南館荒町、南館上町と下町、内館町が組下給人の、そして、北の荒町、大工町、根小屋町、金池町・新町が佐竹南家家臣のというような配置されている。また、外町は、吹張町、田町、大町、柳町、内前森町、外前森町と表記されされている。吹張町の西に足軽町がある。さらに、羽州街道沿いに南吹張町の一里塚や大町の御札場が描かれている。湯沢は、秋田と江戸を陸路で結ぶ羽州街道の玄関口を守る要地であった。

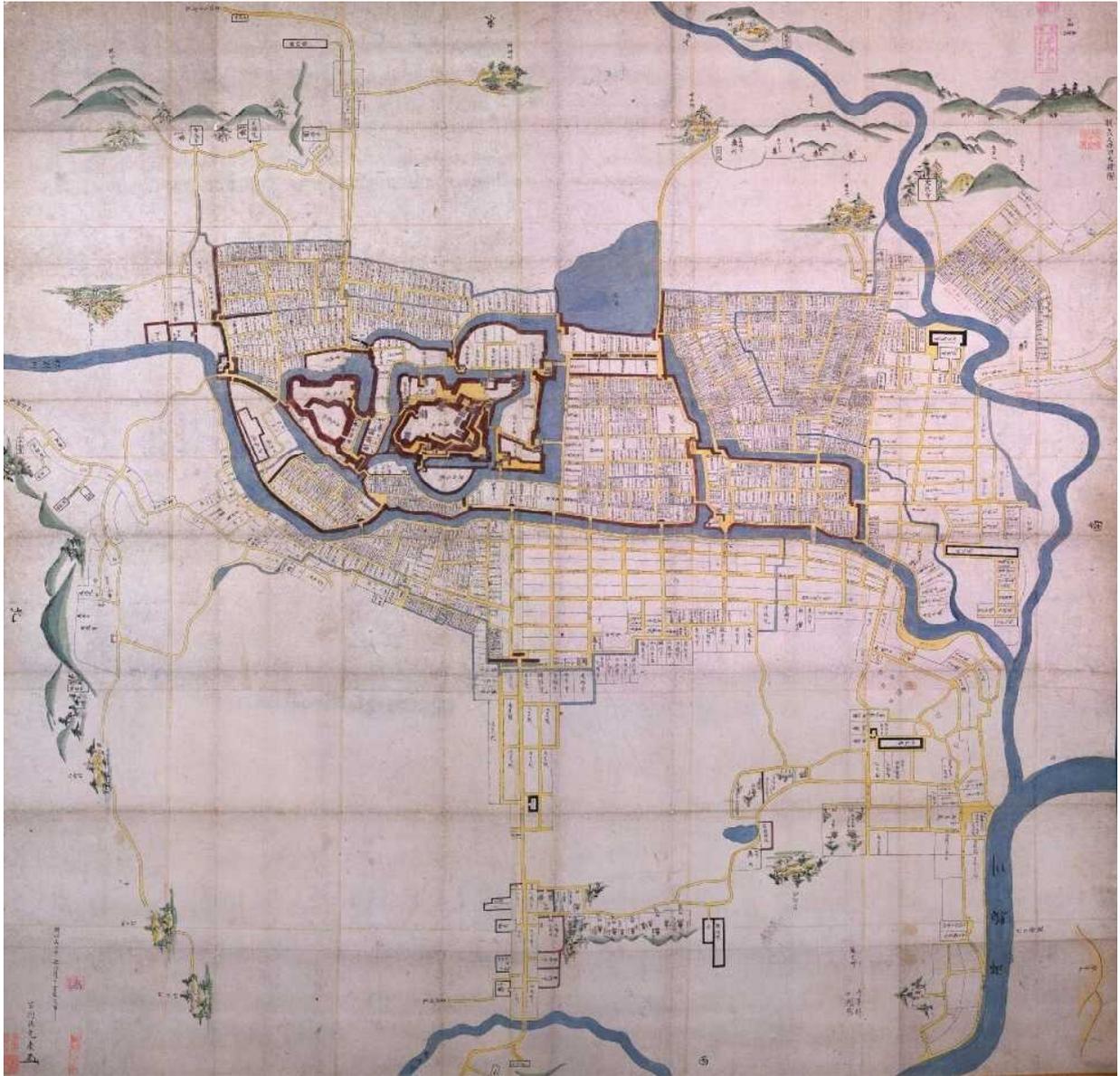
8 「院内一円之図」について

院内は、はじめ矢田野氏、延宝期以降は佐竹一門の大山氏が所預として治めた給人町である。内町(侍町)・外町(町人町)とも町名が記されているが、内町については、間口と奥行、居住者の氏名が記載されている。絵図中央に大山若狭の屋敷と参勤交代時に藩主などが休泊する「御休」(南北三十間、東西四十間)が記載されている。羽州街道沿いの下院内町には足軽屋敷と町屋が混在し、桂橋たもと足軽屋敷を抜けると横堀方面に町屋がある。北側は荒町・長倉村から院内銀山へ続く道が記され、上院内村の最西端に関所が見える。院内は、最上地方への押さえとともに、江戸時代において全国有数の鉱山である院内銀山を抱える要地であった。



9 「羽州久保田大絵図」について

絵図表右上部に「羽州久保田大絵図」、左下部に「明治五年壬申稔八月十三日写之畢 古内源堯康」と記されていて、明治五年(一八七二)に古内氏によって写された絵図であることがわかるが、原図作成の経緯や年代に関する記載はない。おそらくは、文政四年(一八二一)の「御城下絵図」等をもとに、その後の大規模な調査や屋



敷割等の変更内容、周辺の詳細な情報を盛り込むなどして、藩の行政用として作成されたものではないかと考えられる。この絵図の特徴は、城下町周辺地域の記載が詳細でかつ広域にわたっていて、北端は天徳寺、南端は太平川、東端は本念寺、西端は全良寺、さらには手形山・富士山・泉山周辺・八橋・上野（川尻）などの村々や山などにある諸施設や神社、城郭内の橋や門、櫓などの施設などが鳥瞰図風に立体的に描かれている。また、町名については、外町はもちろんのこと侍町のほとんどにも記載されていることから、原図作成当時の町名を知ることができる。そして、侍屋敷はすべて屋敷の区画がなされて氏名が網羅され、御足軽・御小人・御厩者等は省略して組集団で軒数のみ記載されているが、屋敷の間口・奥行間敷の記載はない。

特徴的な記載として、本丸北西部には藩用の薬草園と思われる「御用御薬園畑」、鉄砲町西端には「ロウ」（牢屋）や「芝居小屋」、檜山南新町には土塁で囲まれた広大な佐竹東家中屋敷である「東家休処」が、また、手形搦田には藩主の御休処（如斯亭）である「搦田御休」「同御庭」がある。

四 授業実践例

1 秋田県立西仙北高等学校における授業実践

本章では、秋田県公文書館（以下「公文書館」）の資料を用いた、秋田県立西仙北高等学校（以下「西仙北高校」）における学校設定科目「地域探究」の授業実践を紹介する。「地域探究」は、一年生から三年生までを対象とした科目である。一・二年生は、地域の理解を深めるため、様々な分野の講演やフィールドワークを実施する。そして、三年生ではその成果を「地域探究発表」としてまとめている。

公文書館は、令和五年度から令和七年度まで継続して「あきた県庁出前講座」の「公文書館所蔵にみる西仙北地域」という講座名で授業を実践している。講座は「秋田県公文書館所蔵の資料を活用して、西仙北地域の過去と現在を比較することにより県内・西仙北地域の歴史について理解を深める」ことをねらいとして行った。本節では、令和六年度に筆者が担当した講座を紹介する。対象は一年生四名・授業時間は五十分である。

【使用した資料】

図1 「御国替当座城下絵図」（県C-428）

図2 「御国目付下向之節差出候御城下絵図」（県C-179）

図3 「権現様御判物」（AS317-7-2）

図4 「秋田領絵図」（県C-147）

図5 「強首附近之図」（AH291-21）

図6 「刈和野大川目之図」（県C-92-1）

図7 「仙北郡刈和野一円絵図」（県C-91）（第三章でも言及）

(1) 授業の展開

西仙北高校のある刈和野は、秋田藩初代藩主佐竹義宣の重臣渋江政光の組下給人及び足軽が駐屯した土地であり、武家屋敷の名残が見られる町並みが残されている。そこで「なぜ西仙北地域の刈和野に武士が駐屯したのか」に焦点を当てて、西仙北地域の歴史を掘り下げた。また、歴史をふまえて「地域住民による西仙北高校の設立への想い」を取り上げることによって、ねらいの達成へとせまった。

(2) 旭川の変遷からみる歴史的な見方・考え方

まずは、ねらいの「過去と現在の比較」という視点をもたせるために、旭川が掘り替えられたことが分かる久保田城下の絵図を提示した。図1と図2である。図は、見やすいように図の挿入や拡大など変更している。

図1は、旭川が掘り替えられる前の流路を示す絵図である。当時の旭川は、北から西にかけて神明山（現・千秋公園）のすぐ近くを流れていた。藩主の佐竹義宣は、この神明山に居城を築くにあたり、図2に見られるように旭川の主流を西方へ大きく掘り広げた。そして、かつての流路を城の堀として活用した。図1と図2を比較することで、現在と過去は全く異なるように感じるが、私たちは過去の

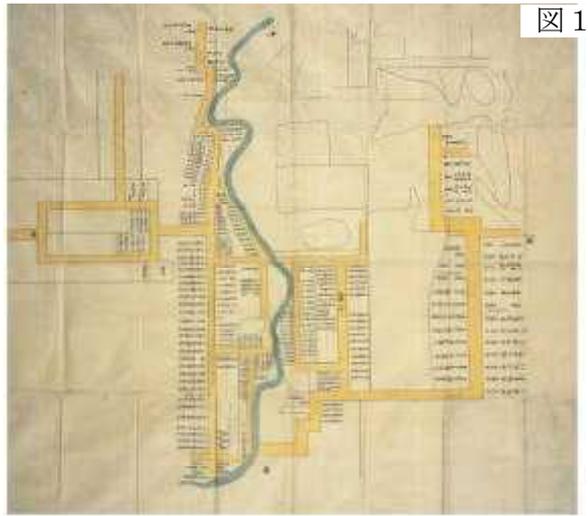


図 1

人たちが作り上げた空間に現在いるという実感をもたせ、歴史への理解へとつなげた。

(3) 地政学上の刈和野を知る

次に、図3と図4を用いて、西仙北地域の刈和野の重要性に焦点をあて、「なぜ西仙北地域の刈和野に武士が駐屯したのか」という背景へと結びつける。

慶長七年（一六〇二）、佐竹義宣は常陸国から出羽国（秋田）へ移封する際、徳川家康から図3の領知判物（領地の支配権を認め発行した文書）を下された。そこには「出羽国之内秋田仙北両所進置候。



図 2

全可有御知行候也。」とあり、

「出羽国の内、秋田と仙北

の支配を認める。」という内容になる。ここでポイントとなるのは、支配地の石高が具体的に示されていない点である。常陸で五十四万石を領していた佐竹義宣にとって、移封先の石高が不明確であり、また慣れない出羽という土地へ向かうにあたり、家臣を引き連れる規模なども不透明な状態だった。

移封直後、秋田では新領主に対する一揆も発生するなど、領内は不安定な状態だった。このような状況下で、佐竹義宣による秋田領内の統治を盤石にするためには、要所の守りを強固にする必要があ

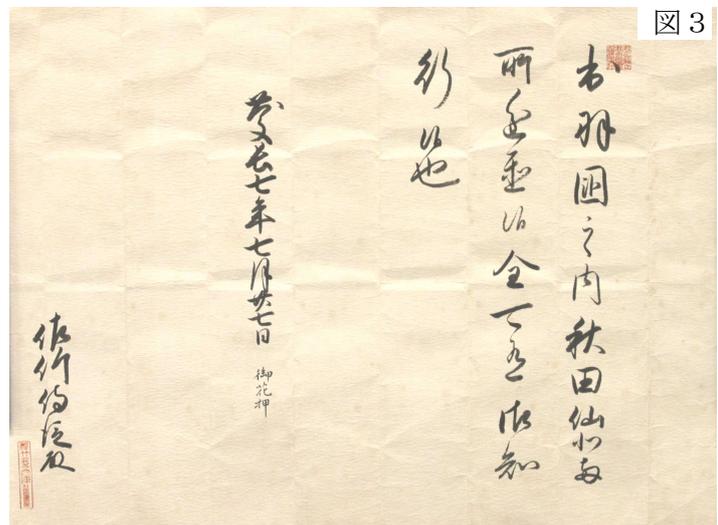


図 3

った。また、関ヶ原の戦いが終わって間もない時期であるため、領地の境目は防衛上特に重要視されていた。その防衛上の要所の一つが刈和野である。

図4で示している通り、刈和野の雄物川対岸の北野目は、当時の最上氏の領地だった。また、北野目は時代と共に領主が変遷し、図5にあるように亀田藩の領地となった時期もある。このように、西仙北地域は領地が複雑に入り組んでいたことが分かる。そして、雄物川対岸に位置する刈和野は、その地政学的な重要性から、武士が駐屯する拠点となった。

(4) 絵図から探る景観の変化と持続

これまでの学習展開を踏まえ、図6と図7を提示した。生徒たちは、これらの絵図を現代の地図と比較し、両者の相違点や共通点を分析する活動を行った。

図6は堀り替えられる以前の雄物川である。土買川を吸収する形でかなり湾曲して流れていた。しかし、この流路が頻繁な洪水の原因となっていた。この問題を解消するために堀り替え工事が行われ、図中の黄色の矢印で示しているように現在の流れとなった。授業では、旧路の痕跡として残る河跡湖などを手がかりに、過去と現在の流路の明確な違いを見つける活動を行った。

図4

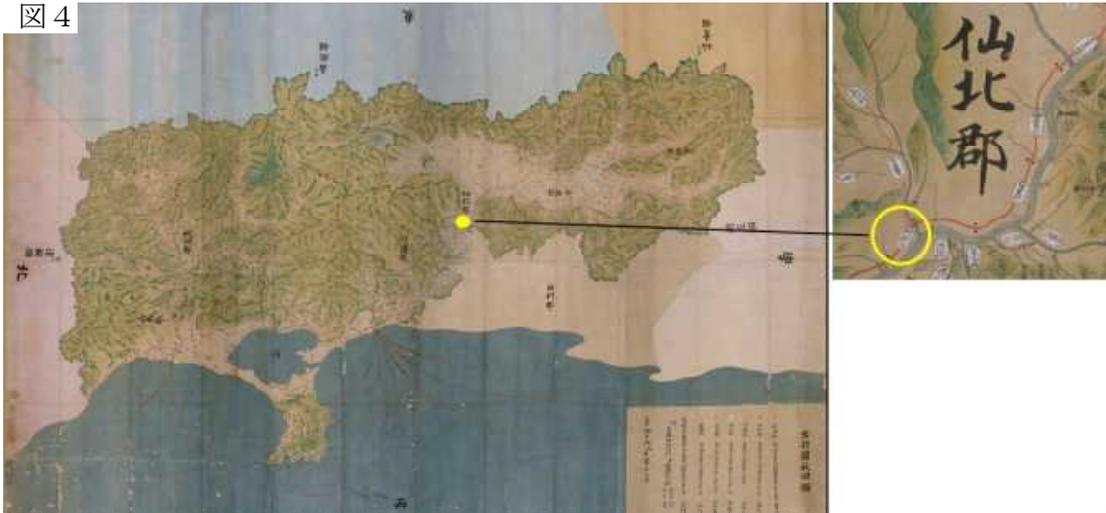


図5



図7では、江戸時代と現在の町並みを比較させ、気付いたことをいくつか取り上げた。絵図に記載されている「浮嶋堂」「清光院」「普洞院」は現代でも見られることや、「町の区画の類似」など継承されてきた要素を取り上げることができた。

これらの比較分析を通じて、生徒たちは河川改修による歴史的景観の変遷や、過去から現代まで継承されてきた人々の生活に根差した景観の特性について考察を深め、理解を促進させた。

図6



(5) 広報から見る西仙北高校への想い

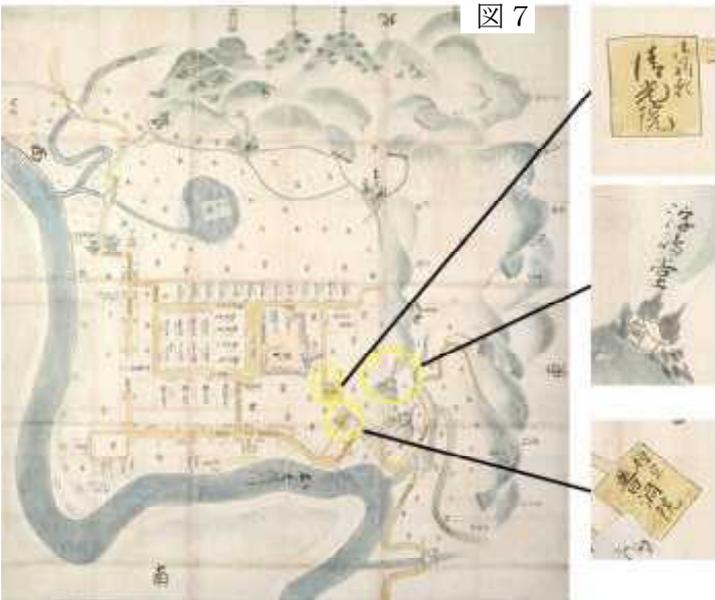
西仙北高校は、昭和二十三年度県立大曲農業高校定時制課程刈和野分校として開校した。昭和三十三年度には、在籍生徒数の増加により教室不足の問題が発生し、独立高校建設の機運が高まった。ここでは『広報「にしせんぼく」縮刷版』(16)を参考に、地域住民の強い願いから西仙北高校が開校したこと経緯を以下のとおり紹介する。

・第三十号 広報西仙北 昭和三十五年五月十日」には「定時制に明るい話題 校舎敷地を無償提供」の見出しがある。篤志家による六〇〇坪の無償提供の話である。

・第三十五号 広報西仙北 昭和三十六年四月二十日」には、「定時制分校校舎建設期成同盟会」の会長による独立高校を見据えた校舎建設に協力の記事が載っている。生徒数の目標は三〇〇名、昭和三十六年度は一六〇名とある。

・第六十四号 広報西仙北 昭和四十年一月一日」には、「独立高校に昇格」という見出しがある。昭和四十年年度の生徒数は、三〇〇名と

図7



・第三十号 広報西仙北 昭和三十五年五月十日」には「定時制に明るい話題 校舎敷地を無償提供」の見出しがある。篤志家による六〇〇坪の無償提供の話である。

・第三十五号 広報西仙北 昭和三十六年四月二十日」には、「定時制分校校舎建設期成同盟会」の会長による独立高校を見据えた校舎建設に協力の記事が載っている。生徒数の目標は三〇〇名、昭和三十六年度は一六〇名とある。

・第六十四号 広報西仙北 昭和四十年一月一日」には、「独立高校に昇格」という見出しがある。昭和四十年年度の生徒数は、三〇〇名と

あり、家庭科二〇〇名農業科二〇〇名を募集しており次年度には四〇〇名をこすという記事がある。

・「第六十七号 広報西仙北 昭和四十年四月九日」には、「西仙北高校開校す」という見出しである。「全町あげての運動が功を奏して待望の西仙北高等学校が四月一日から開校され本町の教育史に輝かしい一頁を加えることになりました」とあり。独立高校建設の願いが成就された。

生徒たちには、地域住民の思いによって設立された学校ということを紹介した。「地域探究」の調査・発表においては、このような経緯をふまえながら、地域に還元できるように活動してほしいことを伝えた。

小括

今回の授業実践では、ねらいに沿って多くの絵図を用いて比較分析を行い、歴史的景観の変遷や人々の生活に根差した景観の特性について理解を促進することができた。また、得られた成果は以下の二点である。

第一は、当館に所蔵される豊富な地域資料を授業で活用できた。特に、地理的な特性を持つ「刈和野」という土地柄に特化した複数の絵図を資料として使用できたことは大きな成果である。今回、授業で取り上げきれなかった絵図もまだ多数あり、今後の活用が期待される。

第二は、今回の授業は「歴史総合」や「日本史探究」ではないが、歴史的な見方・考え方の育成につながる題材であり、特に「日本史探究」への高い汎用性が見られた。具体的には、以下の三つの視点を育てることができた。諸事象の推移に関わる視点としては「旭川の変遷」や「雄物川の流路の変化」、諸事象の比較に関わる視点では「過去と現在の比較」、事象相互のつながりに関わる視点は「刈和野における武士の駐屯」といった地域と歴史の関連性など挙げられる。

今後の課題は、当館の資料を学校へ提供する仕組みを明確化することである。学校連携を進めるにあたり、学校側が最も必要としている情報は、「どのような教育素材があり、それをどのように提供できるのか」という点である。この具体的な提供体制を、今後構築していく必要がある。

参考文献

- ・『秋田県史 第二巻 近世編 上』（秋田県、一九七七年）
- ・『西仙北町史 先史く近世編』（西仙北町、一九九五年）
- ・渡辺英夫『シリーズ藩物語 秋田藩』（現代書館、二〇一九年）

2 秋田大学教育文化学部附属小学校における授業実践

「公文書館所蔵資料に見る戊辰戦争」

(1) 依頼

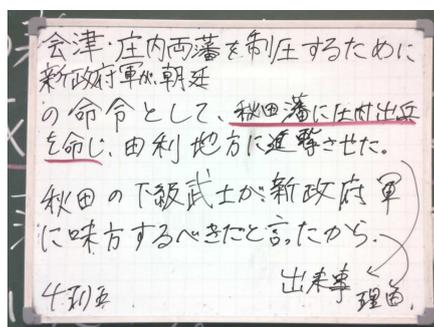
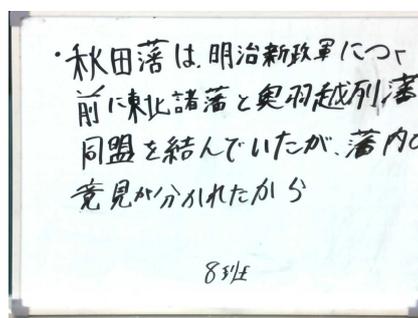
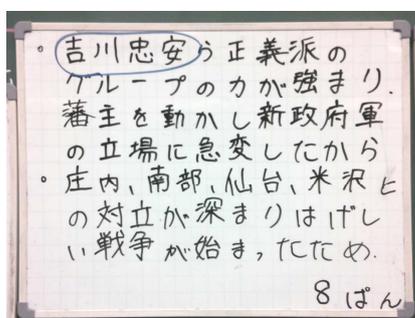
令和七年五月二十九日、秋田大学教育文化学部附属小学校主幹教諭・渡部和朝氏の依頼により、同校六年生に秋田戊辰戦争に関する授業を行った。依頼の際、次のことが要望された。

- ・学年全体（ABC組）約100名の一斉授業の形にする。
- ・授業時間は10時20分から11時五五分、授業の進行状況を
見て休憩を入れる。
- ・六月に修学旅行で五稜郭へ行くので授業内容に五稜郭を入れる。
- ・修学旅行以前に秋田市八橋の全良寺官修墳墓へ行くので、その
ことも入れる。
- ・授業中「A組〇班の記述にあつた〜については」と児童の考え
を発表しあうような展開にする。

函館市は戊辰戦争の最終形態である明治二年（一八六八）箱館戦争の舞台で、五稜郭は旧幕府勢力の本拠地だった。そこへ児童を連れて行く以上、単なる見学に留めることなく、六年生社会科の学習単元の一つである明治維新の知識・理解を深めるためのものにしたという思いが学校側にはあつた。すなわち本授業は、その後の全良寺参詣、五稜郭見学と続く学習の一つのステップとして行うものだった。

(2) 事前学習

五月二十九日の授業に際し、渡部主幹教諭は、事前学習として各クラスで「なぜ秋田藩は明治政府軍の味方になったのだろうか」という課題を与えてグループワーク形式で子どもたちに考えさせる授業を実施していた。



これらの写真は、渡部主幹教諭が事前学習として行った各クラスのグループワークで、子どもたちが発表したボードの一部である。児童が参考資料を丹念に読み込み、真剣に話し合った跡がうかがえる。

(3) 授業案

令和七年度、秋田大学教育文化学部附属小学校の研究の重点は「子どもが問題解決に没頭する単元開発」であり、本授業「公文書館所蔵資料に見る戊辰戦争」はその一環として実施するものである。授業実施に伴い渡部主幹教諭と決めた授業案は次のとおりである。

・授業タイトル「公文書館所蔵資料に見る戊辰戦争」

・ねらい 戊辰戦争における秋田藩の立場に着目し、秋田藩が明治新政府軍に味方した理由を話し合う活動を通して、秋田の戊辰戦争とはどのようなものだったのかを自分なりに説明することができる。

・課題 なぜ秋田藩は明治新政府軍の味方についたのか。

・展開①これまでに調べたことを発表する。(一五分)

*各クラス五分程度(計一〇名程度)

②児童の発表を受け、公文書館職員が問題を提起する。

*この時、何か資料(古文書みたいなもの)を提示し、それを読み解きながら話し合いを深める。

③児童が近くの人と話合う。(一五分)

*公文書館職員は児童の様子を見ながら、適宜アドバイス(ヒント)を与える。

く休憩(一〇分)く

④話し合ったことを発表する(二〇分) 希望者

⑤児童の発表を受けて、公文書館職員が専門的な見地から

解説する。(二〇分)

*この時に全良寺についても触れる。

⑥秋田の戊辰戦争についてまとめる。(五分)

(4) 授業の流れ

事前学習の成果により、子どもたちは戊辰戦争の大まかな流れを掴んでおり、授業内容の最終到達点が翌月に訪れる五稜郭であることから、パワーポイントで、歴史学者・石井孝氏の戊辰戦争三段解説を紹介した。

これは慶応四年から翌年にかけて起きた戊辰戦争を三つの段階から説明する学説である。第一段階は慶応四年(一八六八)一月く三月の新政府軍が京都郊外で幕府軍に勝利し、江戸城に入城するまでの戦争、第二段階は同年四月から九月に起きた東北戊辰戦争、第三段階は新政府への反乱を鎮圧する箱館戦争の二つである。

そして、秋田の戊辰戦争は第二段階の東北戊辰戦争の中に位置づけられ、全良寺には新政府側の戦死者が葬られていること、第三段階の箱館戦争の際に旧幕府軍が立てこもった五稜郭の大きさは当時の鉄砲の飛距離を考慮して造られたことを話した。

続いて、秋田戊辰戦争の地図を見せ、子どもたちに新政府軍は苦戦を強いられたことを説明した。

その上で、ABCの各クラスごとに別の問題を記したワークシートを配布し、グループごとに話し合わせた上で各自記入させた。

〈表1〉慶応4年7～9月 秋田に来た援軍一覧

	薩摩藩	(支藩を含む) 佐賀藩	長州藩	小倉藩	福岡藩	筑州藩	旗本生駒氏	旗本仁賀保氏	長崎振遠隊	平戸藩	大村藩	島原藩	佐土原藩	鳥取藩	松江藩	弘前藩	総計
7月01日	103	250	100	200	141											115	909
7月08日							354										354
7月12日								81									81
7月14日																	
7月24日									500							187	687
8月01日		658															658
8月11日									200	119	200						519
8月18日	1,000	700															1,700
8月22日		800															800
8月24日		200															200
8月26日	0																0
8月29日					458												458
9月05日																250	250
9月08日													80				80
9月11日														450			450
9月20日		80															80
9月24日															400		400
総計	1,103	2,688	100	200	599	458	354	81	500	200	119	200	80	450	400	552	7,626

①「官軍来援兵員調・本藩出兵人員調・各軍兵火焼失調」(「戊辰秋田戦争記 下筋口之部」AS212.1-82-2)・②「戊辰戦役 援軍来藩之状況」(AH212.1-58)・③「慶応戊辰録抜書」(AH212.1-152)他より作成

〈表2〉8月4日から17日にかけての藩主・佐竹義堯の行動

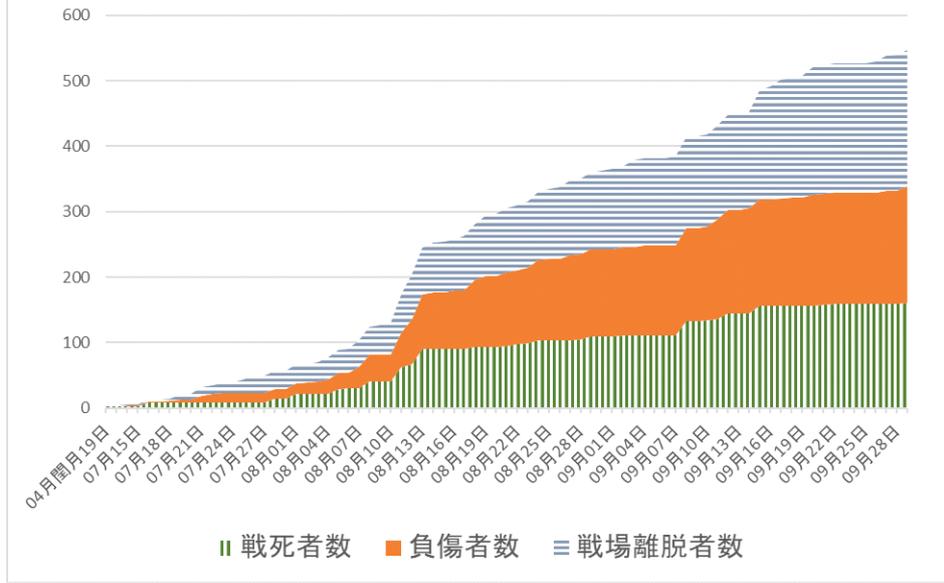
月日	滞在所	主な出来事
8月04日	久保田城中	・出陣を表明。秋田藩家老・小野岡右衛門が藩主直属軍の人事任命を行う
8月05日	久保田→戸嶋	・午前5時出陣。藩校明德館前で奥羽鎮撫総督・副総督・参謀が見送り
8月06日	戸嶋→境	・境(現大田市)に沢副総督が来て拜謁
8月07日	境→新川入役所	・朝、沢副総督より横手には澤が行くので新屋へ向かうよう命令される
8月08日	新川入役所	・佐賀藩参謀・前山誠一郎に目通りを許す
8月09日	新川入役所	・秋田藩軍将・渋江内膳に目通りを許す
8月10日	新川入役所	・佐賀藩士・鍋島上総から秋田藩家老・小野岡右衛門と評定奉行・介川作美が呼び出され軍議を行う
8月11日	新川入役所	・藩校明德館にいる奥羽鎮撫総督に秋田藩の家老が呼び出される ・醍醐参謀、南部攻めを弘前藩に命じるため久保田を出発する
8月12日	新川入役所	・監軍・山本登雲助(長州藩士)より家老・小野岡右衛門が呼び出される。茂木左司馬が代理として出頭し軍議を行う ・夜、横手落城につき出兵人数を励ますため、家老・小野岡右衛門を仙北方面へ出発させる
8月13日	新川入役所	・奥羽鎮撫総督・九条道孝が、藩主に八橋病院へ随行するよう命じる
8月14日	新川入役所	・横手城代・戸村大学が境まで退却したとの報告を受ける
8月15日	新川入役所	・戸村大学より横手籠城戦の戦死者の報告あり
8月16日	新川入役所	・保養のため久保田城に帰ることを決める
8月17日	新川入役所→久保田城	・久保田城内で横手城代・戸村大学に目通りを許す

「御出馬御供日記」(岡227)より作成

〈表3〉主な秋田藩の部の死亡者・負傷者・戦場離脱者数

No.	軍将・隊長名	出陣日	記載データ数	戦死者数	戦死者の割合	負傷者数	負傷者の割合	戦場離脱者数	戦場離脱者の割合	戦死・負傷・戦場離脱者合計	戦死・負傷・戦場離脱者の割合
1	荒川久太郎	7月06日	135	7	5%	23	17%	11	8%	41	30%
2	佐藤日向一岡谷兵馬	7月06日	49	10	20%	12	24%	14	29%	36	73%
3	古内左惣治(真壁安芸代)	7月07日	147	7	5%	8	5%	13	9%	28	19%
4	渋江内膳	7月07日	203	13	6%	22	11%	20	10%	55	27%
5	小野崎三郎	7月07日	98	4	4%	14	14%	21	21%	39	40%
6	梅津小太郎→石塚富之助	7月07日	142	10	7%	5	4%	2	1%	17	12%
7	梅津専之助	7月07日	55	3	5%	1	2%	11	20%	15	27%
8	梅津千代吉	7月17日	91	17	19%	6	7%	9	10%	32	35%
9	玉生六郎	7月25日	46			3	7%	8	17%	11	24%
10	佐竹三郎	8月01日	56	3	5%	5	9%			8	14%
11	橋本助右衛門	8月03日	16	6	38%	10	63%			16	100%
12	佐竹将監	8月05日	39	7	18%	3	8%	24	62%	34	87%
13	塩谷弥太郎→今宮大学	8月08日	157	7	4%	9	6%	7	4%	23	15%
14	佐竹太和	8月08日	122	9	7%	8	7%			17	14%
15	信太内蔵助→金保太郎	8月09日	35	6	17%	1	3%	11	31%	18	51%
16	須田政三郎	8月09日	14	4	29%	1	7%	1	7%	6	43%
17	戸村大学	8月10日	58	20	34%	8	14%	1	2%	29	50%
18	茂木筑後	8月11日	21	1	5%	10	48%			11	52%
19	介川敬之進	8月12日	78	13	17%	10	13%	8	10%	31	40%
	総計		1,562	147	9%	159	10%	161	10%	467	30%

[グラフ]秋田戊辰戦争時の戦死者・負傷者・戦争離脱者の累計



授業会場となったホールは、長テーブルに子どもたちが向かい合せて座る形になっており、ABC組それぞれの問題について、子どもたちが話し合いをし、各班の班長が話し合った結果を話す

タイトルをとった。各クラスで出た答えの代表例と、これを聞いたときの筆者のコメントをあげる。

○A組への問題に対する子どもたちの答え

・飛距離が劣るゲベル銃がスナイドル銃に勝つには、高低差を利用するしかない。秋田藩は高いところに陣取り、低地にいる庄内藩に撃てば勝つことができる。

・狭い町の中で戦えば、銃弾の飛距離は関係なくなるのではないかと銃撃戦になった場合、ゲベル銃への弾丸の装填は厳しそうだ。

*筆者のコメント

A組各班の答えは、秋田戊辰戦争の様相を決定づける核心をついている。秋田藩が軍事力の中核となった新政府軍の戦法は、戦場に土塁を築いて、そこを守備する陣地戦になった。一方、射程の長い後装式の持つ庄内藩は、陣地を背後から襲う機動戦法をとった。

○B組への問題に対する子どもたちの答え

・秋田藩を助けにきた援軍は西日本の藩が多い。

・秋田藩主も新政府軍の幹部から命令を受ける立場である。

*筆者のコメント

・戊辰戦争は新政府側についた秋田藩に西日本の大名が援軍を送って戦うというイメージがあるが、実際は、秋田藩の藩主に軍事指揮権は無かった。新政府軍とは、新政府の幹部(奥羽鎮撫総督)の指揮下で各藩が戦うスタイルをとっていた。

○C組への問題に対する子どもたちの答え

- ・戦死者・負傷者・戦場離脱者の割合は各部隊で異なる。
- ・グラフから秋田藩各部隊の戦死者・負傷者・戦場離脱者の推移を見ると急激に増える日がある。大きな戦いがあったのだろうか。
- ・9月に入ると、戦死者や負傷者より戦場離脱者が増えている。

＊筆者のコメント

- ・軍事史の研究では、軍隊は各部隊から兵士が3割いなくなると、戦力が維持できなくなり、敗残兵の集団となる危険性があるとのことである。
- ・最初に戦線に投入された部隊が、度重なる戦闘で兵士がいなくなっても、そこに新兵が送り込まれるわけではない。新兵は新兵で軍団がつくられて戦場に投入される。秋田藩の部隊は、戦闘を重ねるうちに、戦死・負傷・戦場離脱により小規模となった歴戦の部隊と新兵により編成された部隊が戦列をつくるようになっていった。
- ・戦死者や負傷者より戦場離脱者が多くなった事実は、武士であっても、平和裏に生きていた人は、凄惨な戦争の現実に耐えることができないことを物語る。

小括

今回の授業実践は、小学校六年生社会科の学習単元の一つに位置づけられる授業であるが、後子どもたちが訪問する全良寺官修墳墓と、続いて修学旅行で訪れる五稜郭についての理解を深めること

も目的とされたところに特色があるといえよう。本授業の前に渡部和朝主幹教諭が徹底した指導をしてくださったおかげで、子どもたちの議論は白熱し、随時トイレ休憩をとるよう指示したものの、誰一人席を立つことなく、発表に備えての白熱した議論を交わしていた姿が忘れられない。

児童生徒の理解度、準備に当たってくださる現場の教師の方々の指導を把握し、適切な教材を提供することで、児童生徒の知識・理解が深まることは間違いのないという確信を得た実践となった。

参考文献

- ・畑中康博「秋田戊辰戦争藩主出陣小考」『出羽路』一六三、二〇〇三年
- ・同「指揮命令系統から見た秋田藩戊辰戦争」『秋大史学』六五、二〇一九年
- ・同「人事記録から見た秋田藩戊辰戦争」『秋大史学』六三、二〇一七年

おわりに

令和二年度から始まった学習指導要領の改訂により、小学校六年生の社会科では博物館や資料館など施設の活用と関係諸機関との連携を図ることが明記された。また高等学校の歴史総合及び日本史探究では、公文書館の活用が盛り込まれるに至った。本館が実施し

た現場の教員へのアンケートを見ると、公文書館の認知度は低いものの、必ずしも関心が低いわけではないことが判明した。所蔵資料の教材化への道筋や学校現場において活用されやすいシステムを構築しさえすれば、公文書館は学校教育に不可欠な施設となることは間違いない。

本館は、歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、利用に供することを目的に設置された施設である。教材として利用可能な資料は大量にあり、本稿では、絵図を身近な地域の歴史を授業にする際に必要となる事項を述べた。また、職員が赴いて秋田県立西仙北高等学校と秋田大学教育学部附属小学校で実施した授業についての報告も紹介した。

本館では、これまで所蔵している絵図画像のWEB発信に力を入れてきたが、今後は教材化する上での情報の発信も行っていきたい。またセカンドスクールの利用の施設として、職員が学校に赴いたり、館に子どもたちを受け入れて授業を行うことも積極的にやりたいと考えている。学校関係者各位におかれては、まずはお気軽に相談を寄せていただきたい。

註

(1) 「学習指導要領改訂に関するスケジュール」(平成29・30・31年改訂
学習指導要領(本文、解説)改訂のポイント) 文部科学省

(2) 「学習指導要領改訂の考え方」(同右)

(3) 「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」(文部科学省、二〇一八年三月) 五六、六三頁

(4) 同右、五六〜六〇頁

(5) 同右、六三〜六七頁

(6) 同右、六一、六八頁

(7) 「高等学校学習指導要領(平成30年告示) 解説」地理歴史編(文部科学省、二〇一八年七月) 一八八〜一八九、二六六頁

(8) 「公文書管法の解釈の要旨」(平成元年六月一日、内閣官房副長官)では、「公文書館法」の第二条「この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。」について、「その他の記録」には「古書、古文書その他私文書も含まれることになる」と説明している。

(9) 「高等学校における各教科・科目及び単位数等の変遷」(文部科学省、二〇一八年、

(10) 柴田知彰「記録史料の展示に関する一試論」(『秋田県公文書館研究紀要』第三号、一九九六年三月) 四三〜四四頁

(11) 「小学校学習指導要領(平成29年度告示)」(文部科学省、二〇一七年) 六九頁

(12) 「中学校学習指導要領(平成29年度告示)」(同) 四八〜五三頁

(13) 「図書館法」第三条で、努力事項の第一項目に「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図

書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。」の実施を定めている。長沢規矩也は、郷土資料に書籍のほか文書や記録を入れて定義した。(長沢規矩也『図書館における郷土資料整理法』汲古書院、一九七五年)。「図書館調査研究レポート」No.9では、地域資料のコレクションで必要に応じて集められる多様な資料の中で優先度の高いものとして古文書・古記録を記している。(国立国会図書館、カレントアウェアネス・ポータル) 先行研究を学校連携の三類型で整理すると、A公文書館紹介として、島林孝樹「国立公文書館における学校教育との連携の取組」(『アーカイブズ』第七九号、国立公文書館、二〇二二年二月)、高橋真史「子ども向けパンフレット制作から始まった学校教育との連携」(『安曇野市文書館研究紀要』第四号、二〇二三年三月)ほか。B教材提供として、福井県文書館「授業で使う文書館資料―新学習指導要領を見据えた活用例―」・田川雄一「明治期福井の地方新聞の教材化」(福井県文書館における学校連携―デジタルアーカイブの教育活用を中心に―)、『福井県文書館研究紀要』第一八・二二号、二〇二一年三月・二〇二四年三月)、山本明史「アーカイブズガイド学校教育編の活用について―新学習指導要領を見据えた活用例―」(『研究紀要』第四八号、山口県文書館、二〇二一年三月)、寺前駿「公文書館等が提供する授業用教材の効果的な活用に向けて―授業で使える和歌山の資料を中心に―」(『和歌山県立文書館年報・研究報告』第二号(二〇二五年九月)ほか。C指導案支援として、『歴史公文書が

語る湖国』を用いた授業指導案」(『滋賀のアーカイブズ―滋賀県立公文書館だより―』第一二・一三号、二〇二二年三月・二〇二三年三月)ほか。D授業支援として、田川「福井県文書館における学校連携」、新井浩文「埼玉県立文書館における高校生と教員のためのコンシェルジュ―新学習指導要領からのアプローチに込める―」(『文書館研究紀要』第三六号、埼玉県立文書館、二〇二三年三月)ほか。

(15) 『秋田県公文書館所蔵 絵図図録』(秋田県、二〇一四年)、「佐竹氏入部四百年記念絵図資料展」リーフレット、『秋田県史』第二巻近世編上(秋田県、一九六四年)、『秋田市史』第三巻近世通史編(秋田市、一九九七年)、『大館市史』第二巻(大館市、一九七八年)、『能代市史』通史編Ⅱ近世(能代市、二〇一八年)、『西仙北町史』(西仙北町、一九九五年)、『角館誌』第三巻(角館誌刊行会、一九六七年)、『横手市史』通史編近世(横手市、二〇一〇年)、『湯沢市史』(湯沢市教育委員会、一九六五年)、『雄勝町史』(雄勝町教育委員会、一九六一年)

(16) 『広報「にしせんぼく」縮刷版』(西仙北町、一九八五年)

〈資料紹介〉

秋田県庁文書群「公務控」(明治二年一月～六月) (930103-11221)

古文書チーム

令和七年度公文書整理ボランティア参加者

はじめに

「公務控」は秋田藩から秋田県に引き継がれ、平成五年(一九九三)秋田県公文書館の開館に伴い、県庁から移管された十六点の資料である。年代は慶応四年・明治元年(一八六八)から明治四年までであり、明治時代の秋田藩を知る上で貴重である。

本紀要では「公務控 明治元年戊辰」(930103-11221) 縦帳二百四十八丁のうち、明治二年(一八六九)一月七日から六月二十五日までの百二十八丁を紹介する。これは本紀要三〇号及び三一号で紹介した同資料の続きに当たる。内容は太政官と秋田藩とで交わされた文書が記載されており、秋田戊辰戦争後から版籍奉還に至る様子を時系列で知ることができる。

資料の翻刻と校正は、令和七年度「古文書整理ボランティア」参

加者(阿部晃三・黒澤美鈴・佐々木彦一郎・佐々木光夫・鈴木充・館岡潤一・松田采菜)及び古文書チーム(畑中康博・伊藤成孝・柴田知彰・渡部拓)が行った。

翻刻にあたり、読みやすさを考慮し次の方針を採用した。文章には句読点を付した。文字は基本的に常用漢字を用いたが、著しく雰囲気が変わる文字や人名については旧漢字を用いたものもある。日付は内容の日付と混同を避けるためゴシック体にした。闕字及び平出は、いずれも全角一字空きで示した。割註は「」で示した。記載者の明らかな誤記については(ママ)をつけた。朱書の箇所には(朱書)と記した。抹消符が記された箇所は、判別できる限り解読し〳で記した。判読不能の文字は□で記した。本資料は空白や切取りが多い。半丁以上に及ぶ空白の箇所には(空白)、また切取りの箇所については(切取 数行分)・(切取 半丁)等と表記した。

右之者共、兼て 皇国学執心ニ御座候所、此度 御開ニ付御障
無御座候ハ、罷出、御講釈ならひニ御書物拝見為致度、此段奉
願上候。以上

正月十八日

御名公用人
村 瀬 清

皇学所
御中

木

正月十三日

一巳刻過当館之被為入、申刻過 御帰也

正月十三日

一巳刻過当館之被為 入申刻過 御帰城

（朱書）
一巳正月十三日、御使役中村恕助・大嶋官平、今日南部之被差立候
付、左之通以御目錄被下候。

（朱書）
朱筋ノ内於藩
被下置候分

一御登代 二十両	南部出兵	小野崎三郎兵隊
一御登代 七両	同	梅津隼人助兵隊

一右同人之徒 天朝被下之御酒・御書附共、被預置被差出候。

右御書附之趣

秋田藩
隊長中

永々南部表ニ出張致大義候ニ付 朝廷より御運送ニ相成候御酒
廿樽 下賜候間、兵隊中えも其訳相達可申事。

正月

久保田在陣
監軍

正月十四日

弁事御役所より御呼出ニ付良之進罷出候処、権弁事新 五郎殿御引
会ニて御演達之趣

書面租税之儀は旧臘同所民政と取締被 仰付候藩々ニおゐて取
立候様被仰渡、猶南部彦太郎家来へも右之段御達相成居候間、
御藩ニて御取立ニは相及不申、扱又是迄御藩ニて御取締御心得
ニ付、出役又其儀ニ差出置候諸入費之儀は、同所引払濟之上、
別段明細勘定書相認、弁事御役所へ御下ケ金被相願可然旨御差
図ニて書面は御戻しニ相成申候。

（朱書）
正月十五日 東京ニテ申立

昨春奥羽賊党連結之時弊藩其中ニ孤立シ 官軍追々御繰込相成
候得共、賊党尚暴威ヲ逞シ一旦国内三ノ二被為侵掠、米穀金銀
ハ勿論忝ニ民家ヲ焼却破毀シ、其軒数既ニ五千余ニ相及、今般

之困窮衆人所知ニ御座候。且官軍數千人御繰込數月兵食人馬供給旁国力殆果候て諸民衰弱各産業營兼候次第、実ニ不堪見聞候。然は昨春來於 朝廷軍費御多端之折柄奉願候も奉恐入候得共、金五拾万兩拝借被仰付、一時疲弊御救助被成下度、尤追々年割ニて米穀金銀調其他國産之品を以上納可仕、此段只管奉歎願候。以上

正月十五日

御名

弁事
御中

東京ニテ申立
(朱書)

一 正月十八日 弁事 駅通司 兩御役所 之被差出候 御藩 御届 左之通

昨年中 御沙汰ニ付、道中往來印章別紙之通彫刻仕候間、此段御届申上候。以上

正月十八日

佐竹中將家來
松田 銚三郎

弁事
御役所

御朱印寸法図の如し

朱印

秋田
藩印

一 正月廿

日於東京被差出候御屋敷御拝領御願書写式通

屋敷之儀拾万石以上は御郭内壱ヶ所、御郭外式ヶ所拝領被仰候事ニ兼て御布達被為在候所、弊邸之儀は別紙ニ申上候通、御郭外ニのみ御座候間、御郭内ニて一ヶ所拝領仕度、依之小網町とふかん堀元姫路邸拝領被 仰付被下度、右代地として浅草鳥越七曲下邸土地仕度奉願候。尤三味線堀上屋敷中ノ郷中屋敷儀は、其俣拝領被 仰付被下度奉願候様中將申付越候。以上

正月廿日

佐竹中將家來
近藤 良之進

弁事
御役所

覚

上屋敷 下谷三味線堀
一 壱万六千貳百貳拾坪五合
中屋敷 神田佐久間町
一 貳千四百四拾貳坪九合余
中屋敷 本所中ノ郷
一 五千六百六拾三坪余
下屋敷 浅草鳥越七曲
一 六千百三拾七坪

右は先般被 仰出御座候付、可相成儀ニ御座候ハ、右四ヶ所之内、別紙絵図面之場所拝領被 仰付候様仕度此段奉願候。以上

正月廿日

佐竹中將家来

近藤 良之進

弁事

御役所

正月

佐竹 中將

其藩所持之軍艦陽春丸、当分御借上ニ相成候。此段相達候事

正月

軍務 官

(空白)

平田 大角

皇学所御用懸を以今度侍講被 仰付候付、格別之 思召を以叙位候事

正月

行政 官

平田 大角

叙従六位上

右 宣下候事

正月

行政 官

就来廿三日 御講积初、已刻参 朝可有之候事

一講本 神武紀

一衣鉢衣冠单指貫之事

右之通

(朱書)
西京ニテ申立

一金千七百五拾兩

右ハ当十月中高割之内七万兩拝借被 仰付、一割七千兩拾式

ケ月ニ割、壹月五百八拾三兩壹步壹朱、永式拾匆八分ツ、当

十月より十二月迄三ヶ月分右金

一同百六拾六兩式步式朱ト永錢四拾壹文六分

右ハ当十二月中右同断之内式万兩拝借被 仰付、此壹割式千

兩此拾式ケ月割、壹ケ月右金錢十二月分

〆金千九百拾六拾兩式步式朱

永錢四拾壹文六分此錢四百文

右之通此度奉上納候。以上

正月廿日

御名公用人助
中西文左衛門

同 公用人

村 瀬 清

會計官

御役所

一 正月廿三日於東京被差出候御書面左之通

去ル十二日弊藩家来え御預ヶ被 仰付候三人之内、老人石崎八郎と申者野州領分之者之由二付、同処え取調申遣候処、全く領分之者二は無之、野州河内郡多功村百姓次郎左衛門伴二御座候趣、同人親類領分田中村百姓八左衛門より申出二御座候。右二付全く弊藩之者二無之候間、御預ヶ替被成下候様、此段奉願候。以上

正月廿三日

佐竹中将家来

海老原 渡

刑法官

御役所

一 正月廿三日西京にて弁事御役所え差出候御書附写

使者一門

佐竹将 監

御付札之趣

伺之通来ル廿六日

参朝可致事

今般中将儀 御直衣 御劔拝領並同苗修理大夫叙任被 仰付候二付、中将より之御札且奉伺天機度旁不取敢上京仕候。依之右出頭日間之儀御内慮奉伺候。以上

正月廿三日

佐竹中将公用人

村 瀬 清

弁事

御役所

〔切取 数行分〕

〔朱書〕
東京ニテ申立

旧臘廿四日重臣被召出、上杉式部・酒井徳之助・酒井信三郎・織田寿重丸・松平豊熊旧領別紙郷村高帳之通、溝口伯耆守組合ならひ二、酒井徳之助・岩城隆邦旧領弊藩一手持別紙郷村高帳御渡之通御取締被 仰付候間、早々城地受取、兼て被 仰出候御趣意を奉体認候様御達之趣奉畏候。以上

正月廿三日

佐竹中将

弁事

御中

〔朱書〕
西京ニテ申立

今般国許より段々申越候次第も有之、又々戦争後領内疲弊且数十里賊徒侵入非常之荒亡、其上数ヶ村焼却等之筋を以、過日猶又奉願候通二御座候所、抑旧臘奉歎願候式拾金ハ全急場御救助を奉願候儀にて、不取敢国許え差下、一卜先窮民撫育仕度存意より切迫奉申上候儀、何分御憐察被成下、出格之御取調を以何卒御聞濟ニ相成候様偏奉懇願候。方今御時節御多端之御中、何敷奉促候様にて、甚以奉恐懼候得共、右式拾万両急速拝借被仰

付、至急之場合取凌二相成候様御仁恤之 御沙汰被成下度、只管奉願上候。以上

正月廿五日

佐竹中将公用人

村 瀬 清

弁事

御役中

一 正月廿五日於東京弁事御役処へ近藤良之進を以、被差出候御献納材御願書之趣左之通

今般東京え 宮殿御経営被為遊候は無遠迹之 御仁恵を以、関東を被為地候御儀にも可有御座室家相慶し、奉待 鳳輦候は実二万古之御美事と奉存候。抑弊邑之儀は自往古奉蒙 朝恩候家筋二て、殊に昨年中賊兵四境より相迫候砌、兵備不全殆と存亡不測之勢に立至候と雖も 朝廷之御威武に依て、幸今日之安定二罷成候処、却て莫太之奉蒙 御寵遇重畳難有奉感戴候。然は此度御作造之御時節二御座候故、御費用之萬一をも奉助度志願に御座候得共、如何せん民居灰烬之余、国用乏絶遂二救助之道も行届兼候より屢奉仰 会計官稍賑恤仕候折柄事々不任意遺憾之至二奉存候。然ル処封内山林之土地多く有之趣左之通

御用之節は追て可被及 御沙汰候事

偶掠奪之患を免れ候二付、別紙之通奉献材度奉存候。尤不材之樹木 皇居御造営之御用ニは相当り申間敷候得共、良工は不損細大儻敷御用にも罷成候ハ、難有仕合奉存候。右志願之趣御取扱被下度奉存候。以上

正月十二日

佐竹中将

弁事

御中

覚

- 一 杉縦角取受 千本
 - 一 檜梅挽木取受 五百本
 - 一 檜杉椽板取受 壹万五千枚
 - 一 槻挽木幅広 拾五挺
 - 一 檜丸太 五拾本
- 右之通献材仕度奉存候。

(空白)

正月廿五日

弁事官より御達三通

佐竹右京大夫

別紙写之通 御沙汰相成候二付、兼て其藩并溝口伯耆守へ取締

被 仰付置候酒井（朱書）新信三郎旧領羽前国田川郡之内、高三千石余之地所、別紙村書之通同人へ引渡可申、羽後国飽海郡之内高八百石余之地所、其藩へ取締被 仰付候間、同人より受取可申旨御沙汰候事。

正月

行政官

酒井 信三郎

其方領分羽前国田川郡高三千石余之内式千五百石被 召上、残り八百石余土地替被 仰付、為代知羽後国飽海郡之内にて高八百石余下賜候所、此度御処替被 仰付、羽前国田川郡高三千石余御居置相成、領分上野国山田郡・勢多郡之内式千五百石余召上候事。

但、羽後国飽海郡鄉村は、佐竹右京大夫え引渡、羽前国田川郡旧領鄉村は、佐竹右京大夫・溝口伯耆守より受取可申候事。

正月

行政官

羽後国飽海郡

檜 橋 村

堀野内村

中野目村之内

一 正月廿八日御呼出にて、松田銚三郎罷出庸候處、新五郎殿御引会
にて村書通被相渡、右は去廿五日酒井信三郎土地替被 仰付候

儀に付、同日御藩え被仰渡候御書付え相添候別紙之由にて御渡相成候。

一 西岡周碩此度庄内表民政御取締として被差遣候得共、右は御藩并新発田藩御取締之場処え混し相勤候事二ハ無之、同処え船越洋之助も相詰居候得共、奥羽御取締被仰付候諸藩、未夕場処受取済にも不相成、旁二付洋之助先ツ添役として差遣候故、此段為心得相達置候旨五郎殿被仰含候。

一 右村書之趣左之通。

羽前国田川郡

余目新田村 大野村

田舎村 八色村

西袋村 廻館村

柴野村 島田村

境新田村 三本柳村

荒興屋村

以上

（空白）

一 正月廿八日於東京弁事御役处より御呼出二付、松田銚三郎罷出候處、権弁事久松監物殿を以御渡相成候御屋敷御拝領之御達書之趣左之通

下谷三味線堀邸・本所中之郷邸・浅草鳥越七曲邸従前之通下賜候事。

正月

行政官

(空白)

東京ニテ

一二月二日被差出候御書面之即日御付札、有竹衛門殿を以被仰渡候趣但、幸ひ弘前藩公用人之内、御呼出之砌ニ付、序之節可相廻旨同藩之被仰渡候由にて、同藩公用人之内より相達候。

付札之趣

旧臘公議人当正月中御当地之相詰候様

公議人不快其外にて延着相成候得は、当月十五日迄二八代人ニても可差出候事。

二月 議長

佐竹中将

一二月五日弁事御役所之被差出候御届書写壱通。

佐竹中将家来
初岡敬治

右此度公議人代ニて、東京之差出申候。此段御届申上候。以上

二月五日

佐竹中将家来
近藤良之進

弁事

御役所

(空白)

一巳二月七日御呼出ニ付、近藤良之進罷出候処、権弁事久松監物殿を以御達御書付写壱通。

佐竹右京大夫

其方家来平澤卯吉儀、御雇被仰付候間、出仕可申付事。

二月

行政官

佐竹中将家来
二月二日 三木鉄弥
弁事
御役所

東京

一二月九日弁事御役所之近藤良之進罷出差出候御書面写三通

但、別紙名前書は、此度御国許より被仰越候事故差上不申候

私儀願之通帰国御暇下賜候付、当正月三日御当地出立、道中
無滞今廿三日国許之下着仕候。此段御届申上候。以上

正月廿三日

佐竹修理大夫

弁事

御中

前々出

正月二出

旧臘廿四日重臣被 召出、上杉式部・酒井徳之助・酒
井信三郎・織田寿重丸・松平豊熊旧領別紙郷村高帳之

〔切取 半丁〕

弁事

御中

東京ニテ

旧臘廿四日重臣被 召出、各県当分御規則被 仰渡、尚官員可
被 仰付候間、人選名前可申上候様被 仰渡候付、別紙之通名
前申上候。以上

二月九日

弁事

佐竹中将家来

近藤 良之進

御役所

(空白)

一二月十四日東京弁事御役所より御呼出候二付、松田銚三郎罷出候
処、久松監物殿を以御渡之御達書 三通

佐竹中将

別紙之通凌雲院へ御達相成候間、此旨可相心得事。

二月

行政官

佐竹中将

上野山内ニ有之候其藩宿坊元光院、今般被引渡候条取締可致事。

但、受取方之儀は、東京府へ可伺出。尤右寺院不用二候ハ

、早々上地可致事。

二月

行政官

凌雲院

昨年上野戦争後混雑之砌、諸藩之墓所有之候寺院并宿坊等御
扨ニ相成候所、今般右代金下賜候間、其方ヨリ諸寺之急速至
当配分可致事。

但、配分之上書付以可届事。

二月

行政官

（朱書）
西京ニテ

先般水野和泉守公用人より金札返上形並東京之指戻候飛脚之儀、
謹慎中ニ付如何相心得候テ可宜候哉書戴を以申出候ニ付、其節
添書仕御伺奉申上候得共、未何之御指揮無之。然ル処今般関門
御廢ニ付テハ自分印鑑ニテ指戻不苦候哉。且金札返上余延引ニ
相成候も奉恐入、旁之趣を以再申出ニ御座候。因テ触下之事
ニも御座候間、此段又候奉伺候。以上

二月廿日

弁事
御役所

佐竹
村瀬 清

一二月廿日東京軍務官より御呼出ニ付、三木鉄弥罷出候処、判事桜
井新平殿を以御達之御書付写 式通

別紙之通申付候条、於其藩可申達候事

二月

軍務官

秋田 藩

今般御雇ヲ以筆生申付候事

二月

軍務官

遠藤 弥生

（切取 数行分）

其方家来山本誠之助儀、昨年八月大洲藩井上大蔵と申者詐て、
秋田藩柳本精之丞ト称し兵庫出張軍務官役儀を欺き、剩外國人
と条約書ニ連印致し候節、誠之助ニ於ても大蔵之偽詐を知ナカ
ラ件之次第不埒之事ニ候。其藩ニ於て取調可然（朱書）所置可申付候
事。

二月

軍務官

佐竹 中将

其藩儀昨春来奥羽賊徒速結之節、其中ニ孤立シ、彼之凶暴之為
米穀貨財民家等大半掠奪焼毀セラレ、其後官軍進入之砌、数月
兵食人馬供給等旁以国力疲弊土民営業ヲモ致兼候次第不堪見聞、
今般五十萬金拝借願出候条尤之儀被 思食候。然る処於 朝廷
モ引続き御用度莫太之折柄、不被為得止 御聞届難相成候ヘト
モ、困迫之情実不便ニ被 思食、以格別之儀二十萬金下賜候事。

二月

行政官

（朱半円）

（切取 数行分）

西京（朱書）

今般国元戰爭中兵食人馬供給莫太之入費疲弊之儀被 聞食、格別之御取調を以、御多端之御中、金貳拾萬兩拜領被 仰付候段、一昨十五日 御書付を以被 仰渡重畳難有仕合奉存候。右御下ケ金等之儀何方へ奉願候テ可宜候哉奉伺候。以上

二月

御名公用人
村 瀬 清

御事
御役所

西京（朱書）
ニテ

今般御達有之候出兵惣人数取調之義ハ何分国元より未夕調不申越候ニ付相別兼申候。尤急速申達候間申越次第

（貼札）

御付札

會計官へ可申出候

御届可申上死傷之儀ハ認ニモ相成候得共、雛形モ有之候間、追て右惣人数出張相別候上認御届可申上心得ニ御座候。右ニテ可宜候哉、此段奉伺候。以上

二月廿二日

御名公用人
村 瀬 清

御事
御役所

（貼札）

御付札
惣取調上指出可申

（切取 半丁）

二月廿四日於西京、村瀬清を以御事御役所之被指出御書付之趣

先般同苗侍從於東京国許之御暇奉願候處、速ニ御暇被下置、去十二月三日同処出足、同廿三日国許之下着仕候付、右御札使者を以奉申上度今般申越候。依之出頭日間并御場処之義奉窺候。以上

御事
御役所

二月廿四日

佐竹中将公用人
村 瀬 清

御事
御役所

二月諸藩より申立

今般諸侯伯等東京之被召寄候ニ付、夫々供連御規則被仰出候。右は兵隊人員も籠り候儀ニは奉存候得共、若兵隊ハ御定外ニ可有御座候哉。左候得は大凡兵員如何程迄召連不苦候哉。一応此段奉伺候。以上。

御付札

兵隊も御規則中ニ
籠り候事

松平少将内

渡部 善一

徳川三位中将内

横井内 匠

前田宰相中将内

堀 嘉久馬

弁事
御役所

井事
御役所

西京ニテ
(朱書)

私義先般領分鎮定御札旁一ト先中将為代東京へ罷出候処、箱館
事件御切迫之趣国元より報知有之、中将一人ニテハ指揮モ行届
兼候ニ付御暇奉願候処、速ニ帰国御暇被下置難有仕合奉存候。
右ニ付去十二月三日東京発途同廿三日国元へ帰着仕候。依之為
御札使者ヲ以申上候。以上

二月廿五日

侍從使者
高久 祐助

貼札

御付札之通ニ付右御使者ハ
相勤不申候

西京ニテ
(朱書)

先般切支丹宗門御調追て 御沙汰可有之候得共、是迄差出候通取
調一ト先御届可申上旨 御布告ニ付、其砌国元へ申達取調申越次
第、御届可仕段申上置候処、今般別紙之通差出来候段申越候。尤
旧幕所置中、役人共迄指出候通相認候義ニ御座候条、方今之 御
趣意ニ奉対候ては、文体も如何ト奉存候得共、其俣御届申上候。
何分宜敷御差図被成下候様奉願候。以上

二月廿五日

御名公用人
村 瀬 清

弁事
御役所

西京ニテ
(朱書)

今般戸沢中務大輔・六郷兵庫頭・生駒讚岐守・仁賀保孫九郎・同
兵庫両家旧冬戦争中、格別奮励戦功相頭候次第、別紙之通先般
御布告之趣モ有之候ニ付、御届可申上中将より委詳申越候間、
此段御届奉申上候。以上

二月廿五日

御名公用人
村 瀬 清

軍務官
御役所

西京ニテ (朱書)

切支丹宗門并邪宗門之義、従前々無懈怠今以相改申候。今般被仰出候御法度書之趣愈相守、私領中在々所々至ル迄遂穿鑿、家中之者下々迄、是又致僉議候処不審成者無御座候。勉若此後不審成者於有之ハ、早々可及言上候。以上

明治元年辰ノ十月

御名「但御官名ニは無之候」

御花押

弁事

御役所中

西京 (朱書)

今般山本誠之助、兵庫表於軍務御官御用有之、謹慎之俣ヲ以罷下り候所、昨廿六日帰京仕候間、此段御届申上候。以上

二月廿七日

御名公用人

村瀬

清

軍務官

御役所

(貼札)

如此御差図ニ御叱置、重て認申候。但御花押計也

拝領金奉受取候一札之事

一合金式拾萬兩也

右は今般国元戦争中、兵食人馬供給等莫太之入費疲弊之儀、被聞食格別之御取調を以、金式拾萬兩拝領被仰付候段御書付ヲ以被仰渡重疊難有仕合奉存候。依之右金此度被渡下慥ニ奉受取候。以上

明治廿二年

佐竹中将公用人

村瀬 清

同重臣代

高久祐助

會計官

御役所

東京ニテ (朱書)

一二月廿七日松田銚三郎を以弁事御役所之被差出候御書面式通

今般下谷三味線堀邸・本所中之郷邸・浅草鳥越七曲邸、従前之通下賜候旨蒙御沙汰、難有仕合奉存候。右御請申上候。以上

二月十四日

佐竹中将

弁事

御中

兼て幣藩并溝口伯耆守之御取締被仰付置候酒井信三郎旧領羽前国田川郡之内高三千石余之地所、別紙御渡之村書之通同人え引渡可申。羽後国飽海郡之内高八百石余之地所、幣藩之御取締被仰付候間、同人より受取可申旨御沙汰之趣奉畏候。以上

二月十四日

佐竹中将

弁事

御中

西京二て
（朱書）

一二月廿八日弁事御役所之差出候御書附写

二月初旬、御布告ニ相成候議事体裁之内、朝

御付札之趣

廷兼て御内定ニ相成候。公議処法則案ニ基、

不願出候共法則

変革一致御 旨ニ御座候処、右法則案拝見奉

案諸藩之御下渡ニ

願上候得は御渡被成下候御事ニ可有之候哉、

相成候事

此段奉伺上候。以上

二月十八日
弁事

佐竹中将家来
村 瀬

清

御役所

〈半丁 切取〉

東京
（朱書）

二月廿九日 弁事御役所之被差出候御書面

酒井 徳之助

右旧領羽州庄内田川郡・飽海郡百姓共ヨリ此度御当地弊邸迄歎

願書差出候ニ付、右ハ取扱候筋無之趣ヲ以申論、本書差戻シ申
候得共、右写相添此段御届申上候。以上

二月廿九日

佐竹中将家来
近藤 良之進

弁事御役所

二月廿日

庄内百姓共より差出候写

一羽州庄内田川郡・飽海郡百姓惣代之者共、乍恐以書付御歎願奉申上候
庄内両郡之儀、最上家領地之頃迄ハ湿地・荒地之場所多く御座
候所、当御領主元和八戌年聿始て御入城、御再興所々大小之新
川掘割・堤築立・用水掛引之堰々橋々等迄御手元御入用を以年
々普請取掛、昔より変災凶作之年柄ニも夫々御手厚御救被成下、
殊ニ天保四巳年は前代ニも無覚大飢饉、其外地震・津波等之災
難ニて一同餓死仕候外無御座候所、御他領より米穀・鮭塩引・
鮭・野采・種物等夥敷御買入、一同蒙御救飢寒之者耆人も無御
座、尤雪国ニて寒氣甚しく土地ニ付、田方定免取ニは御座候得
共、違作之年柄難渋申立候得は、作ニ応して引方被下置、困窮
之百姓共拝借米金等返納方相滞難渋之節は相続引立候様被成下、
年寄子共多く、又は長煩之ものえは年々米銭・古着等何度も被
下置、其外五穀成就・流行病・除災之御祈祷等ニ至ル迄、都て
下々を厚く御憐ミ被成下、先祖より数百年來御撫育ニ預候御厚

恩可申上様無御座、安堵二相統罷在候処、今度不計会津へ所替
之蒙 仰候趣承知仕、一同動転、闇夜二燈火を失ひ候心地にて、
老若男女二至迄途方ニ暮れ悲歎ニ沈ミ、此上は神仏之力を頼候
外無と諸山諸寺へ参詣、或は所々村々鎮守之参籠祈誓仕候もの
も多く御座候。乍去從 天朝御寛太之御所置を以、御領主格別
難有御事ニ被蒙 仰候趣 御高札并 御宸翰之御写、御領主御
役場より委細被仰含、下々一同冥加至極難有奉拝承罷在候儀ニ
て、全被 仰出候 御沙汰之趣、彼是御違背ケ間敷奉申上候心
底ニは毛頭無御座候得共、何分愚昧之百姓共、数年来重恩之御
領主へ御引離れ申上候儀難慰、只々一途ニ惑乱仕、狂氣之体ニ
罷在、乍恐一同御当地罷登御歎願奉申上度趣最寄々々にて申聞
候得共、先達より御領主御役場にて若し動揺体之儀御座候てハ
不相濟趣度々被 仰含、御役人廻村嚴敷被相改候二付、是又不
容易事と差立候様之もの忍ニ相談仕、先々一同慎様可申趣申談、
忒人三人も境目道も無之難所之山越仕、漸出乍恐一同之情実を
以段々可申上候。私共今般 御屋形様之御縫り奉申上候段誠ニ
以奉恐入、如何様之罪ニ被仰付候共、少しも御恨奉申上候筋無
御座、却て冥加至極と発足之砌より覚悟仕罷登候儀ニ御座候間、
何卒莫太之御慈悲を以領内百姓一同歎願 御憐察被成下置、是
迄之通御領主ニ離れ不申、承奉裁 天朝之御恩沢候様被 仰付
被下置候ハ、両郡百姓一同難有仕合奉存候。乍恐此段以書附御
歎願奉申上候。以上

明治二巳年二月

秋田様

御役人中様

巳二月晦日 西京ニテ

(朱書)

来月朔日 御拭眉恐悦。同七日 御出輦恐悦。在京諸侯は夫々御
達も有之候得共、在国之面々ハ如何相心得候て可宣哉、此段奉伺
候。以上

二月晦日

弁事御役所

佐竹中将公用人
村 瀬 清

御付札之趣

在国之向恐悦申上ニ不及候事

〔切取 半丁〕

弁事

御役所

西京ニテ申立

(朱書)

弊藩山本誠之助帰京遅延之儀取糺候処、兼テ不快ニテ罷在候得
共、急段下坂之義 御達ニ付、押テ差急き罷下候得共、御用無

酒井徳之助領分
庄内田川飽海両郡百姓惣代
下川村 安兵衛 印
小松村 団次郎 印

之趣兵庫於軍務官 御沙汰二付、暫保養相加上京仕、依之少々之延日ニ相及、恐入候段申出ニ御座候。御届之節、右之段可申上処、公用方ニテ一円心得不申、不取敢申上候事ニ御座候。陽春丸越後鼠ヶ関坂田川戦争之節、外国之船印等建候義并ニ戰場司令之者共名前等同人之相尋候処、右船之義ハ一円心得不申併戰場ハ、橋口次郎卜申者之由、夫丈ケハ兼々承及候得共、是以テ同様乗組居候事ニモ無御座候故、治定ハ心得不申候趣ニ御座候間、何レ国元申遣取調之上、相別次第東京軍務官へ御届可申上候。同人義先頃 御沙汰ニ因テ謹慎申付置候。此度国元より至急差下可申様申越候。右之横浜ニテ銃代艦代等之義、外ニ心得居候者無之、当人指下シ夫々取調致委曲国元へ申出候様申参、因之一時モ早ク当人指下シ横浜談判取調為致、直々国元へ差下度尤謹慎申付候二付、一人此度罷下候者有之候間、同様差下シ右弁用之上於国元尚又謹慎為致候間、此段御届奉申上候。以上

御名公用人
村 瀬 清

二月晦日
軍務官
御役所

(空白)

於西京申立
(朱書)

弊藩小野崎鉄藏人体御尋御用立候者ニは有間敷候得共、至テ正

直ナル者ニテ兼テ 皇学執心海外之諸学ヲモ相学居候テ、尤慥成者ニ付、当時相応之役義ヲモ申付置候事御座候。此段御尋問ニ付、有体奉申上候。以上

二月晦日

御名公用人
村 瀬 清

於西京申立
(朱書)

先般軍資金当月晦日限上納可致 御沙汰之趣奉得其意候。然ル処追々国元非常之疲弊ニ付、上下困迫之趣申来候二付、今般拝借金奉願候処、格別之 思召を以弍拾万両、更ニ拝領被 仰付重畳難有仕合奉存候。右を以救民可也扶助仕候為躰ニ御座候処、何分軍資金急々上納仕候義、何共手配行届兼当惑仕候。尤国元ハ急速申遣候得共、偏ニ領内荒亡困苦之情体 御憐察被成下今暫之間上納御猶予之義只管奉懇願候。以上

御名公用人
村 瀬 清

二月晦日
軍務官
御役所

三月朔日

今日非藏人口より御呼出ニ付、中西文左衛門罷出候処、東園殿を以左之通被 仰渡候。

御雇を以テ神祇官判事試補被 仰付候事

小野崎 鉄蔵

二月

行政官

佐竹中将

其方家来小野崎鉄蔵儀御雇を以テ神祇官判事試補被 仰付候間、
出仕可申付事

二月

行政官

於西京申立
(朱書)

先般山本誠之助より書取を以歎願仕候趣、大洲藩井上大蔵変名
之儀ハ全ク於神戸至急切迫之場合より誠之助老人之決意ヲ以、
大蔵へ依頼仕候処、同人承諾仕候は、畢竟弊藩一国之為のみニ
無之、奥羽中一時も早国定仕候得は、是則 天朝之御為ト存込
候より、不顧前後、且ハ朋友之情難黙止、同意変名仕候趣、追
々誠之助より申出ニ御座候。乍併自然右艦周旋行届候より 久
我殿御下向御用ニも十分相立、夫ニ御賞誉ニも相成、同人共難
有奉存居候処、此度右変名を以異人え条約等仕候事件不届ニ付、
大蔵義蒙 御沙汰、其藩より謹慎被申付候段、伝承弊藩おゐて
甚以氣ノ毒千万之至、全以誠之助頼より弊藩之為メ尽力変名仕
候大蔵儀ニ御座候得は、其罪ハ誠之助ニ有之候て、大蔵義ハ情
実より無抛其場ニ立至候事ト奉存候間、何卒右等之次第篤と御
亮察宣 御評議被成下、大蔵義ハ御宥免、誠之助え罪条被 仰

付被下度誠之助ハ素より於弊藩ニも偏ニ奉懇願候。以上

三月二日

御名公用人
村 瀬 清

軍務官
御役所

於東京
(朱書)

一三月九日近藤良之進を以被差出候御書面写

酒井徳之助・岩城隆邦旧領飽海・由利・仙北三郡之土地七万石
程之地処、弊藩え取締被 仰付、上杉式部・酒井徳之助・酒井
信三郎・織田寿重丸・松平豊熊旧領田川・置賜・村山三郡之土
地式拾九万五千石余之地処・溝口伯耆守と弊藩え取締被 仰付、
権知果事以下捕亡ニ至迄人選仕候得共、御沙汰之御趣意重大之
御儀殊ニ、御一新之折柄ニ付、深く考るニ未熟之家来共、輕挙
ニ差向万一不都合之儀有之候てハ、奉恐入候。尚酒井家家中共、
未引移之手配も相整不申候模様にも相聞得候ニ付、城地請取方
手順形共溝口伯耆守えも尚又談合之上、役々出張申付度、内慮
ニ御座候故、其間出張之儀御猶予被成下度、委曲演舌書を以申
上候通りニ御座候間、宜御採用ニ相成候様奉願候。以上

二月廿三日

佐竹中将

弁事
御中

演舌書

本書申上候通、各藩上地請取之役々早速差越可申処、溝口家と申合も未だ整不申、殊二は不肖之家来共、彼地之模様二も不差心得、率爾二罷越不行届之儀御座候ては奉恐入候二付、船越洋之助事ハ数日酒田表二罷在、彼地之事情も十分見聞致し、鎮撫之道にも深く心を尽し居候趣、右 御沙汰後不取敢家来差越、一体之様子問合二及候処、庄内之国情ハ旧主を慕之意最厚く、昨年之一挙も大義之有所を不弁、只酒井家有を知る 天朝有を不知之勢ひ、其民心を移し得るハ易からざる之趣申聞之趣且又会津之儀は、多分之焼亡二付、第一住処二差支ひ、庄内家中之面々も早速引払と申処えは至兼候趣、最酒井家始上地之各藩より先般之 御沙汰二付、城地可引渡趣使者を以申越候得とも、向方手配不相整候処え、取急き受取之役々差向候ては不都合之儀二も可有之哉二奉存候。且互二干戈を交ひ、未夕幾程を不經して弊藩より出役致し候儀二候得は、向方家中共之情実如何可有之哉。決句民心を動し候様之儀、相生し間敷にも無之、懸念至極二御座候間、兎角向方家中共引移之手配相成候上、受取候役々差越候様仕度奉存候。右等之事情二付、日延之儀は船越洋之助始監軍高柳熊六・藤堂豊前^上杯二も同論二付、旁申上候事二御座候。

一城地受取候上、兵隊を以守衛可仕旨被 仰渡奉畏候得共、当節箱館之形勢も有之、弊藩之儀は数十里之海岸所々之守衛を差置

候折柄、手厚く兵隊差出候儀ハ行届兼候二付、当分之間坂田表二罷在候船越洋之助始 官軍御人勢其俣被差置被下度奉存候。一溝口家と組合取締所持場仕分候上ハ、飛地手違之所二も可有之、左様相成候てハ、此度被 仰付候人数のみにて取締方行届中間敷奉存候。其節は御伺之上役々被増置候儀二可有御座哉、前廉心得形被 仰渡被下度奉存候。

一酒井家上地之外各藩上地之場所ハ、速二受取可申儀二御座候得共、酒井家上地同様二林受取不申候ては不都合之儀も可有之二付、是又同様二仕度奉存候。

一奥羽越之諸藩一旦 朝敵と相成候得共、悔悟帰順候上ハ同しく王臣にて海内一祝之 御仁政一夫処を不得ハ 叡念を可被為惱、素より封地掛分被 仰付候は、懲惡之 御大典不被為得止儀二も御座候処、其主人扶助之道行届兼候より右家中之者或は恒之心を失ひ浮浪之身と相成候者も有之哉之趣、尤其主人不可逃之罰とハ乍申、老弱婦女は何之罪か可有之哉、所謂窮民ハ 王政之最所先二有之。夫々所を得浮浪之徒無之様至急御手配無御座候ては 御鎮定之道にも至兼可申奉存候間、其器二寄り相応之御扶助御座候様仕度、此儀心得形被 仰渡被下度奉存候。以上

二月廿三日

佐竹中將

弁事

御中

(空白)

（朱書）
於東京

一三月十日弁事御役処へ近藤良之進を以被差出候御書面写

堀田豊前守養弟

堀田 亀五郎

当巳七歳

今般岩城隆邦家名之儀、血脈之者え可被 仰付旨被 仰出候処、
血脈之者無御座、依之右亀五郎統合にも御座候付、養子仕家名
相続被 仰付被下置度段、隆邦家来一同奉歎願候旨申出候二付、
此段従私奉願候。以上

明治二己巳年三月

佐竹中將

弁事

御中

右は奉書堅紙ニ認さし出候

（朱書）
於東京

臣某頓首々々謹テ案ニ我 皇国独り卓然、海外万国ニ冠絶スル
所以ノ者ハ 天祖一タヒ下土ヲ照臨シ玉ヒシヨリ 皇統綿々万
歳無窮、万国誰カ明德ヲ仰カサラン。中葉以来奸雄並起リ、匈
々紛争虎豹遂ニ群羊ヲ驅除シテ天下ヲカ制シ、土地ヲ割裂シ横
ヒマ、ニ其族党ヲ封建シテ天下ノ大政ヲ掠ム。是ニ於テヤ土地
人民悉ク武門ノ有トナリ、億兆万民ヲシテ幕府有ヲ知テ 朝廷

有ヲ不知ニ至ラシム。方今六百年旧染ノ積習ヲ洗尽シ 朝廷復
古大政一新万機ヲ躬ラシ玉ヒシニヨリ、億兆人民実ニ雲霧ヲ披
ヒテ白日ヲ見ルカ如ク 孰カ敢テ尊 王ノ意氣ヲ奮発シ名分峻
巖ヲ弁正セサランヤ。是ヲ以薩長土肥ノ四藩既ニ版籍ヲ上リ、
予奪 天裁ヲ仰ク。実ニ能名分大義ヲ知ルト謂ヘシ。抑臣カ祖
初テ封ヲ佐竹ノ荘ニ賜ハリシヨリ、世々常州ニ居リ、世俗所謂
古ノ建国ナリ。当時領スル所ハ即徳川氏ノ近封ナリ。之ヲ要ス
ルニ普天ノ下孰カ 王土ニアラス。率土ノ浜孰カ 王民ニアラ
サラン。此レ因襲ノ私封安ンソ敢テ自ラ有シ以テ罪ヲ 朝廷ニ
招ンヤ。謹テ版籍ヲ取り徳川氏ノ符章ヲ并セ是ヲ上ル。伏シテ
望ム取舍 朝廷其宜ヲ裁シ臣カ微衷ヲ畢ニ明ニ照臨ヲ垂レ賜ヘ。
臣某誠惶誠恐頓再拜。

三月

御名

右美濃紙之認之上に御書附ト認之

（空白）

（朱書）
於東京

一三月十五日被差出候御伺書御付札を以 御達
但御本書

御付札

差控伺之通被
仰付候事

今晝寅ノ刻下谷三味線堀邸内厩より失火仕忍入奉
存候。住居向不残焼失東表長屋之内一棟并内長屋
一棟消失。卯ノ刻消火仕候。此段御届申上候。
中将在国中ニ付差控之儀私より奉伺候。以上

即日御付札

此控伺之通

被仰付候事

三月十五日

弁事

御役所

佐竹中将家来

近藤 良之進

一 三月十七日御呼出ニ付、即刻近藤良之進罷出候処、弁事出仕久松
監物を以御渡之御書面忝通

但御本書

佐竹中将

邸内失火ニ付、窺之通差控被 仰付置候処被免候事。

三月

行政官

(空白)

於東京

一 三月十九日弁事御役所ニテ御使役三木鉄弥罷出候所、官掌間部多
一 右衛門を以、以御付札被仰渡之

願之趣

□之趣無余儀
相聞付許容相
成候得共□之
大基礎ヲ被為
建候折柄ニ付、
□論ニ可代重
臣可□出候事

当春再 御東幸ニ付、天下之大小侯伯より上士
ニ至迄被為 召輿論公議を以国是之大 基礎可被
為建 思召ニ付四月中旬を限り、東京え参着可致
御沙汰之旨奉畏候。然ル処、松前脱艦之賊徒于今
御鎮定不相成候ニ付ては、弊国警備肝要之儀ニ御
座候処、兼て兵備不行届、殊ニ去秋紛擾後ニ御座
候得ハ、萬端苦慮此事ニ奉存候。就ては中将在国
之上精々世話仕度。依之為名代重臣を以 御趣意
奉伺候て可宜哉、此段奉伺候様申付越候間、何卒
迅速御指図被成下度奉願候。以上

三月十四日

弁事

御役所

佐竹中将家来

三木 鉄 弥

(空白)

〈切取 半丁〉

於東京 此前より其□□分省ぐ

西洋式蒸気并風帆船とも当時持合之分巨細取調御届可申上旨御
達之趣奉得其意候。然ル所弊藩所持之原名カ、ノカミ、和名陽
春丸儀は、当時 朝廷御用ニテ御借上ニ相成居候儀ニ御座候。
今般原名アヒルト、和名高尾丸儀ハ、昨年十一月中御届申上候

通、於箱館港賊之為被引留、未夕取戻シ相成不申候。右之次第柄二付、兩艘共当節何分取調御届申上候儀ニ至リ兼申候。此段御聞置被成下度奉願候以上。

佐竹中将家来

松田 銚三郎

三月廿三日

軍務官

御役所

〈切取 数行分〉

〈切取 半丁〉

於西京（朱書）

先般国許戰爭中兵食人馬供給等莫太之入費疲弊之義被 聞食、格別之御取調を以金貳拾万兩拝領被仰付、早速国元え申達候所、於中將も重疊難有仕合奉存候。右御札使者を以奉申上度、今般申越候間、出頭日間并御場所之義奉窺候。以上

御名用人

村 瀬 清

三月晦日

弁事

御役所

（空白）

〈切取 半丁〉

〈朱書〉

弁事

御役所

即日御付札

差控伺之通被 仰付候事

於西京（朱書）

今般東京下谷三味線堀邸自火ニテ住居向始焼失ニ付、別紙之通於同処御届奉申上候処、同日御付札之通被 仰渡候段、当十六日立急報昨夜参着申越候間、此段御届申上候。以上

（朱書）

御名 |

村 瀬 清

三月廿二日

弁事

御役所

於西京（朱書）

今般東京邸自火ニテ焼失ニ付、於同処御届申上候儀は、昨廿二日申上候通ニ御座候処、同所より又々報知有之、当十七日差控被免候趣申越候間、此段御届申上候。以上

御名 |

三月廿三日

弁事

御役所

引合

（朱書）

先般国元戦争中兵食人馬供給等莫太之人費疲弊之儀被聞食、格別之御取調を以金貳拾万兩拝領被仰付、早速国元之申達候所、於中将重畳難有仕合奉存候。尚御礼使者を以奉申上度今般申越候間、出頭日間并御場所之義奉窺候。已上

三月 再出

御名公用人

村 瀬

清

弁事

御役所

下野御領租税録

拝領高貳拾万五千八百拾八石之内

高四千三百三拾石三斗四升三合

外

込高新田高改出高無御座候

元治元申ノ年より明治元戊辰迄

五ヶ年平均

正租納高

一米九百八拾五石九斗五升六合

御定免之分

此外金錢永并雜税納等無御座候

右之通御座候。以上

明治二巳年三月

地方役

三月廿一日

一今日出足東京之罷登候大腰源吉之被預置御届之次第左之通

分家佐竹播磨守、從來江戸定府罷在候処、去春東北騷擾諸道へ鎮撫使被 差向不容易形勢ニ立至候ニ付、速ニ江戸邸引払、秋田表へ罷下、弊藩ニ附属シ戮力同心共ニ藩屏之職掌ヲ奉シ勤王之議ヲ奥羽ニ弘張センコトヲ夙夜企望罷在、去八月中 総督府ノ命ヲ奉シ出兵、由利郡長浜村ニ於テ数度戦争賊鋒ヲ折キ、毎々奮戦兵士死傷モ不少、遂ニ酒田迄進軍、賊徒降伏之上凱陳致候。委曲兼テ播磨守ヨリ御届申上置候通りニ御坐候。然ハ先般分家等宗藩へ附属出兵致候向ハ其功勞隱没不致様取調可差出趣 御達ニ付、同人儀前条黽勉之次第御届申上候。以上

三月

佐竹中將

弁事御中

右中奉書半切紙之認之、上包美濃紙上下折返し、御名認之

（空白）

巳年分（朱書）

一 四月朔日東京御飛脚被差立候付、御用之趣左之通

私儀当四月中旬を限東京參着可致蒙 御沙汰候得共、松前脱艦之賊徒、于今 御鎮定二不相成候付、暫御猶予之儀奉願候所、御付札を以願之趣無余儀相聞候付 御許容被成下候得共、天下之大基礎を被為建折柄二付、国論ニ可代重臣可差出被 仰出難有奉得其意候。依之右御請奉申上候。以上

四月 佐竹中将

弁事 御中

右中奉書半切紙え認之、上包美濃紙上下折返、御名認之

一同断

今月十五日晝居屋敷下谷三味線堀邸内厩より失火仕候二付、其表詰合家来より差控之儀奉伺候処伺之通被仰付、同十七日家来之者御呼出ニて差控御免被成下候段以御書附被仰渡難有仕合奉存候。依之御札之儀如何相心得可申哉奉伺候。以上

三月 佐竹中将

弁事 御中

右は右同断

（空白）

（切取 数行分）

於（朱書）東
於（朱書）東京

四月廿日月番より藩々触下共、雛形之通取調指出候様弁事御役所より御達二付、月番ニて取纏候趣申来候間、取調差出候書面写

在東京諸候 姓 名

并名代

隠居嫡子

重臣

別帳

在邑諸候

在東京諸候

当時謹慎中

幼年二付未だ参内以前

- 戸澤中務大輔
- 米津 伊勢守
- 水野 和泉守
- 生駒 讚岐守
- 上杉 式部
- 酒井 信三郎
- 松平 豊熊
- 岩城 龜五郎

在東京名代嫡子之分

水野和泉守隠居

水野 越前守

佐竹播磨守名代嫡子

佐竹 常丸

在東京名代重臣之分

佐竹中将名代重臣

岡本 又太郎

六郷兵庫頭重臣

伊東弥左衛門

上杉駿河守名代重臣

須 佐 権 平

織田寿重丸名代重臣

津 田 中 務

在国之分

佐竹 中 将

佐竹中将嫡子

佐 竹 侍 従

佐竹 播磨守

六郷 兵庫頭

上杉 駿河守

織田 寿重丸

右之通御座候。以上

四月

羽前羽後触頭

佐竹中将公用人

近藤 良之進

公議所より之別紙御達書共三通之写

四月廿三日

詔書写

詔朕嚮ニ汝百官群臣卜五事を掲ケ天地神明質

西京(朱書)

諸藩邸士族人足帳調印願出候節見合候ため、諸藩印鑑指出可申置旨留守官より御沙汰之段奉畏候。然る処当二月中御沙汰有之候忝寸五分之印影は、未以国許より指越不申候二付、不取敢是迄用候印鑑拾五枚指出申上候。以上

四月十日

駅通司

御役所

久保田藩

村 瀬

清

西京(朱書)

一昨十日御届申上候通、卒以下右之京邸焼印鑑木札ヲ以相渡申置候。此段御届申上候。以上

四月十二日

弾正台

御役所

久保田藩

村 瀬

清

〔切取 半丁〕

〔朱粹〕

拝領被仰付早速国許之申達候所、於中将も重畳難有仕合奉存候。右御札以名代奉申上候。以上

四月七日

御名 名代
村 瀬 清
同道
中西文左衛門

付 札

〔朱書〕
西京

去年以来神仏混淆御禁制被 仰出候二付、於弊藩も夫々取調罷

〔切取 半丁〕

御付札

願之趣承届候時日等被蒙段仕神祇官之可承旨遣ス

〔切取 数行分〕

在候得共、何分 御布告のみにては取計兼候。廉々不少候二付、

朝廷之御規則伺定候上取計申度奉存候。御差障も無御座候ハ、家来之内 神祇官之差出為伺取度奉存候間、何卒其御筋之可然御沙汰被成下候様奉願候。以上

四月十二日

御役処
弁事

御名公用人
村 瀬 清

〔朱書〕
於西京

当二月中御達有之候昨春来出張惣兵日並追々日数も相立候二付、迅速書出可申御沙汰之趣奉得其意候。乍併其節も奉申上置候通、此表にてハ取調相成兼候二付、急速国許之申達候得共、遠国之儀何分往復尺取不申未取調不申越候間、今暫御猶予奉願候。尤申越次第速ニ可奉申上、此段又候御届奉申上候。以上

四月十二日

御役処
軍務官

御名公用人
村 瀬 清

御付札

願之通暫時御猶予承届ケ置候

〔切取 数行分〕

五月二日御使を以御達ニ相成候御書附

御用之儀候間、明三日巳之刻参 朝可有之候也。

弁事

五月二日 役所

佐竹中将殿

〔宋書〕
於東京 五月二日御請書

御用之儀御座候ニ付、中将義明三日巳ノ刻参 朝可仕旨御達之

所、在國中ニ付、明早朝御指図可奉伺候得共、一先私共より御請奉申上候。以上

五月二日

近藤 良之進

弁事

御役所

五月三日御用召之所、御名代又太郎御参 朝之上御渡之御書付

佐竹中将

今度土地人民版籍奉還可致旨及達言条、全忠誠之志深ク 叡感

被 思食候。尚会議を經公論を被為尽、何分之 御沙汰可被為

在候得共、版籍之義は一応取調可差出旨被 仰出候事。

五月

行政官

〔宋書〕
於西京

先般弊藩蒸氣船陽春丸 御借上ニ相成候ニ付、右附属之器械国元ニ残置候分モ御座候は、取揃損失等無之様致置可申旨 御沙汰ニ付早速申達候処、右船ニ副居候分限ニテ外ニ相残居候器械迎は無之趣今般取調申越候間、此段御届申上候。以上

五月三日

御名公用人
村 瀬

清

軍務官
御役所

〔貼札〕

陽春丸器械外ニ残候分無之旨御届仕候処、御聞置ニ相成候分付□ハ書取申候□□□ニて御返ニ相成候。恐々頓首

於西京申立如左

今般御布告御座候忝寸五分之藩印、此度東京表より指越候間、則印影壹枚御届申上候。以上

五月三日

久保田藩
村 瀬

清

駅通司

御役処

(空白)

一 五月三日 於（朱書）東西京

可為願之通候事

先般被預置候 御簾、鎮定二付上納（朱書）可致御達之趣早速国許之申達候処、未箱館表平定（朱書）二も至兼付ては、国境並海岸向始夫々人数も指出置候事ニて今般中将東京之罷出候儀も暫御猶予於同処奉願候処被届御聞、専防戦之手配仕居候二付、右箱館表全平定仕候迄返納 御猶予可奉願旨申越候間、宜御評儀願之通被仰付被下候様偏奉懇願候。以上

五月三日

佐竹中将公用人
村 瀬 清

軍務官
御役所

佐 竹 中 将

其方家来小野崎鉄蔵儀、今度官員御減省二付御雇被免候間、此旨相達候事

五月

行 政 官

小野崎 鉄蔵

勤仕中格別励精之段神妙之事二候。今度官員御減省二付、是迄之職務被免候事

五月

行 政 官

（空白）

領知租税録
雑税納高五ヶ年平均調 取纏

高式拾万五千八百拾八石	分限高
外高拾貳万六千貳百貳拾石七斗七升九合	込高新田高改出高
合三拾三万貳千三拾八石七斗七升九合	
内五万六拾八石三斗五升貳合	不足高
残式拾八万九百七拾石四斗貳升七合	正有高
内四千六拾六石壹斗壹升四合	野州領地
同式万石	<small>（朱書）</small> 播摩守之分地
同壹万五千三百三拾六石八斗九升四合	右は文久二戌年より
残高式拾四万貳千五百六拾七石四斗壹升九合	慶応二寅年迄五ヶ年
此米拾四万八千四百五拾壹石貳斗六升	中水旱損平均高
一金拾万六千三拾五兩 錢壹貫三百三拾七文	正租納高
内米壹万五千八百八拾石七升九合	小役銀
同金七百兩壹步朱錢貳百八拾三文	定免
此外年々不同御座候。	右同断

雑税納高五ヶ年平均調

一 銀貳千四百拾五貫九百目

一 錢貳万五千三拾四貫五百文

右之通ニ御座候。以上

明治二巳年五月 會計司事

於東京

一 五月九日軍務官御役所之被差出 御願書翌十一日御付札を以御達

一 三本柱船「立象丸、和製、長二十三間・幅六間」

御付札之趣

右は庄内所置之船ニ御座候所、昨年七月中於津輕深

願之通拝借

浦分捕仕、其節戦争中ニ付手入等不少入費も相懸ケ、

申付候事

今以弊藩ニ有之候。右船拝借被 仰付被下度奉願候。

以上

五月九日

佐竹中將家来

松田 銈三郎

軍務官

御役所

五月廿二日

青柳忠治・八木藤兵衛を以東京之被差出候御書付写

私儀兩羽諸藩上地民政御取締被 仰付不勝其任候得共、御惟新

御多事之折柄ニ付、尽力奉 命仕度存慮より当春以来家来共酒

田之差出時狀觀察仕候処、庄内之儀ハ別て弊藩とハ交戦之余、

猶仇讐之心を抱候勢軽急ニ手を下し候時は再動揺を醸し、却て

御鎮定之御旨意ニ違候も難量、参謀船越洋之助・監軍高柳熊六

之相談之上、酒田之家来兩三人差出置、惣々出役之儀ハ漸を以

為致候段申立候処、新五郎不日酒田之罷下り熟察之上時宜ニ応

し候処置可致差図有之に付、出役之儀延引ニ及、西岡周碩所置

ニ任せ置候処、此度船越洋之助より家来之者之申付、周碩之打

合之上惣々出役可為致申越、且新五郎退職いたし下向ニ不相成

由に付、即周碩之承合候処、当地人情之儀は今以陽にハ承順之

色を顯し、陰には禍心を包藏致し候付、兩藩より出役相増候て

は稍平定之民心再動揺可相成勢ニ候。猶東京は未夕此情態ニ不

達候より、斯申越候ニ可有之候得共、兎ニ角出役延引可然趣申

聞ニ御座候。就て庄内之外各藩上地之場処如何いたし可宜哉、

周碩存慮承合候処、各々に手を下し候ては命令一途ニ出ず頗不

都合に候故、是又出役見合せ可然申聞ニ有之、私ニおいても尤

ニ被存候。当時酒田民政局ニおいて折角鎮静之道を取計、已に

羽後上地之分請取候趣にも相聞候処、弊藩より役々差出差隙之

儀相生候ては不堪恐縮歸する処、何れも手を以鎮定相成候ても

同しく 天朝之御為ニ御座候得は、彼是懸隔無之儀ニ御座候故、

右之情狀御汲察被下候上、宜敷御指揮被成下度奉存候。以上

五月

御名

弁事

御中

於東京（朱書）

羽後御取締兼て中将一手え被仰付候分之御高帳并羽前溝口伯耆守殿組合御取締被仰付候分之御高帳、其於酒田民政局暫時御用有之趣に付、去月中以家来同所え差出候処、西岡周碩暫局中え預置申度趣二付、任其意置候。然所此度別紙之通、於同処民政局太田衡太郎より出張家来之者え達有之、直々同局え差出候旨申越候間、此段御届申上候。

五月

家来
近藤 良之進

弁事
御役所

秋田藩え

羽後国郷村高帳今般會計官より申越に付、於当局請取候事。

巳五月十四日

酒田民政局 御朱印

秋田藩え
新発田藩え

羽前国郷村高帳、今般會計官より申越に付請取候事。

巳五月十四日

酒田民政局 御朱印

（空白）

六月

勤王之儀を守賊中ニ孤立、官軍を迎金穀供給、各処数十戦、藩屏之任を遂候段 叡感不涉候間、依て為其賞式万石下賜候事。

六月

行政官

（空白）

六月

高式万石

依戦功永世下賜候事

明治二年己巳六月

行政官

（空白）

六月五日

佐竹中将

任参議

叙従三位

右

宣下候事

六月

行政官

（空白）

於東京（朱書）

巳六月八日

御呼出二付海老原渡罷出候所、官掌手塚泰助を以御達御軍衛被仰上候御書附え御附札にて御渡

佐竹宰相

右此度参議從三位任叙被 仰付候段、於国許拝承之上御札之儀は親族同列之内以名代奉申上候て可宜哉、在国二付私共より此段奉伺候。以上

六月七日

佐竹宰相公用人

近藤 良之進

弁事

御役所

御付札

可為窺之通事

於東京（朱書）

佐竹宰相

右此度為 御賞貳万石永世下賜候段、於国許拝承之上御札之儀は親族同列之内以名代奉申上候内可宜哉在国二付、私共より此段奉伺候。以上

六月七日

佐竹宰相公用人

近藤 良之進

弁事

御役所

（空白）

六月十四日

於西京（朱書）

今般於東京中将在国に付、東家佐竹常丸参 朝可仕 御沙汰二候得共、病氣に付生駒讚岐守罷出候処、弁官事防城右大弁宰相殿を以、別紙御番付之通蒙 宣下重畳難有仕合奉存候。此段從東京申越候間、一と先御届申上候。以上

六月

佐竹参議公用人

高瀬 美佐雄

弁事

御役所

演説覚 於東京（朱書）

引合（朱書）

今般石高二応金札御割渡被成置候条、正金上納可仕被 仰出候 御趣意之段至急国許え申達候義ニは御座候得共、抑弊藩は僻遠之土地にて、米穀之外産物更ニ無之、随て通用金銀指支、領民困苦致候付、不得止数年来領内御融通之国札相用、漸救助纔凍餒を免罷在候所、昨年奥羽賊徒連結之節、其中ニ孤立仕、彼兇暴之為米穀貨財民家等大半掠奪焼毀せられ、且戦争切迫之砌、外国人より砲銃器械買入等正金ニ無之候てハ何分難相整候二付、国力を尽、且御下金を以正金相調へ候次第ハ、其節弊藩歸陳之官軍委細見聞之通、追々鎮定ニ歸候て

も土民其業を営兼候のみならず、其甚敷ハ朝夕之活計ニも難
渋致候ニ付、苦情愁声不堪見聞、当春ハ拝借金奉願候条尤之
義被 思食候。然所於 朝廷も引統御用度莫太之折柄、不被
為得止 御聞届難相成候得共、困迫之情実不便ニ被 思食、
御格別之義金札式拾万両下賜候ニ付、聊窮民烧眉之急を救可
成ニも生活之道相立候様仕度、百方苦心罷在候躰ニ御座候。
然共前件之 御趣意又格別之被 仰出ニ候得は、精々国許え
申達候得共、石高二応候丈之正金上納之義進も行届申間敷
右見込之処、一応不申上候も却て恐入奉存候付、此段御聞置
迄奉申上候。以上

六月十四日

弁事

御役所

佐竹宰相名代重臣

岡本 又太郎

一六月十六日東京之御飛脚被立置候付、御届書左之通

去冬箱館脱賊一条ニ付、為予備監軍藤堂・豊前・伊勢兵隊夫卒共
七百四拾人余引率弊藩之出張罷在候处、此度御平定ニ相成候ニ
付豊前並百拾人余相残、其余引払候旨申越候、此段御届申上候。

六月

弁事

御役所

一六月十七日弁事御役所より重臣御呼出ニて岡本又太郎罷出候处、
於大広間三条公御出席五辻弾正大弼様御渡之

御書付 二通

并御布告書一通

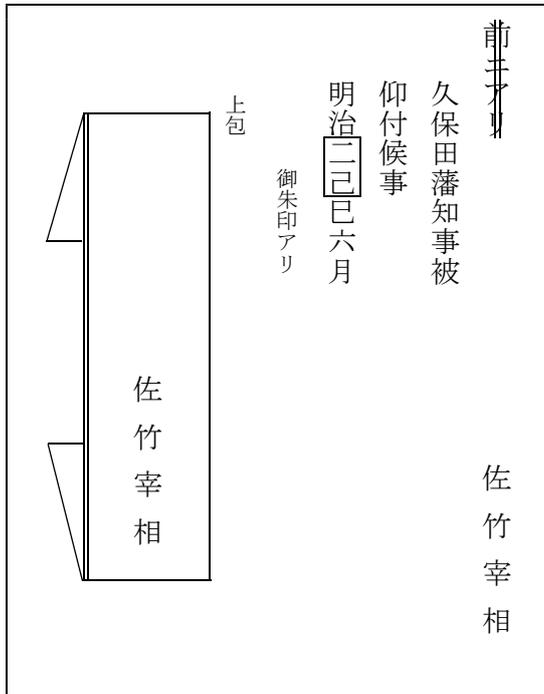
佐竹宰相

今般版籍奉還之儀ニ付、深ク時勢ヲ被為察広ク公議ヲ被為採、
政令帰一之 思食ヲ以テ言上之通被 聞食候事

六月

行政官

〔朱印〕



官武一途上下協同之 思食ヲ以、自今公卿諸侯之称被廢、
改て華族ト可称旨被 仰出候事。

但、官位ハ可為是迄之通候事。

六月

行政官

六月

(朱書)
於西京申立

今般於東京宰相在国ニ付、重臣御呼出ニて別紙之通被 仰付難有
仕合奉存候、此段御届申上候、以上

六月

佐竹宰相家来
村瀬 清

弁事

御役所

別紙

佐竹宰相

久保田藩知事被 仰付候事

明治二年己巳六月

御朱印

一先大凡之御積りを以被渡置候儀ニ可有御座候哉、又は取調治定
之上御渡可相成候哉此段奉伺候。以上

六月十八日

佐竹宰相家来
海老原 渡

會計官

御役所

(空白)

(切取 半丁)

(朱書)
於東京申立

一今般石高二応し正金引替金札半高分、昨十七日御渡可相成候所、
弊藩込高之分当 御役所之御調無之依て御渡不相成、猶取調可申
上候様御達之趣奉得其意候。然ル所当地ニは郷村高帳之控も無之
候ニ付、此度国許より差越候租税録之調ニ基き申上候儀ニ此上取
調之處、当地ニて相分り兼候間、至急国許え申遣、尚又様々取調
之上可申上候間、夫迄之所御猶予被成下度奉願候。就てハ金札半
高分御渡之所

(切取 半丁)

七月八日

軍務官より急取御呼出并付、御達在之通

(朱書)
於東京

已六月廿二日被指出候御届

此度脱賊降伏人之内刀差以下之者式百拾八員追て 御沙汰有之迄
弊藩之被預置候段箱館參謀軍監中より重役共迄達有之、同所出役
田寫慶蔵同船いたし去月廿九日弊藩能代湊え着岸、右人員相渡候
ニ付、同所より護送城下寺院之内え差置警衛申付置候旨申越候間、
此段御届申上候。

六月廿二日

佐竹宰相公用人
近藤 良之進

軍務官

御役所

（朱書）
於東京申立

先達御達御座候、昨年弊藩戦争之節出兵人員調并傷之分此度国許より申越候間、別紙之通御届申上候。

六月廿二日

佐竹宰相公用人
近藤 良之進

軍務官

御役所

去辰年

一出兵 八千六百九拾八人

内戦死之者 三百貳拾九人

右は弊藩戦争之節出兵人数調ニ御座候。尤郷夫之分ハ討死手負之外相除申候。

同

一傷 三百拾六人

但、姓名書相添

右之通御座候。以上

明治二年巳六月

佐竹宰相公用人
近藤 良之進

軍務官
御役所

六月廿五日

（朱書）
於西京申立

今般御引渡ニ相成候近藤龜松義は全変名ニて、弊藩高久祐助ト申者之元家来河上伝五郎ト申者御座候。然ハ十二月中右祐助所持之衣類等盗取逃去候ニ付、其砌吟味仕候得共、行衛相見得不申、素より右様之当人ニ御座候間、其後如何体之所業仕候も難計候ニ付、即京都府え脱走御届申上候事ニ御座候間、右変名を以御官ヲ奉欺候事件を始、篤と御糺明之上、何卒御法通御所置被成下候様仕度奉存候。此段御届申上候。以上

御名
村 瀬 清

軍務官
御役所

（朱書）
引合

今般於東京宰相在国ニ付、重臣御呼出ニテ別紙之通

小野崎 鉄藏

右今度官員御減省ニ付職務被免候処、前職壹ヶ月分之日給并帰路之旅費等下賜候間、会計官ニテ請取可申事。

六月

（空白）

連携展示「平沢常富とその時代」

伊藤 成孝

はじめに

秋田県公文書館と秋田県立図書館は、現在の山王新町の地に移転して今年で開館三十二年を迎える。両館では、江戸時代の出版プロデューサーとして名高い蔦屋重三郎と組んで安永・天明期の黄表紙等の戯作本や狂歌の作家として活躍した秋田藩士平沢常富による「手柄岡持自筆作品並びに関連資料」として、秋田県指定有形文化財に指定されている資料を収蔵している。

今回はこれら貴重な文化財資料やその他の出版物とともに、常富の秋田藩江戸留守居役としての活躍を知ることができる資料、令和七年のNHK大河ドラマ「べらぼう〜蔦重栄華乃夢斬〜」の主人公

である重三郎や常富が生きた江戸の街に関する資料等を一堂に列品した展示を、令和七年五月二十九日から七月一日までの期間で当館二階特別展示室で開催した。本稿においては、この連携展示「平沢常富とその時代」について、その展示のねらいや展示構成・内容を報告するものである。

なお、この展示にあたって、平沢常富の人物と略歴、朋誠堂喜三二（手柄岡持）としての文芸作品に関しては、井上隆明氏の研究成果（一）に基づきながら調査・準備を進めた。

一 平沢平角常富について

平沢常富は、表1にあるように、享保二十年（一七三五）閏三月二

<表1> 平 沢 常 富 の 生 涯

和暦	西暦	平沢常富の略歴	秋田藩主	幕府將軍	政權担当者
享保20	1735	閏3月21日江戸に生まれる（1歳）初名昭茂、小名左膳 旗本佐藤三四郎豊信家臣の西村平六久義の三男	↑ 義峯 ↓ 義明	↑ 吉宗 ↓ 家重	
寛延元	1748	秋田藩士平沢常房（母親のいとこ）の養子となる（14歳） 平沢平角（平格）常富と称する			
宝暦4	1754	7代藩主佐竹義明の近習役に就任（20歳） （この頃吉原で社交を積み「宝暦年中の色男」と自称）			
宝暦11	1761	この頃結婚か（妻お清か）（27歳）			
明和3	1766	養父平沢常房死去 家督を継ぐ 知行120石（32歳）			
明和4	1767	8代藩主義敦に従い秋田へ（33歳）			
明和5	1768	刀番に就任（34歳）			
明和6	1769	次男為八（常芳）生まれる 義敦に従い秋田へ（35歳）			
明和8	1771	義敦に従い秋田へ（37歳）			
安永2	1773	義敦弟の左近義方頭役に就任（39歳）			↑ 義敦 ↓ 家治
安永6	1777	朋誠堂喜三二名で序を執筆した吉原俄絵本『明月余情』出る（43歳）			
安永7	1778	留守居助役に就任（44歳）			
天明3	1783	留守居本役に就任（49歳）			
天明4	1784	留守居役筆頭に就任（50歳）			
天明7	1787	代表作『文武二道万石通』を執筆、翌年新春用として刊行（53歳）			
天明8	1788	寛政の改革を風刺した前年作を9代藩主義和に咎められ、喜三二の号と 戯作執筆をやめ、以後もっぱら狂歌づくりに没頭（54歳）			
寛政4	1792	江戸神田川浚及び神田川後口日除地土手築造の手伝普請に参画（58歳） この年次男為八（常房、号太奇）留守居助役に就任			
寛政6	1794	女御入内奉賀のため京都派遣（60歳）			
享和2	1802	江戸大川通船蔵前・本所筋の隅田川浚工事の手伝普請に参画（67歳）	↑ 義和 ↓ 家斉		
享和3	1803	亀田藩、生駒氏矢島領との境目争論解決に子の為八常芳と乗り出す（69歳）			
文化2	1805	同境目争論、幕府老中戸田采女正の仲裁で和解（71歳） 留守居の職を辞し家督を次男為八常芳に譲る			
文化3	1806	江戸芝泉岳寺前より出火し大火、秋田藩邸も類焼（72歳）			
文化10	1813	5月20日江戸で死去 法名は法性院月成日明居士（享年79歳） 墓地は江戸深川三好町一乗院			

井上隆明氏「喜三二の年譜資料」「朋誠堂喜三二年譜」より

十一日、幕府旗本佐藤三四郎豊信（寄合衆 三、二〇〇石）の家臣（同じく佐藤家家臣）の娘。寛延元年（二七四八）に一四歳で母親の西村平六久義の三男として江戸に生まれた。母は黒川兵右衛門武貞 従兄である秋田藩士平沢常房の養子となり、平沢平角（平格）常富と称した。

常富の養家平沢家は、室町時代の剣術の流派である陰流（愛洲陰之流ともいう）の祖愛洲移香斎久忠の長子小七郎宗通が佐竹義重に仕え、平沢を名乗った家系の別家とされている(2)。

幼少期より芝居や俳句に親しみ、その後は狂歌・狂詩・狂文などを得意とし、宝暦年間には吉原で社交と教養を積み「宝暦年中の色男」と自称したとされる。安永二年（一七七三）より黄表紙等の戯作本の執筆を始め、戯作本の号は「朋誠堂喜三二」「道蛇楼麻阿」、狂歌師としての号は「手柄岡持」、俳諧の号「雨後庵月成」、

他に「亀山人」などがある。

明和三年（一七六六）に養父常房が亡くなり、三十二歳で家督を継ぐ。江戸藩邸詰、知行は一〇〇石³。宝暦四年（一七五四）に二十歳で七代藩主佐竹義明の近習役、明和五年（一七六八）に三十四歳で刀番に就任。八代藩主佐竹義敦の近臣としては、天明三年（一七八三）に留守居本役、同四年（一七八四）に五十歳で留守居役筆頭に就任した。

留守居役⁴は、江戸藩邸を拠点としながら留守居組合⁵に所属し、幕府や諸大名との儀式典札等に関する情報交換、交渉・調整を担う、「江戸の外交官」とも言われる。ただし、幕府老中より伝達される幕命・幕府法令等を受け取り、自藩に持ち帰るだけではなく、その法令が發布された政治的背景（幕府のねらい）、過去に發布された同種法令との違い、他藩ではどの程度の重みで受け止めているのか、自藩ではどれほどの頻度と精密さで施行するのが妥当かなどについて、留守居役としての判断・所見を付札として添えて家老等の藩首脳に伝える役割も果たしている。まさに、江戸留守居役は藩の重職であるといえる⁶。

天明七年（一七八七）に、代表作となる『文武二道万石通』を執筆するが、松平定信の寛政の改革を風刺した内容であったため、翌年藩主からの叱りを受けたとされ、以後、喜三二の号と黄表紙の執筆をやめ、もっぱら狂歌づくりに没頭した。しかし、叱責を受けた後

も、秋田藩士平沢常富としては、国元の秋田に異動するというのもなく、引き続き留守居役筆頭として、精力的に幕府との折衝・調整に務めていることが、『御亀鑑』や『義和公譜（義和家譜）』、『佐竹文庫（宗家）』（佐竹宗家からの譲渡資料）等を通してわかる。

『御亀鑑』は、第九代佐竹義和の一代記で、題名は後代の亀鑑（手本）とする意味である。義和の死後、藩主の公式行事や事績の記録である歴代御家譜のひとつとして『義和公譜』が編纂されたが、別に『国典類抄』の続編として、また『義和公譜』の引証本として編纂されたもの。内容は、安永四年（一七七五）元旦の江戸藩邸での出生から文化十二年（一八一五）までの四十一年間の編年体の記録で、江戸での事績を記した「江府」七十九冊、国元秋田での事績を記した「秋府」三十六冊からなっている。

寛政六年（一七九四）二月二十五日の記事に、

一平沢平角御留守居御用人助力 儀今度 御入 内二付而京都江之御使者被 仰付今朝上御屋敷出足彼地江罷登候

とあるように、留守居役筆頭の常富が、後桃園天皇女一宮欣子内親王の光格天皇への入内奉賀御使者として、この日江戸浅草の上屋敷から出発したことが記されている。常富はこうした晴れがましい任務も務めていることがわかる。また、常富は、この時の紀行文として、同年、手柄岡持の号で「五十五日記（伊楚以飛記）」を執筆している。

『佐竹家譜』は、新羅三郎義光から義厚までの佐竹家歴代の伝記書である。元禄十三年（一七〇〇）から安政期まで編さんされ「義重家譜」「義隆家譜」など藩主名を付した資料名となっていて、『佐竹家譜』は秋田図書館が付けた総称である。

九代藩主佐竹義和の記録である『義和公譜（義和家譜）』の寛政四年（一七九二）閏二月八日の記事に、

依之此度江戸川、神田川浚并火除地土手築方御普請御手伝被仰付候。其方分限高には格別手軽之御用向候得共、其段は猶も御用捨之御趣意を以被仰付候事に候条、可被存其趣候。

また、同年閏二月十一日の記事には、

是日国相岡本但馬元亮及び用人藤井監物俊徳、勘定奉行大森弥生昌俊、財用奉行小野崎作兵衛通貫、留守居平沢平角常富、大島助兵衛久起、物頭黒木権右衛門家正、物頭格兼財用奉行大田原平右衛門祐之、副役那珂長左衛門通博、命じて浚治の事を掌らしむ。諸史史に至まで、其事に与かり命ずる者あり。

とあり、常富が、江戸川神田川浚い及び神田川後口火除地土手築造の御手伝普請御用係を拝命し、事業に参画したことが記されていて、幕藩体制下で重要な平時の軍役である御手伝普請に奉行の一員として参画していることがわかる。

『佐竹文庫』の「御判物改御記録」（AS三二七―七五）の天明九年（一七八九）正月晦日の記事に、

一旧臘十四日久世丹後守殿被仰渡候通、去申年御拝受之御領知御添目録写并郷村高辻帳写一冊、今日大手御番所渡御勘定所へ被指出之、御留守居平沢平角勤之

とあり、將軍代替わり（家治から家斉）の領知判物拝受に伴って、佐竹領分の「郷村高辻帳」と「添目録」を提出した際の使者を常富が務めていることがわかる。

さらに、享和三年（一八〇三）には、亀田藩（岩城氏）、生駒氏矢島領との境目争論の解決のために、江戸留守居役として次男為八常芳とともに乗り出し、最終的には、文化二年（一八〇五）に、幕府老中戸田采女正氏教の仲裁により和解にこぎつけるなど重要な役割を果たしている。この年、留守居役の職を辞して家督を次男為八常芳に譲り、平荷と称した。

ところで、常富の人となりや留守居役を務める心得を示すようなエピソードが、次の資料のように書状として残されている。

向暑御坐候処 屋形様 上々様益御機嫌能被遊御坐恐悦至極奉存候。随て御手前様弥御勇健御道中 無御滞御着被成候御儀と珍重之御義奉存候。御勤番中は何角御懇意被成下辱仕合ニ奉存候。深々右之御礼も不申上恐入奉存候。御用捨可被成下候。此表之事御夢ニても御覽被遊候 様ニ御覚と奉察入候。せめては当月一盃も被為入候儀ニも御坐候ハ、御楽ニも可相成哉と奉存候。品々申上度は御坐候得共、処々書状相認御礼斗奉申上候。

追々跡より可被申上候。此表御用も御坐候ハ、被仰付候様奉存候。右可申上如此御坐候。恐惶謹言

平沢為八

五月六日

常(花押)

平沢平角

常(花押)

小野(崎) 庄九郎様

参人々御中

猶々折角参候御凌被成候様奉存候。且連名にて申上候段御用捨可被成下候

「平沢為八・平角書状」(AH三八七―一五八)

この資料は、文化四年(一八〇七)四月に、参勤交代で国元秋田に赴いた藩主義和に随行し、江戸での勤務を終えて帰る家老の小野崎庄九郎通恒に対して、お礼とご機嫌伺いとして次男の為八常芳との連名で送った書状である。前述の通り、常富は二年前に家督を譲って隠居しているが、小野崎の江戸在番時に手厚くもてなしている様子がうかがえる。

最後に、常富は文化十年(一八一三)年五月二十日江戸で没した。享年七十九歳であった。

二「秋田藩・旗本生駒氏・亀田藩境目争論」について

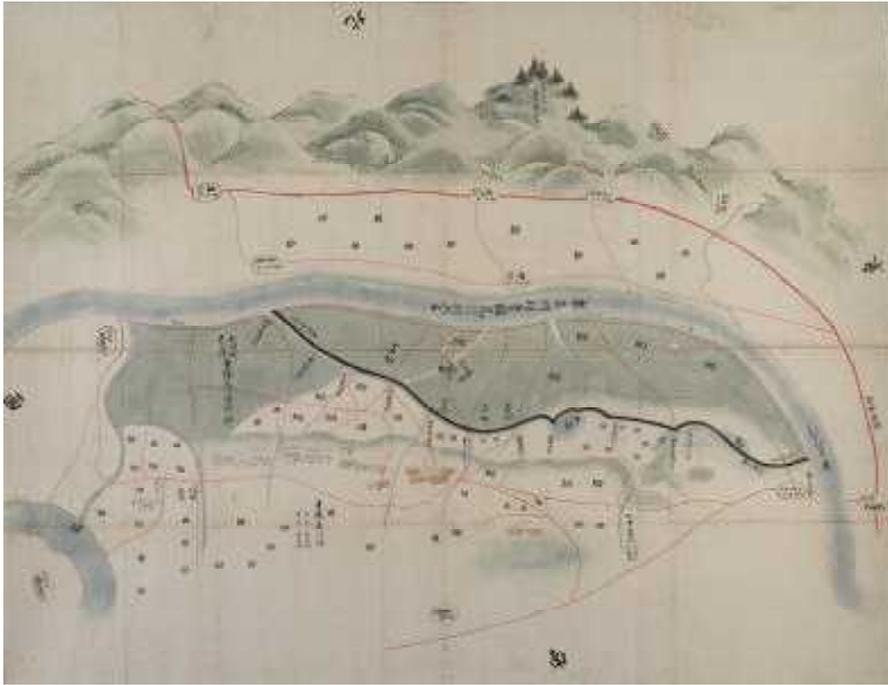
近世においては、肥料となる草刈りや刈敷採取の場、水源確保としての「入会地」を巡ってしばしば村同士の争いが起きていたが、国境においては、藩と藩との境目争論に発展した。この節では、八卦通と高尾山を巡り、秋田藩・旗本生駒氏と亀田藩との間で展開された境目争論とその解決に向けての常富の関わりについて、主に八卦通の件を中心にみていく。なお、この節をまとめるにあたっては、『西仙北町史』(7)『岩城町史』(8)や加藤昌宏氏の研究成果(9)を参考に論を進める。

八卦通境目争論は、延宝八年(一六八〇)の幕府裁許【写真1 県C148】により秋田領と矢島領の入会地とされた八卦通(現大仙市西仙北)を巡り、秋田・矢島両寺館尻引村(寺館村の半分は矢島領)と、入会地に隣り合う亀田領北野目村との間に発生した三領によるもので、この入会地周辺は、秋田領・矢島領・亀田領が複雑に入り組んでいたことが、紛争の背景となっていた。

天明八年(一七八八)、入会地と北野目村の境界付近へ立木伐採に向かった両寺館尻引村領民が、北野目村領民に手傷を負わされる事案が発生した。強硬な矢島側は幕府へ訴えることを主張したが、秋田藩では、亀田藩とは「格別の間柄」であったため、内々に済ませ

たいとの意向があり、その後は秋田藩と亀田藩との交渉となった。
この間、秋田藩では御境目奉行・抛人や郡奉行などの現地役人が交渉を担当していた。しかし、寛政年間、亀田側からこの入会地

〈写真1〉



を北野目村にも利用させてほしい旨の要望があったことから交渉が難航し、舞台は江戸藩邸となり、享和三年（一八〇三）からは、江戸留守居役筆頭の常富が、同じく留守居役である子の為八常芳とともに解決に乗り出すことになった。

二月七日大館彦右衛門持参之御文面え添削いたし、ケ様ニ有御座度旨彦右衛門迄同十二日平角より申遣候書面左之通

覚

八卦通御境目之儀ニ付、近年来双方御役人中役人共打重掛合之次第追々致承知候。御境之儀は兼て其御役人中心得之通ニも可有之候へ共、於此方ニも前々申伝候心得形も有之、於今決着不相成奉行所裁許ニ可被任御場合ニも相至可申候得共当領北野目村郷民共より兼て達々申出候趣も有之、此義取扱致心痛候。依之重キ御間柄故申述候。右境縁雑木之儀は当領北野目村居程近之地所にて、為伐払候ては風当も強く数々難渋有之趣申出候。依其御領分ニいたし候ては僅之儀当領之儀は右雑木風凌ニも相成候為筋も有之候間生立有之木品之分は是迄之通被指置被下候て、右論所之内其御領分と御差心得有之地所当分拝借致度存候。奉行所裁許請候ハ、境筋相分り可申候得共、御間柄勝利不勝利之名目出候も不本意之事ニ存候間、右之通御許容被下候思召ニも候ハ、宜被仰上、御役人中えも熟談之御沙汰被下様致度存候。御双方熟談ニ相至義ニ候ハ、生駒家へも御掛合被下、悉皆順和ニ至候へは安心無此上義ニ存候。前段之通御許容被下候上は為後來役人共より御役人中迄連印之証札可為差出、随て双方郷人共は互ニ証文為取替候様ニ致度候。此段何分宜御沙汰給候様存候 以上

月日

「平沢平角書状写」（県B―三七三）

この資料は、享和三年二月七日に、亀田藩江戸留守居役大館彦右衛門が持参した取り交わしの文案を、秋田藩江戸留守居役筆頭の常富が添削して書き直し、返書として渡した書状の写しである。秋田藩佐竹氏と亀田藩岩城氏とは「重キ御間柄」（亀田藩初代藩主岩城吉隆は秋田藩初代藩主佐竹義宣の実弟（佐竹義重三男）貞隆の子で、後に秋田藩二代藩主義隆となった。二代宣隆も義宣の実弟（義重四男多賀谷宣家）で、三代重隆、四代秀隆まで佐竹家の血筋、つまり秋田藩佐竹氏と亀田藩岩城氏が親類筋であったことを意味する。しかし、五代隆韶からは、仙台藩伊達家から養子を迎えていることから、以後、亀田藩は仙台藩との関係が強まる。享和三年（一八〇三）の時点では、岩城氏は完全に伊達氏とのつながりが深い大名になっているが、ここではあえて古い時代の血のつながりを強調している）であったため幕府への提訴は避け、できれば穏便に済ませたいという秋田藩の意向を、常富は文章に反映させた様子が随所に見られる。公文書館所蔵資料の亀田側の文案と比較すると、常富は「永く貸し置き下され」を「当分拝借致したく」と修正するなど、両藩の理解を得るように表現を工夫したことがうかがえる。

この後、高尾山（現秋田市雄和）の帰属をめぐる秋田領女米木村と亀田領君ヶ野村との間の境目争論を含めて、両者は最後まで内済

を目指したが、文化二年（一八〇五）八月、ついに幕府出訴となった。やがて、秋田藩佐竹家や高田藩榊原家の顧問を務めていた折衷学派の山本北山（喜六信有）の指導・仲裁を経て、最終的には、時の御用番老中戸田采女正氏教の仲裁による和睦にこぎつけた⁽¹⁰⁾。

三 「手柄岡持自筆作品並びに関係資料」について

手柄岡持は常富の狂歌師としての号である。幼少期から俳諧に親しみ、その後は狂歌、狂詩、狂文を得意とした。安永二年（一七七三）三十歳で江戸文壇に登場し、以後多くは朋誠堂喜三二の筆名で黄表紙等の戯作本を執筆し、恋川春町、山東京伝らと並ぶ流行作家となった。黄表紙等の筆を折って以後はもっぱら狂歌の分野で活躍し、第一人者の太田南畝（蜀山人、四方赤良）からも、当代を代表する狂歌師の一人として高く評価されている。

秋田県内には、主に手柄岡持名の自筆作品、写本、版本及び書状等が現存している。中でも、中国古典のパロディである『江都前後赤壁』（秋田県立博物館所蔵）や、「古今集仮名序」をうがった見方で捉え直した『業平小町之図画賛「在原業平は」』（秋田県立図書館所蔵）等の自筆作品は、岡持のユーモアと批評性をよく伝えている。

『江都前後赤壁』は、岡持が享和二年（一八〇二）七月十六日の夜に江戸の隅田川で、一〇月一五日夜に神田川で船遊びをした時の様子を描

いものである（画・賛ともに岡持の作）。この作品の題名は、中国北宋の詩人である蘇軾が、一〇八二年に魏呉蜀の激戦地である長江の赤壁を二度訪ねた際に船遊びをした時の様子を「前赤壁賦」「後赤壁賦」と詠んだことにちなんでいる。冒頭の「江都」とは江戸を意味する。また、この年は、蘇軾が長江赤壁を訪ねてからちょうど七二〇年後（干支が同じ壬戌）のことであった。なお、岡持はこの画卷に絵を描かせるために絵師の菅原洞齋を船に同乗させたが、いつまで待っても描いてくれないので、三年後の文化二年（一八〇五）に自ら絵を描いて完成させたと末尾に記されている。

『業平小町之図画賛「在原業平は』』は、文化六年（一八〇九）の作で、画は小松原翠溪とされ、賛はともに六歌仙の在原業平と小野小町に關する古今和歌集仮名序の評を、岡持独特のうがちの眼で批評し直したものである。

次に、関係資料のうち、『五十五日記』は、前述のとおり入内奉賀御使者として京都に派遣された際の紀行文である「寛政六年京都へ御使ニ登りし日記」を「五十五日記」と名付けて自ら清書したものの写本である。こうした写本は、自筆本が伝来しておらず、全国的に数少ない貴重なものである。中でも、岡持の師が筆写した『独吟漢和百韻』（秋田県立図書館所蔵）は、現在知られている唯一の写本である。他に、弟子が岡持を含む当時の狂歌師たちの作品を書きためた『金吟出入帳』（秋田県立図書館所蔵）や、岡持と文人たちとの書状も、作品を伝えるだけでなく、文芸上の交流の足跡をうかがわせるものである。

平成三十年（二〇一八）に「手柄岡持（朋誠堂喜三）自筆作品並びに関係資料」（二二点）として秋田県指定有形文化財（書跡・典籍一七）に指定されている。その内訳は、秋田県立図書館一五点、秋田県公文書館三点、秋田県立博物館一点、大館市立栗盛記念図書館三点で、今回の展示では、秋田県立図書館・秋田県公文書館・秋田県立博物館の三館の所蔵資料を紹介した。

四 平沢や葛重が生きた時代の江戸の街について

この章では、平沢常富や葛屋重三郎が生きた時代の江戸の街の様子について、館蔵資料をもとに見ていく。

この資料（『分間江戸大絵図』（泉五））は、慶応元年（一八六五）、須原屋茂兵衛が販売した木版色刷りの大絵図である。大名や旗本の武家屋敷には家紋と当主の名、寺社には建物と木立、町人地には町名が詳細に記載されている。しかし、資料には、折り痕や水損による汚損と欠損部分が見られるため、岡文庫の同名資料（岡三九〇写真2）で、下谷三味線堀屋敷と呼ばれた下谷三軒町の「秋田藩江戸上屋敷」とドラマの舞台となった江戸の遊郭街である「新吉原」の部分を拡大してパネルにし掲示したものである。

「秋田藩江戸上屋敷」は、現在の台東区台東三・四丁目にあたる広大な敷地（一六、二二〇坪）（11）に三階建ての豪壮な主屋と七つ



蔵があつたとされる。屋敷に接する堀は、三味線のような形をしていたので、「三味線堀」と呼ばれ、上屋敷も「下谷三味線堀屋敷」と呼ばれていた。平沢常富などの江戸詰の家臣やその家族は、敷地の一角にある長屋に居住していた。また、「新吉原」にはドラマにも登場した「大門」や周囲に巡らされた「お歯黒溝（どぶ）」と呼ばれた大溝などが描かれている。

いずれにしても、この大絵図は情報量も多く、当時の様子が詳細にわかる貴重な資料である。

五 常富・蔦重、大河ドラマ「べらぼう」に関係する出版物等の資料について

この章では、戯作本作家朋誠堂喜三二としての作品や蔦屋重三郎（耕書堂）に関係して大河ドラマ「べらぼう」に登場した出版物等の中で今回展示した資料について見ていきたい。

まず、「青楼美人合姿鏡（復刻版）」（個人蔵）は、浮世絵師・北尾重政と勝川春章が吉原の遊女を描いた多色刷りの絵本であり、蔦重の初期の出版物としても知られている。上中下の三冊（春夏・秋冬・員外）からなり、描かれた遊女は一六四人。三冊目の図絵の後ろには、遊女たちが詠んだ俳諧が並ぶ。後に「日本印刷文化史上に残る美麗な傑作」といわれている。今回は、ドラマでも登場した五代目瀬川の場面を展示した。

次に、「富本豊前太夫正本（復刻版）」（個人蔵）であるが、富本豊前太夫は、江戸中期から後期に活躍した浄瑠璃富本節の太夫であり、ドラマに登場したのは二代目で、初名を富本午之助という。面長な顔から「馬面太夫」と言われ、天性の美声の持ち主と評判が高く人気を誇った。正本は、太夫の語りと三味線の調べが載った楽譜兼歌詞集で、楽曲を正確に伝え、著作権・版權を示す役割を持ち、蔦重が安永七年（一七七八）に富本豊前太夫と提携し、その正本を売り大当たりとなった。今回は、正本二点と富本豊前太夫を主人公とした黄表紙「桜草野辺錦（復刻版）」「両国名取（復刻版）」（いずれも個人蔵）の二点を展示した。

「吉原細見」（個人蔵）は江戸の吉原遊郭についての案内書で、享

保頃盛んになり、元文二年（一七三八）以降は鱗形屋と山本の二版元が年二回刊行し、後、蔦屋が刊行することとなった。

そして、「新建立忠臣蔵天道大福帳」（個人蔵）は、朋誠堂喜三三作、北尾政美画、蔦屋重三郎板の天明六（一七八六）年刊行の黄表紙で、「仮名手本忠臣蔵」のパロディである。「天道様Ⅱ天の主権者」が、その配下にある「天人」たちを使って、天から忠臣蔵の進行を操る筋立てとなっている。

最後に、「文武二道万石通」（国立国会図書館デジタルコレクション）は、朋誠堂喜三三の大ヒット作で、喜多川行麿画、蔦屋重三郎板の天明八年（一七八八）刊行の黄表紙である。畠山重忠が源頼朝の命で、武士の文武の力を見極め、いずれのタイプかにもふり分けられるよう指示される。ところが、実態はいずれでもない「ぬらくら」が多く、さらにふるいにかけてようとするものとなっている。この作品は鎌倉時代に仮託しているが、松平定信の寛政の改革を皮肉った内容であったため、前述の通り、喜三三は黄表紙の筆を折ることになる。

おわりに

今回の展示では、平沢常富について、主に秋田藩士と戯作本作家・狂歌師という二つの側面からの視点で展示構成した（表2）。まず、

表の顔と言える「秋田藩江戸留守居役」としての側面を館所蔵資料を通して見ると、黄表紙作家として筆を折ってからも変わらず藩を代表する形で活躍しており、漢籍等の知識はもちろん、交渉術や礼儀作法にも熟知していた有能で実直な人物像が、また、ドラマで描かれたように裏の顔と言える戯作本作家「朋誠堂喜三三」や狂歌師「手柄岡持」としての作品を通して見ると、江戸っ子らしく、明るく社交的で粹で通、鷹揚な人柄で誰からも好かれるような魅力を持ち合わせた人物像が浮かんでくる。ご覧いただいた皆さんには、こうした人物像をつかんでいただけたのではないかと考えている。

今回の展示では、主な資料を所蔵している秋田県公文書館・秋田県立図書館だけでなく、秋田県立博物館や国立国会図書館、文中個人蔵となっている資料については当館職員金森正也氏の協力を得て構成、列品することができた。改めて感謝申し上げます。

さらには、NHK大河ドラマ「べらぼう〜蔦重栄華乃夢斬〜」の主要登場人物ということで、当館としては初めてNHK秋田放送局の後援もあり、結果としては、途中一週間ほどの特別整理期間を皆さんではあったが、二十四日間で九、一五人もの多くの方々に来館の上ご覧いただいたこと、また、十月には、男鹿市を会場としたNHK大河ドラマ「べらぼう〜蔦重栄華乃夢斬〜」スペシャルトークで秋田にも出演し、資料の紹介・解説をさせていただいたことも含めて、重ねて感謝申し上げます。

＜表2＞連携展示「平沢常富とその時代」展示資料一覧

資料名	所蔵	請求記号	寸法(縦×横)	備考	
1 表鐘形手炉序并銘	図書館	A914/61	24.8×17.2	袋綴四つ目綴、5丁	自筆作品
2 業平小町之図画賛「在原業平は」	図書館	28-シヨガ [*] /テ/5	99.7×34.5	軸装(全体178.5×47.0)	自筆作品
3 初なすびの図自画賛「駒込も」	図書館	28-シヨガ [*] /テ/3	23.6×39.7	額装(全体44.0×56.4)	自筆作品
4 「戀」字賛「吾も亦七十七の」	図書館	28-シヨガ [*] /テ/7	29.4×42.0	軸装(全体106.5×54.6)	自筆作品
5 松茸図自画賛「これも神の」	図書館	28-シヨガ [*] /テ/8	38.0×26.0	軸装(全体107.5×30.0)	自筆作品
6 手柄岡持狂詩狂文草稿	図書館	91-コ [*] ウ [*] ウ/1295	21.8×15.0	稿本、1冊	自筆作品
7 扇面狂歌文「此扇は文化の六とせ」	図書館	28-シヨガ [*] /テ/4	43.3×19.0 43.2×19.3	扇面、2点	自筆作品
8 扇面蕨図画賛「赤蕨に」	図書館	28-シヨガ [*] /ヒ/11	50.3×22.4	軸装(全体109.0×63.7)	自筆作品
9 扇面狂歌文二面「さつさつと」	図書館	28-シヨガ [*] /テ/6	44.0×18.3 45.8×20.5	軸装(全体178.0×59.4)	自筆作品
10 送別二首「このたひは」	図書館	91-コ [*] ウ [*] ウ/2226	19.5×30.0	断簡1鋪	自筆作品
11 伊楚以飛記	図書館	91-コ [*] ウ [*] ウ/1290	27.3×19.6	袋綴四つ目綴、1冊、54丁	関係資料
12 伊楚以飛喜	図書館	91-18/42	25.7×18.1	袋綴四つ目綴、1冊、54丁	関係資料
13 独吟漢和百韻	図書館	A911/1	20.8×14.7	列帖四つ目綴、1冊、16丁	関係資料
14 金吟出入牒(乾)	図書館	91-18/33	26.0×19.0	袋綴四つ目綴、1冊、96丁	関係資料
15 金吟出入牒(坤)	図書館	91-18/33	26.0×19.0	袋綴四つ目綴、1冊、79丁	関係資料
16 江都前後赤壁画卷	博物館		28.7×630.7	卷子	自筆作品
17 五十五日記	公文書館	混18-158	24.5×16.9	袋綴四つ目綴、1冊、63丁	関係資料
18 平沢平荷書状(柿蔭宛書状)	公文書館	落2091	16.6×53.0		関係資料
19 岩堀氏應書状(平荷との問答狂歌)	公文書館	AH911.1-26	16.2×68.5		関係資料
20 御亀鑑 江府25	公文書館	AS289-18-25	26.7×19.8	竪本(寛政6年2月25日条)	関係資料
21 「義和公譜 丁」(佐竹家譜)	公文書館	AS288-1-32	27.0×20.0	竪帳(寛政4年間2月11日条)	関係資料
22 御判物改御記録	公文書館	AS317-75			関係資料
23 長浜屋源左衛門上書	公文書館	A333-1			関係資料
24 江戸御上屋敷之図	公文書館	吉田23	28.0×39.0		関係資料
25 平沢平角・為八書状	公文書館	AH387-158	16.8×98.2		関係資料
26 平沢平角書状写	公文書館	県B-376	16.5×101.5		関係資料
27 岩城家留守居口上覚	公文書館	県B-388	16.3×48.2		関係資料
28 平沢平角書状写	公文書館	県B-373	17.8×117.3		関係資料
29 大館彦右衛門書状	公文書館	県B-334	18.0×62.5		関係資料
30 秋田領峰吉川同領寺館村矢島領寺館 尻引村地境争論絵図	公文書館	県C-48	108.0×139.0 (118.0×150.0)	複製絵図有り(延宝8年)	関係資料
31 強首附近之図	公文書館	AH291.7-21	56.0×78.0		関係資料
32 川辺郡女米木村絵図	公文書館	県C-108	67.0×135.0 (85.0×147.0)	複製絵図有り	関係資料
33 吾妻曲狂歌文庫	国会図書館	コマ番号14		写真パネル	関係資料
34 分間江戸大絵図	公文書館	泉05	199.0×182.0		関係資料
35 分間江戸大絵図	公文書館	岡390	192.0×164.0		関係資料
36 富本豊前太夫正本・復刻版	個人蔵			竪本、3冊、天明6年頃	関係資料
37 両国名取・復刻版	個人蔵				関係資料
38 桜草野辺錦	個人蔵				関係資料
39 青楼美人合姿鏡・復刻版	個人蔵				関係資料
40 吉原細見	個人蔵			享保18年、19年版	関係資料
41 天道大福帳	個人蔵			竪本、3冊、天明6年頃	関係資料
42 吉原大通絵	国会図書館	コマ番号10		写真パネル	関係資料
43 文武二道万石通	国会図書館	コマ番号6,8,12		写真パネル	関係資料

※No.1～19までの太字の囲みは秋田県指定有形文化財(書跡・典籍17)の資料。

註

- (1) 井上隆明 『喜三二戯作本の研究』(三樹書房 一九八三年)
井上隆明 「喜三二の年譜資料」(『あきた文学』一九六五年)
井上隆明 「喜三二伝考異」(『近世文芸』14号 一九六八年)
井上隆明 「喜三二の素材と方法」(『論叢』第20号一九七七年)
(2) 石川隆一 「平沢通有日記一解説」(『秋田市歴史叢書一』秋田市 二〇〇七年)
秋田県公文書館所蔵「平沢家伝記 上下」(平沢三二)「藤原姓平澤氏系図」(A二八八・二二二五七三)
(3) 「京都江戸萱橋分限帳」(AH三二七一九六)
(4) 笠谷和比古 『江戸御留守居役』(吉川弘文館 二〇〇〇年)
(5) 笠谷氏によれば、江戸城での控間を同じくする大名諸家の留守居役によつて構成される組合を「同席組合」というが、安永・天明期の国持大名の大広間席組合は、島津・伊達・有馬・上杉・松平の八家と黒田・鍋島・藤堂・蜂須賀・山内・佐竹・伊達(宇和島)・立花・宗の九家の二つからなっていた。
(6) 秋田藩留守居役の職務に関しては、時代は少々下るが当館所蔵資料に「御留守居勤形上・中・下」(混架七一五五六一〜三)があり、参考になる。
(7) 『西仙北町史』(西仙北町 一九九五年)
(8) 『岩城町史』(岩城町教育委員会 一九九六年)
(9) 加藤昌宏 「秋田藩における境目論関連史料について」(『秋田県公文書館研究紀要』第四号 一九九八年)
加藤昌宏 「秋田藩における境目方支配」(『秋田県公文書館研究紀要』第五号 一九九九年)
(10) 『御亀鑑』江府五十五(秋田県教育委員会 一九九二年)
(11) 秋田県庁文書群「公務控」(九三〇一〇三一〜二二二) (明治二年一月二十日条)

活動報告

(令和八年二月現在)

一 展示

○連携展

「記録資料にみる大地創造―大潟村ア―

カイズ・ギャラリー」

会期…八月一日～十二月二十六日

会場…大潟村干拓博物館

コーナー設定

- ・ 八郎潟の原風景
- ・ 干拓工事
- ・ 村をつくる

○連携展

「記録資料にみる大地創造―大潟村ア―

カイズ・ギャラリー」

会期…八月二十一日～九月二十八日(前期)

十月二日～十一月三日(後期)

会場…秋田県公文書館 特別展示室

コーナー設定

(前期展)

- ・ 八郎潟の原風景
 - ・ 八郎潟干拓計画
 - ・ 干拓地を一つの村に
 - ・ 干拓に伴う工事
 - ・ 大地の完成
- (後期展)

- ・ 八郎潟干拓計画
- ・ 潟を美田に
- ・ 村をつくる
- ・ 防潮水門
- ・ 現在の大潟村
- ・ 大潟村の DEEP な世界

この展示は、県と大潟村教育委員会。連携し、大潟村干拓博物館と県公文書館の二会場で開催した。日本で二番目に大きな湖だった八郎潟が、干拓工事により陸地となり、そこに村が誕生し、人々の生活が営まれるようになるまでの過程で作成された公文書、図面、その他村民の生活に関わる資料を展示した。観覧者数は、前期三、一六五人、後期一、四九四人の計四、六五九人。

(畑中康博)

○公文書館・図書館連携展示

「平沢常富とその時代」

会期…五月二十九日～七月一日

会場…秋田県公文書館 特別展示室

コーナー設定

- 一 平沢平角常富について
- 二 「秋田藩・旗本生駒氏・亀田藩境目争論」について
- 三 「手柄岡持自筆作品並びに関係資料」について

- 四 平沢常富や葛屋重三郎が生きた時代の江戸の街について
- 五 常富・葛重・大河「べらぼう」に関する出版物等の資料について

令和七年のNHK大河ドラマ「べらぼう」葛重栄華乃夢斬りの主要登場人物である朋誠堂喜三二こと秋田藩士平沢常富の活躍を両館の資料を元にして、その人物に視点を当てて明らかにした展示構成とした。特に秋田藩江戸留守居役としての働きと戯作作家・狂歌師としての作品を列品し、観覧者にはその対比を捉えていただいた。今回は、館として初めてNHK秋田放送局の後援をいただいたこともあり、途中一週間ほどの特別整理機関をはさんだが、二十四日間で九、一一五人もの多くの方々にご覧いただいた。

(伊藤成孝)

二 公文書館講座

○古文書解読講座

館蔵資料をテキストに使用し、くずし字解読の手助けを行うことを目的として実施した。入門編全六回、応用編全二回で一講座当たりの定員は三十名まで。参加者数は入門編延べ百六十七名、応用編延べ五十一名で合計延べ二百十八名。

昨年度の講座は各回完結の初級者向け三回

と中・上級者向け三回の形だったが、今年度から全回受講を原則とした連続講座「入門編」を開講し、初心者が解読能力をステップアップして身に付けていく方式に転換した。その内容は次のとおりである。

- 第一回 五月十六日
鼠小僧次郎吉尋問書写を読む その1
(講師・畑中康博)
- 第二回 五月三十日
鼠小僧次郎吉尋問書写を読む その2
(講師・畑中康博)
- 第三回 六月二十日
変体仮名徹底攻略 その1
(講師・畑中康博)
- 第四回 六月二十七日
変体仮名徹底攻略 その2
(講師・畑中康博)
- 第五回 七月十一日
武家文書を読む その1
(講師・柴田知彰)
- 第六回 七月二十五日
武家文書を読む その2
(講師・渡部拓)
- 「応用編」では古文書解読経験のある方を対象に、歴史的背景の解説を織り交ぜながら、長めの古文書を講師と共に読み進んだ。その内容は次のとおりである。
- 第一回 七月十八日

秋田藩家蔵文書を読む

— 小野寺旧臣の文書をもとに —

(講師・佐藤一幸)

第二回 七月十八日

「御亀鑑」を読む (2)

— 秋府十・寛政5年8月朔日条を中心に —
(講師・伊藤勝美)

今年度からの連続講座「入門編」に対して、受講者からは、「各回完結よりも勉強が身につく」、さらに「たった六回では足りない、もっと勉強したい」との積極的な声が極めて多く、ある程度読めるようになった参加者が「応用編」受講を申し込むケースもあった。

「応用編」では、古文書解読経験のある参加者や、より高い学びの機会を求めて「入門編」から進んだ参加者に、古文書と歴史を学ぶ醍醐味を味わっていただいた。

当講座は、公文書館の利用者層拡大を目指し、古文書解読と整理のスキルをもつ人材の育成とする。古文書解読講座「入門編」から「応用編」、さらに「記憶の護り人養成教室」から「古文書整理ボランティア」に進むことで、地域社会の記憶を保護し後に伝える人材を還元することを大きな目標とするものである。

(柴田知彰)

○記憶の護り人養成教室

もりびと

「記憶の護り人養成教室」は、令和四年度から開講し、今年度で四年目に入った。「記憶の護り人」とは当館の造語であり、「古文書を読める人」から一步進んで「古文書を整理して護り伝える人」の意味を込めた。単なるボランティアではなく、急速な社会変動で資料散逸の危機にある地域に、古文書を整理できる人材、地域の記憶を護るエキスパートを送り出すことを目指した。

古文書解読経験を持つことを受講条件として定員十名枠で募集を行い、県内各地から十名の応募があった。

教室は、古文書チームの畑中康博チームリーダー(兼)主任学芸主事が講師となり、当館三階多目的ホールで七回開催した。各回の内容は次のとおりである。

- 第一回 五月八日
午前…開校式、オリエンテーション
講義…古文書取扱の基本
- 午後…実習(佐竹文庫より御判物の解読)
- 第二回 六月十九日
午前…鈴木家文書(追加分) 解読・資料整理
- 午後…企画展「記録資料にみる大地創造」
(前期)ギャラリー・トーク参加
- 第三回 七月十日
午前・午後…鈴木家文書(追加分) 解読
・資料整理

第四回 八月七日

悪天候のため中止

第五回 九月十一日

午前・午後…鈴木家文書（追加分）解説

・資料整理

第六回 十月九日

午前…講義「秋田県公文書館の誕生」

午後…鈴木家文書（追加分）解説・資料

整理

第七回 十一月十三日

午前…研究会①「近代日本の県治体制」

午後…研究会②「身分論から見た秋田戊

辰戦争」

講義 ISAD(G)（国際標準記録資

料記述一般原則）の目録整理法

第八回 十二月十一日

午前・午後…受講生レポート発表会

（古文書からみる「身分」）

修了式

今年度の新企画の一つ目として、古文書の様式論を学んでもらうため、第一回目で藩政期に將軍から秋田藩主に下された「御判物（領知判物）」やその写を、受講者一人ずつ手に取って読んでもらった。初代將軍徳川家康の「権現様御判物写」などの内容と歴史的背景の説明も行い、受講者には好評だった。二つ目に、受講者が、資料整理の実践から

得た知識と経験をもとに、「身分」を共通テーマに古文書を調査してレポートを作成し、最終の第八回で発表する場を設けた。発表会の前には、レポート内容の充実させるため、当館閲覧室に通う受講生の姿が少なからず見られた。そして、発表当日には、講師をうならせる興味深いレポートの数々が披露された。（柴田知彰）

○古文書整理ボランティア

記憶の護り人養成教室の修了生七名が、そのスキルアップも目的として、当館所蔵古文書の整理ボランティアに参加した。担当は畑中康博、活動日は次のとおりである。

第一回 五月二十二日

第二回 六月五日

第三回 六月二十六日

第四回 七月三日

第五回 七月二十四日

第六回 八月七日 悪天候のため中止

第七回 八月二十一日 同右

第八回 九月四日

第九回 九月二十五日

第十回 十月二日

第十一回 十月二十三日

第十二回 十一月六日

第十三回 十一月二十七日

資料整理の対象とした鈴木家文書は、由利郡八田村（現・秋田市下浜）で江戸時代に肝煎、明治時代に戸長や村長を務めた地域名望家の資料群である。昨年度は記憶の護り人受講生と分担し未整理の追加分を資料整理した成果七百十一点を公開した。今年度も記憶の護り人受講生と分担して整理を行い、年度末には五百八十八点を追加して公開する予定である。

一方、慶応四年（一八六八）一月から明治五年（一八七二）三月まで、秋田藩から秋田県にわたり作成された「公務控」について、今年度は明治二年一月から六月分までを古文書チーム職員とともに翻刻した。十一月までの期限で提出し、担当の畑中康博が確認・構成の上で、『秋田県公文書館研究紀要』第三十二号に研鑽の成果を資料紹介として掲載した。（柴田知彰）

○出前講座

「公文書館所蔵資料に見る〇〇」をテーマに、県内の団体やグループで行う学習会に講師を派遣し、講座を開催した。

第一回

四月十日

【大曲婦人会 花火伝統文化継承資料館は
なび・アム】 参加者四十人

昭和史の中の婦人会（講師・畑中康博）
第二回 四月二十六日

【大曲史談会 大曲交流センター】

参加者十人

国鉄の動力近代化と大曲市―生保内線
ディーゼルカー導入問題を中心として―

(講師・畑中康博)

第三回

五月八日

【高齢者学級「南星大学」 秋田市南部市
民サービスセンター】 参加者十八人

公文書館所蔵資料に見る秋田

(講師・保坂誠)

第四回

五月二十九日

【秋田大学教育文化学部附属小学校】

参加者百人

秋田の戊辰戦争を学ぼう

(講師・畑中康博)

第五回

六月二十五日

【秋田市東部市民サービスセンター】

参加者七十人

県指定有形文化財『渋江和光日記』の世
界 (講師・畑中康博)

第六回

六月六日

【秋田県立西仙北高等学校】

参加者十二人

地域探求Ⅰ(学校設定教科)

(講師・伊藤成孝)

第七回

七月十五日

【秋田県立西仙北高等学校】

参加者十二人

地域探求Ⅲ(学校設定教科)

(講師・畑中康博)

第八回

九月三日

【秋田県地域婦人団体連絡協議会 秋田キ
ヤッスルホテル】

参加者二百五十人

昭和史の中の婦人会

(講師・畑中康博)

第九回

九月十日

【秋田寿大学 秋田中央市民サービスセ
ンター】 参加者八十六人

秋田藩の歴史を学ぶ「渋江和光の日記」

(講師・畑中康博)

第十回

十月十日

【南部ひまわり学級 秋田市南部市民サー
ビスセンター】 参加者二十五人

公文書館所蔵資料に見る秋田

(講師・伊藤成孝)

第十一回

十月十六日

【ルネッサンス角館・北家御日記読誦会・北
浦史談会 仙北市立角館榊細工伝承館】

参加者四十人

国鉄動力近代化と生保内線ディーゼルカ
ー導入問題 (講師・畑中康博)

第十二回

一月二十一日

【飯島塾 秋田市飯島コミュニティセンタ
ー】 参加者五十二人

戦争・軍功・恩賞―身分論からみた秋田戊
辰戦争― (講師・畑中康博)

第十三回

一月二十九日

【秋田県職員退職者会仙北支会 大曲プラ
ザたつみ】 参加者十三人

公文書館所蔵資料に見る秋田(大仙市)

(講師・保坂誠)

第十四回

二月十四日

【秋田市立佐竹史料館】 参加者五十三人

平沢常富とその時代

(講師・伊藤成孝)

第十五回

二月十八日

【おもしろ講座 大仙市神岡中央公民館】

参加者三十九人

県指定有形文化財『渋江和光日記』の世
界 (講師・畑中康博)

第十六回

二月二十六日

【にかほ市教育委員会 にかほ市金浦公民
館】 参加者五十人

秋田藩士の記録からみた鳥海山路君戊辰
戦争 (講師・畑中康博)

今年度は二月末現在で昨年度の十回を上回
る十六回の出前講座を行った。公民館など社
会教育施設を会場にした出前講座が多かつ
た。当館との連携は生涯学習の現場で定着し
てきたようである。戊辰戦争、鉄道史、戦後

婦人会史などは地域に密着した題材であり、人気講座になっている。

当館所蔵資料を使った古文書解説講座の出版の要望も受けた。また、第十三回で県政映画を使ったところ受講者の郷愁を誘い、毎年館内で開催する「県政映画上映会」同様の好評を得た。出前講座には、過去に館内で開催した講座や上映会を館外で実施する役割もある。

第四・六回は学校連携であり、その詳細については、本誌掲載の古文書チーム共同研究「秋田県公文書館の学校連携事業について」を御覧いただきたい。

(柴田知彰)

三 研修・協議会

○第五十一回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）全国（熊本・天草）大会

十一月十三・十四日

天草市民センター

大会テーマは「地域資料調査の現在」である。二日間にわたり、次の研修会・研究会に参加した。

◆【研修会】

- ・「史料保存―理論だけでは人は動かない―」平井義人氏（大分県日出町歴史資料

館）

- ・「山口県公文書等管理条例の制定と山口県文書館」山崎一郎氏・山本明史氏（山口県文書館）

◆【大会テーマ研究会】

- ・研究会報告Ⅰ「天草アーカイブズにおける公民共同での資料整理活動」松野恭子氏（天草市立天草アーカイブズ）
- ・研究会報告Ⅱ「大分県における地域資料調査の課題と自治体史収録文書の行方」松尾大輝氏（大分県先哲史料館）
- ・研究会報告Ⅲ「自治体史・その後」加藤規博氏（愛知県公文書館）

◆【天草特別座談会】

- ・「天草アーカイブズの過去・現在・未来を聞く」登壇者・安藤正人氏・金子久美子氏・平田豊弘氏（天草市立キリシタン資料館）

◆【研修会E'3】

- ・天草キリシタン館↓天草アーカイブズ

◆【ポスターセッション】

- ◇「近代日本のハンセン療養所における入退所管理記録―菊池恵楓園「患者身分帳」の諸様式」松岡弘之
- ◇「冷凍庫を活用した文書の低温殺虫処置の試みと課題」下向井祐子（広島県立文書館）
- ◇「アーカイブズ・デイズ―記録資料を

学んで、歩く、二日間―」渡部拓（秋田県公文書館）

- ◇「福井県文書館の取組みと『デジタルアーカイブ福井』」長野栄俊（福井県文書館）
- ◇「MCエタノール糊と典具帖紙を使った資料の手当について」中村凜・松下圭・尾立和則（天草市立天草アーカイブズ）
- ◇「天草史料調査会の活動記録」旧天草史料調査会（天草市立天草アーカイブズ）
- ◇「三豊市文書館、香川県内機関連のリーフレット・チラシ等」宮田克成
- ◇「河内長野市立図書館の企画案内」河内長野市立図書館

ポスターセッションでは、「出羽一國御絵図」レプリカを広げて見る体験活動に加え、「現地を学んで歩く」という実践的なアプローチが多く参加者から好評だった。資料展示とフィールドワークの組み合わせに、大きな手応えを感じる機会となった。

(渡部拓)

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議

十一月二十一日

公文書・歴史資料の保存と利用について取組みの強化を図ることを目的として、県内各市町村の公文書管理担当者及び歴史資料担当者を対象に開催した。本年度は初めて、パネルディスカッションを行った。

・秋田県公文書館の活動紹介

・秋田県公文書館 公文書・古文書チーム
・基調講演

「文書館のしごと―地域おこしとアーカイブズによせて」

埼玉県立文書館 学芸主幹 新井浩文氏
市町村事例報告

「世紀の大事業八郎潟干拓で誕生した大潟村を未来に伝える」

大潟村干拓博物館 主任 高橋真也氏
・パネルディスカッション

「地域おこしと記録史料（アーカイブズ）」
パネラー

新井浩文氏（埼玉県立文書館）

高橋真也氏（大潟村干拓博物館）

蓮沼素子氏（大仙市アーカイブズ）

コーディネーター

畑中康博（秋田県公文書館）

会議に対するアンケートの集計結果によると、出席者からは「有意義であった」との意見が多く、概ね好評であった。

今後の会議で取り上げてほしいテーマとしては、各自自治体で紙から電子データに移行する動きが進んでいるため、当該内容に沿ったテーマでの実施などを望む声があり、電子化に関連する情報提供なども検討していく。

（鈴木 久）

○「令和七年度アーカイブズ研修Ⅰ」

八月十八日～二十二日

国立公文書館
（東京都千代田区）

対面とオンラインのハイブリッド形式で実施された研修にオンライン参加した。今研修の目的は、公文書等に係る基本法令やアーカイブズに関する基本的な理論及び方法論等を習得するとともに、デジタル化・電子文書・情報システム等についての理解を深めることにより、「アーキビストの職務基準書」が示す基礎的知識を習得することである。

研修の対象者は、①公文書館等の職員、国及び独立行政法人等の文書管理実務の担当者並びに地方公共団体の文書主管課等の職員
②主に公文書館等における初任者

◆研修内容

1日目 講義「アーカイブズの概論等」

2日目 講義「公文書の評価選別」、事例報告①、グループ討論等①

3日目 講義「デジタルアーカイブ等」、事例報告②

4日目 講義「利用の促進等」、グループ討論等②

5日目 講義「学校教育との連携等」、特別講演

（保坂 誠）

○「令和七年度アーカイブズ研修Ⅱ」

二月五日～六日

国立公文書館（完全オンライン）

今研修のテーマは、「電子公文書の管理・保存・利用」である。ISO等の国際標準や国のデジタル化対応方針、国立公文書館のガイドブック解説に加え、先行自治体の事例報告を通じて電子公文書管理の現状と課題を学んだ。長期保存を見据えた標準フォーマット（PDF/A等）の採用やメタデータ付与の重要性、システム設計段階からアーキビストが関与する「フェーズ0」の必要性といった視点は、今後のシステム更新や移管業務において参考になった。

グループ討論については、「作成・取得・整理」「移管」「受入」「長期保存」「利用」のフェーズに分かれ、現状の課題と解決策について議論を行った。

◆研修内容

(1) 講義「電子文書の管理・保存をめぐる基本的考え方」

(2) 講義「行政文書の管理におけるデジタル化への対応」

(3) 解説「電子公文書の作成・保存・利用ガイドブックの紹介」

(4) 事例報告①「大仙市における電子公文書管

理の現状と課題」

(5)事例報告②「長野市の電子文書の収集・保存・公開」

(6)グループ討論「電子文書の作成・取得・整理」

(佐藤里美)

四 普及

○「公文書館だより」資料紹介・とっておきの話(旧「古文書倶楽部」)

第四十九号「公文書館だより」 六月五日

・【資料紹介】

「県政映画関係綴」

昭和三十年～三十一年度の記録

(柴田知彰)

・【とっておきの話】

カラー版「解体新書」!?

(金森正也)

第五十号「公文書館だより」

十月二日

・【資料紹介】

三浦畑四郎収集資料の概要と魅力

(金森正也)

・【とっておきの話】

ある熨斗包紙上書きに関して

(伊藤勝美)

第五十一号「公文書館だより」 三月五日

・【資料紹介】

秋田藩の刑罰規定

「刑罰式」・「刑罰式附録」から

(渡部拓)

・【とっておきの話】

北家御日記にみえる上浦泊野に関して

(佐藤一幸)

当館の所蔵資料をよりよくご利用いただくために、広報誌「公文書館だより」の【資料紹介】「とっておきの話」のコーナーで、日頃の調査・研究の成果をわかりやすく紹介している。館内配布、閲覧室やエントランスホールでの掲示、当館ウェブサイトやX(旧ツイッター)での公開をしている。

(鈴木 久)

○県政映画上映会

八月二十八・二十九日

昭和三十年～五十年代前半に県が広報のため制作した「県政映画」を大きなスクリーンでご鑑賞いただく上映会を当館多目的ホールで開催した。

「竿燈」をはじめとした県内の伝統行事や伝統工芸に関する県政映画をまとめ「秋田の伝統文化」というテーマで上映した。

全二日間、一日二回の上映で各回定員は四十名。来場者数は二日間で合計四十一名。

(中田 暁)

○閲覧室展示

今年度閲覧室における展示のスタイルを変えた。資料(複製等)を「手に取って見る」「動かしてみる」「ハンズオン展示を取り入れた。四回実施した展示を紹介する。

一回目は、「久保田城下百物語」である。

これは「久保田城下百物語」(A 388-1)の資料を扱った展示である。百物語に様々な妖怪が登場するが、このうち妖怪が潜んでいる場所が特定できるものについて、「羽州久保田大絵図」(原本は県立図書館)におとした。立体的な妖怪を作成し、絵図上で動かせるようにした。

二回目は、「秋田の石油」である。「問題1 かつて秋田は原油産出量日本一の時代があった?!」「問題2 秋田県で石油やアスファルトが埋蔵されたのは沿岸?内陸?」「問題3 天然のアスファルトが縄文土器に塗装されていた?」といった問題を掲示して、パンフレット(平成二十八年 企画展)を手にすれば正解が分かる形式で展示を実施した。その他に八橋油田の様子が分かる「寺内町鳥瞰図」(三浦9-6-21)の複製を展示した。

三回目は、「大滝温泉」である。エントランスホール展示にて『宇都宮孟綱日記』から大滝温泉関連の記事を掲示して、閲覧室展示

へ結びつくようにした。閲覧室展示では、慶応二年（一八六六）秋田藩主・佐竹義堯が、大滝温泉で湯治した際の宿割りの図「大瀧村御入湯御宿割之図写」（岡288）をはじめ、大滝温泉関係の資料を展示した。

四回目は、「かまくら」である。今回は、当館所蔵資料と内閣文庫本（国立公文書館蔵）の「風俗問状答」を並べて展示した。あわせて現代の「かまくら」の写真も掲示し、江戸時代と現代とでその形状がどのように変化したのか、比較できる構成である。また、資料の中には「火振りかまくら」の様子も描かれている。

（渡部 拓）

OSNSについて、YouTubeを活用して、

令和7年11月に「秋田県公文書館公式YouTubeチャンネル」を開設した。当館が主催する行事や事業、所蔵資料の紹介などを発信すること、県内外の多くの方々に公文書館の魅力を伝え、認知度を高めることを目的としている。

令和8年2月現在、動画の掲載件数は「企画・連携展示」が3本、「閲覧室ミニ展示」が4本、「古文書読み解き動画」が5本、「活動紹介」が1本、「資料紹介」が1本、公開中である。

動画では、大潟村教育委員会との連携展示

「記録資料にみる大地創造」を公開している。村の設立時に公募された「新村名称募集一覧」や「干拓工事の写真」など、当時の空気感を伝える貴重な資料がある。また、秋田県立図書館との連携展示「平沢常富とその時代」では、秋田藩士としての姿に加え、戯作者・朋誠堂喜三二や狂歌師・手柄岡持としての側面を示す資料など、多角的な展示風景を紹介している。

閲覧室展示についても、「久保田城下百物語」「秋田の石油」「大滝温泉」の様子を視聴可能である。さらに、新たに公開した「古文書読み解き動画」は、展示紹介動画を上回る視聴回数を記録しており、関心の高さがかがえる。

動画を通じて興味を惹かれた資料があれば、ぜひ閲覧申請を行い、現物ならではの質感や迫力を直接確かめてほしい。

「秋田県公文書館公式YouTubeチャンネル」はこちらのQRコードから。



（渡部 拓）

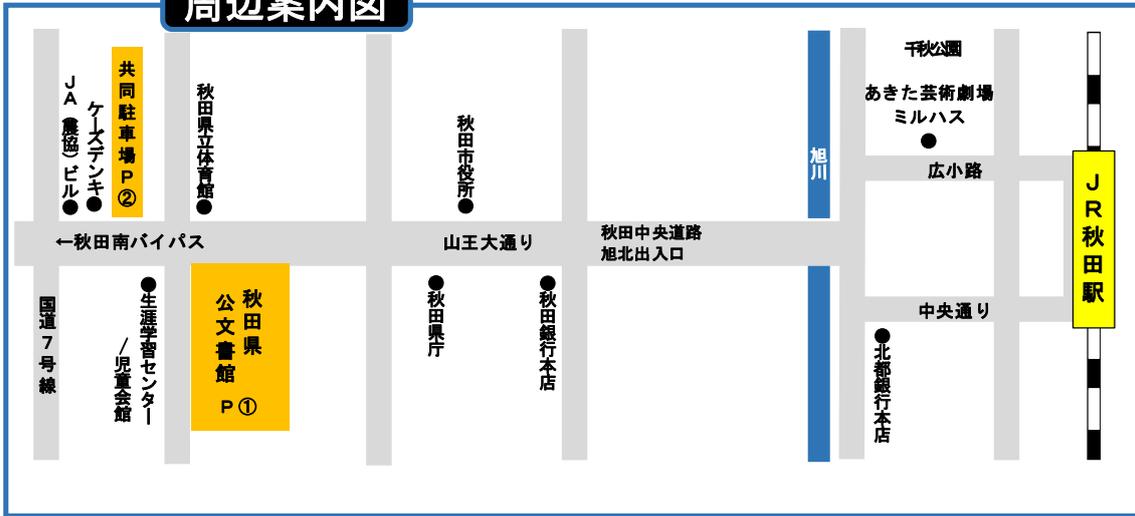
開 館 時 間 (令和8年度)

- 平日……………午前9時～午後7時
- 土曜日・日曜日・祝日……………午前9時～午後6時

休 館 日 (令和8年度)

- 毎週水曜日 (祝日の場合は次の平日)
- 年末年始 (12月28日～1月3日)
- 特別整理期間 (6月11日～16日、12月3日～8日)

周辺案内図



秋田県公文書館研究紀要 第三十二号
令和八年三月六日発行
編集 秋田県公文書館
発行 秋田県公文書館
〒〇一〇一〇九五二
秋田市山王新町一四一三二
電話 〇一八(八六六)八三〇一

(題字 寿松木 毅)

HP



E-mail



X

